

たつの市部落差別解消推進基本計画

令和4（2022）年3月31日

兵庫県たつの市

はじめに

たつの市では合併後まもなく、「人権都市宣言」を掲げ、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでいます。



2017（平成 29）年には、全国に先駆けて「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。このたびの「たつの市部落差別解消推進基本計画」はこの条例に基づき策定したものです。本計画は、市民及び対象地区にお住まいの方々への人権意識調査並びに対象地区での生活実態調査を実施し、その調査結果を基に、たつの市部落差別解消推進審議会から答申を受け、策定に至りました。

2002（平成 14）年 3 月に同和対策事業特別措置法が終了し、その後、部落差別の解消に向けて、人権教育や啓発等の一般施策を行い、今年で 20 年が経ちますが、調査結果から今なお部落差別が残っていることが明らかになりました。今後、本計画を基に部落差別のない明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、たつの市部落差別解消推進審議会委員の皆様をはじめ、人権意識調査及び生活実態調査にご理解とご協力をいただきました皆様に心より厚くお礼申し上げます。

令和 4（2022）年 3 月 31 日

たつの市長 山 本 実

目 次

第1部 総論	1
1 基本的認識	1
2 基本目標	2
3 基本視点	2
(1) 人権尊重を基本とした施策の推進 (2)	
(2) 総合的かつ計画的な施策の推進 (2)	
(3) 市民と協働して部落差別問題解決の推進 (2)	
4 施策の基本的方向	3
5 基本計画の体系	4
(1) 基本計画の位置づけ (4)	
(2) 基本計画の期間 (4)	
(3) 基本計画の策定体制 (5)	
6 推進体制の充実	5
(1) 市役所内の推進体制の充実 (5)	
(2) たつの市民主化推進協議会 (5)	
(3) たつの市部落差別解消推進審議会 (6)	
7 国に対する法的措置等の要望	6
8 基本計画作成の趣旨	6
9 人権行政の推進	8
部落差別解消に求められる6つの方策	8
(1) 差別を法律で禁止すること (8)	
(2) 差別の被害者を効果的に救済すること (9)	
(3) 生活実態の格差是正に努めること (9)	
(4) 差別観念を人権教育・人権啓発で払拭すること (10)	
(5) 人権交流活動の推進を (11)	
(6) 部落問題の解決を困難にしている法制度を改廃すること (11)	

10	人権教育の推進	12
	人権教育に関わる問題	12
	(1) 創意工夫をこらした同和問題に関する教育の推進 (12)	
	(2) 総合的な人権問題学習の推進 (13)	
	(3) 人権の法制度の理解促進 (13)	
	(4) 「交流」「まちづくり」「参加・体験」をキーワードにした教育啓発が一体となった取り組みの推進 (13)	
	(5) エンパワメント（潜在能力の発揮）の支援 (14)	
11	人権啓発の推進	15
12	インターネット上の厳しい部落差別の現状	15
13	人権相談の課題	19
	(1) 身近な人権相談窓口の整備 (19)	
	(2) 差別の被害者を効果的に救済すること (19)	
	(3) 生活実態の格差是正に努めること (19)	
	(4) 総合的な人権相談ネットワークシステムの確立 (20)	
	(5) 人権侵害の実態把握 (20)	
14	調査結果報告書の概要	21
	(1) たつの市人権意識調査、たつの市対象地区住民人権意識調査より (21)	
	(2) たつの市対象地区住民生活実態調査より (24)	
	(3) たつの市対象地区住民人権意識調査の自由回答より (25)	
	(4) たつの市対象地区住民生活実態調査の自由回答より (26)	
	(5) たつの市民人権意識調査の自由回答より (27)	

第2部 人権行政の推進29

1	部落問題解決に向けた取り組みの展開	29
2	人権擁護体制の確立	30
3	同和地区住民の生活の安定と自立支援	31
4	隣保館活動の活性化	32

第3部 人権教育の推進38

1 結婚差別の現状と教育との関係38

- (1) 同和地区に対する偏見や差別意識とは (38)
- (2) 調査結果報告書から見てくる結婚差別の現状 (39)
- (3) 結婚差別の原因 (39)
- (4) 結婚差別がもたらすもの (39)

2 なぜ正しい人権教育（同和教育）が必要か.....40

- ① 部落に対するマイナスイメージが払拭されていない (40)
- ② 同和教育の方法 (40)
- ③ 同和問題に関する人権啓発の機会に参加していない (41)

3 教科書と部落史の記述の変遷41

4 人権教育の取り組みの経過と課題.....42

- (1) 人権教育（同和教育）の取り組みの経過と現状 (42)
 - ① すべての学校で同和教育に取り組んでいる (42)
 - ② カリキュラムの作成により、計画的に系統的に人権教育に取り組んでいる (42)
 - ③ 「コア教材」により、市内での教材の共通化が図れている (43)
 - ④ 教職員の人権教育に対する意識が高い (43)
 - ⑤ 地域教材や自作教材の作成を通して、地域とのつながりを築いている (43)
- (2) 人権教育（同和教育）の取り組みの課題 (43)
 - ① マイナスイメージにつながる学習になっていないか (43)
 - ② 子どもたちが部落差別を自分事として考えることのできる学習になっているか (44)
 - ③ さまざまな人権課題といかに関連付けられているか (44)
 - ④ カリキュラム通りに部落差別を解消するための教育に取り組んでいるか (45)
 - ⑤ 自分の考えを述べ、子どもたちの意見で進める人権学習になっているか (45)
 - ⑥ 人権は権利の学習であり、人権尊重の精神の涵養をめざした教育であることの認識をもっているか (46)
 - ⑦ 同和地区に対する偏見・差別意識や誤った情報を断ち切り、プラスイメージにつながる授業を展開できているか (46)

5	これからの人権教育への取り組み……………	47
(1)	系統性のある人権教育カリキュラムの作成 (47)	
①	小学校低学年 (47)	
②	小学校中学年 (48)	
③	小学校高学年 (48)	
④	中学校 (50)	
(2)	教職員の同和問題に対する正しい認識の構築 (50)	
(3)	コア教材の活用 (52)	
(4)	地域教材・自作教材の充実 (52)	
(5)	部落についてのプラスイメージの構築 (52)	
6	人権交流推進事業までの歴史 ……………	53
(1)	人権教育推進事業時の成果 (54)	
(2)	人権教育推進事業時の課題 (54)	
(3)	人権交流推進事業への転換と効果 (55)	
7	P T A世代対象の部落差別の解消をめざした研修の実施 ……	56

第4部 部落史学習にあたって ……………57

第1章 「部落史見直し」から得た新たな視点 ……………58

第1節 部落史学習のねらい ……………58

第2節 「部落はずっと低位におかれていた」という認識の見直し ……58

- (1) 常に低位ではなかった (58)
- (2) 低位であったと捉えることによる弊害 (58)
- (3) 正しい認識で (59)

第3節 身分制に対する認識の見直し ……………60

- (1) 身分制の起こり (60)
- (2) 江戸時代の身分制 (60)
- (3) 市民権の剥奪 (身分制による政治の原則) (61)
- (4) 被差別部落の起源 (61)

第4節 これまでの部落史学習の見直し62

- (1) 差別はどこまでも差別する側の問題 (62)
- (2) なぜ部落差別は今日まで残ったか (63)
- (3) 新たな視点で (64)
- (4) 江戸時代は総差別で教える (65)

第5節 人権教育への誤った理解65

- (1) 同和問題の捉え方一心がけや思いやりで解決できるのかー (65)
- (2) 人権教育と道德教育の違い (65)

第6節 部落史学習で何を教えるのか66

- (1) 部落史学習で大切なこと (66)
- (2) 思いや生き様に共感的理解をさせること (66)
- (3) 「なぜ差別されてきたのか」から、「なぜ差別をするのか」の視点へ (66)
- (4) 学習と日常をむすびつけていくこと (67)

第2章 学習を進める上での留意点68

第3章 部落史の概観と学習のねらい71

第1節 他の差別との違い71

第2節 古代における身分制71

- (1) 身分の発生 (71)
- (2) 仏教の中の差別意識 (71)

第3節 中世の差別72

第4節 近世の差別74

- (1) 身分制の成立 (74)
- (2) 身分の固定化 (74)
- (3) 部落差別の起源 (75)
- (4) 宗門改帳(戸籍)と差別の固定化 (76)
- (5) 一向一揆と差別の固定 (76)
- (6) 社会生活にとっての皮革とは (77)
- (7) 高まる権利意識と揺らぐ幕藩体制 (81)
- (8) 「土農工商(えたひにん)」の間違いをどう教えるか (82)

第5節 近代の部落の歴史（明治以降）85

(1) 社会問題としての部落差別の成立（85）

(2) 明治以降の被差別部落（86）

(3) 水平社の成立（86）

第6節 戦後の歴史87

(1) 戦後の部落差別（87）

(2) 現代の課題（87）

第5部 人権啓発の推進 91

第1章 人権啓発の推進91

1 部落差別意識とは91

2 同和地区への差別意識図91

3 部落差別意識の悪循環図式化92

4 市民の立ち位置の分類92

5 啓発活動とは92

(1) 啓発の定義（92）

6 啓発方法の分類93

7 同和問題の解決に対する態度94

8 同和問題解決に対する態度への啓発効果95

9 「差別意識」を抑制する啓発活動の情報内容.....95

10 今後の啓発活動の手法（方針）97

(1) 重点方策（97）

11 人権（同和）教育との関連99

第2章 啓発活動の今日的課題101

- 1 人権啓発活動の根拠となるもの101
- 2 現状の認識101
- 3 啓発活動の枠組101
 - (1)目的 (101)
- 4 枠組102
 - (1) 送り手について (102)
 - (2) 情報の内容について (103)
 - (3) 受け手について (103)
- 5 受け手の態度変容の類型104
 - (1) 覚醒化 (104)
 - (2) 補強化 (104)
 - (3) 変革化 (104)
- 6 受け手の質的側面からの検討105
 - (1) 同和問題を知った時期 (105)
 - (2) 認知経路について (106)
 - (3) 未知者への教え方 (107)

第3章 同和地区住民の結婚をめぐる諸問題109

- 1 結婚関係の変化109
- 2 周囲の強い反対110
 - (1) 結婚差別事象を分類すると (110)
 - (2) 同和地区青年の親の心 (111)
- 3 人々の拒否的態度111
- 4 結婚差別をなくすための重点方策113
 - (1) 正しい知識の周知徹底 (113)
 - (2) 実態的差別の解消 (114)
 - (3) 当人同士の努力 (114)
 - (4) 社会的交流を促進すること (114)
 - (5) 人権教育・人権啓発の徹底化 (114)

第4章 同和地区住民の抱えている意識の内容 …116

- 1 同和地区住民の苦痛と苦悩を理解するために ……116
- 2 同和地区住民のもつ社会的劣等感 ……116
 - (1) 一般的な劣等感の仕組み (116)
- 3 具体的な劣等感情、劣等コンプレックス ……117
- 4 同和地区の人の苦悩 ……117
- 5 先人たちの生き方 ……118
- 6 出自の運命を背負う ……119

第5章 誤った差別のとらえ方 ……121

- 1 自然解消論の誤り ……121
 - (1) なぜ忘却されないか (121)
 - (2) 悪いイメージが消えない (121)
 - (3) 多数派と少数派 (121)
- 2 差別消滅論の誤り ……122
- 3 疑似同情論の誤り ……122
- 4 逆差別論（ねたみ差別）の誤り ……123

第6章 いろいろな市民啓発の取り組みの結果と問題点…124

- (1) 同和問題の起源についての認識 (124)
- (2) 同和問題の学習の問題点 (125)

第7章 これからの市民啓発……………127

1 基本指針 ……………127

- 第1 「人権尊重の精神を普及高揚させ差別のない真の民主主義社会の確立をめざす啓発」でなければならない（127）
- 第2 「明るく自由な話し合い学習」を通じて、「知的理解にとどまらず、感性をゆり動かして納得にまで発展させる啓発」でなければならない。（129）
- 第3 「啓発」とは何かという基本認識を的確におさえる必要がある。そのうえに、市民一人ひとりが同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決する主体的態度を形成する啓発でなければならない。（131）

資料編

- 資料① たつの市人権尊重都市宣言 ……………133
- 資料② たつの市部落差別の解消の推進に関する条例 ……………133
- 資料③ 内閣同和対策審議会答申 第3部 同和対策の具体案より ……………135
- 資料④ 内閣同和対策審議会答申の中での同和問題（部落問題）の定義 ……………136
- 資料⑤ インターネット上の部落差別を助長する情報の取扱いについて ……………137
- 資料⑥ 不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について …138
- 資料⑦ インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び
処理について（依命通知） ……………139
- 資料⑧ 第198回（常会）衆議院本会議での二階議員の質問と安倍総理大臣の
回答 ……………142
- 資料⑨ 第335回 兵庫県議会（本議会）代表者質問 答弁 ……………143
- 資料⑩ 国連・人種差別撤廃委員会からの勧告（抜粋）2018年8月30日 ……………144
- 資料⑪ オリンピック憲章が謳う人権の尊重（抄） ……………145
- 資料⑫ たつの市同和問題関係歴史事項 ……………146

第1部 総論

第1部 総論

1 基本的認識

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題であります。

日本国憲法は「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定しています。しかしながら、日本国憲法が施行されて75年、国の同和对策審議会答申が出されて56年が経過している現在においても、同和問題は解決されたとはいえない状況にあります。

その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるという基本認識に立ち、たつの市は、当然にその責務を分担し、差別が現存する限り、同和問題解決のために人権行政を積極的に推進することにより、部落差別解消推進法及びたつの市部落差別解消推進条例の精神にのっとり、部落差別のない公正な社会の実現に資するものであります。

部落差別の定義（国の定義）

部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであつて、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下での平等を基本的価値とする現行法秩序とおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。（平成30年12月27日 法務省権調第123号より）

2 基本目標

人権行政は、市民の差別意識を解消するための諸条件の整備、地区住民の自主努力を促進し、自らの選択に基づき自立して生活を送ることができるための諸条件の整備及び校区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることにより、部落差別を解消し、同和地区住民の基本的人権が保障された、差別のない社会を実現することを目標とします。

3 基本視点

(1) 人権尊重を基本とした施策の推進

たつの市がめざす「国籍、性別、世代、居住地を問わず、人間として尊重され、交流し、連帯感をもって対等の立場で参加することができる社会」、「真摯な努力が正当に評価され、報われる公正な社会」を実現するため、あらゆる施策の実施にあたっては、すべての人びとの基本的人権の擁護を基本として積極的に推進します。

(2) 総合的かつ計画的な施策の推進

市行政の仕事は、市民の生活環境の改善、福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策であり、有機的かつ計画的な事業の実施に努めるとともに、同和地区をその周辺を含むコミュニティとして捉え、校区のコミュニティづくりとあわせて、地区内外住民相互の平等な人間関係の形成に努めます。

また、多様な課題解決に適切に対応するため、必要に応じて実態調査等を行います。

(3) 市民と協働して部落差別問題解決の推進

差別問題は加害者（差別者）と被害者（被差別者）の関係だけでは把握できません。

- ① 差別を受けている立場（被害者）
- ② 差別に反対し行動する立場（支援者）
- ③ 差別を行っている立場（加害者）
- ④ 差別を見ている立場（見物者）⇒ 居合わせて見ているだけでは、差別を放置していることになります。
- ⑤ 差別に無関心な立場（傍観者）⇒ 無関心は被害者から見れば差別の肯定者と同じということになります。

この関係は、さまざまな差別問題でも当てはまる事柄であります。④⑤の立場の人も単純な第三者ではありません。社会的に見れば、差別行為の加担者であります。

今後の人権施策の推進に当たっては、上記のそれぞれの立場を想定し、市民の立ち位置をしっかりと把握し、それぞれの市民の立ち位置にあった施策を推進します。

4 施策の基本的方向

「生活実態調査」及び「人権意識調査」等の結果に見られる不安定就労の問題、進学率の格差、所得低位の問題等や市民の差別意識の解消が十分に進んでいない実態などの残された課題を踏まえ、同和問題を人権問題という本質から捉え、人権意識の高揚と自立促進を中心として、市民に同和問題についての正しい理解と認識を深めるための施策及び隣保館を活用した雇用の促進のための講座の充実、教育の充実等に重点をおいた施策を積極的に推進します。

特に、人権についての知識と技能を分かち合い、誰一人取り残さないという態度を形成することを通じて普遍的な人権文化を築くことを目的とし、「SDGs」（国連の持続可能な開発目標）とも関連して、同和問題をその重要な柱として、これまでの成果を踏まえながら、人権教育、人権啓発として再構築し、充実・強化するなど、市民の一人ひとりの人権意識を高めるた

めの施策の積極的な推進を図ります。

また、同和問題などに係る人権侵害による被害者の救済について、人権擁護の機関やたつの市民民主化推進協議会（以下、「民推協」という。）などと連携しながら、市民が相談しやすい体制づくりなど可能な方策について検討し、市民の人権擁護に努めます。

同和地区の低位な実態については、同和問題解決の視点に立って、一般施策を有効・適切に活用します。

さらに、たつの市部落差別解消推進条例（平成 30（2018）年）の適正かつ効果的な運用を図るとともに周知徹底に努め、部落差別事象の発生を防止し、市民の基本的人権の擁護に資するものであります。

5 基本計画の体系

（１）基本計画の位置づけ

この基本計画は、「たつの市人権尊重都市宣言」及び「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例（以下、「たつの市部落差別解消推進条例」という。）」の理念と、令和 3（2021）年 6 月 11 日のたつの市部落差別解消推進審議会からの答申を踏まえ、部落差別の解消をめざし、たつの市における今後の部落差別解消に向けての施策について、総合的、計画的に進めるための指針として位置づけられます。

また、行政施策のみならず、市民への啓発、人権教育が部落差別の解消をめざすための役割を認識し、主体的に実施するための指針となるものです。

さらに、令和 4（2022）年策定の「第 2 次たつの市総合計画後期基本計画」を上位計画とし、「たつの市人権施策推進指針」とともに同和問題の解消に関する各分野の取組の方向性をより具体的に示すとともに、「第 2 次たつの市総合計画後期基本計画」をはじめ関連する個別計画との整合性を図り、部落差別解消に向けて包括的な視点から様々な生活課題に対応するための連携を図りながら進めていきます。

（２）基本計画の期間

令和 4（2022）年度から令和 8（2026）年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢や関連する制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、上記の期間中においても必要な見直しを行うものとします。

(3) 基本計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、次の体制で取り組みました。

① 計画の策定組織

- ・ たつの市部落差別解消推進審議会
- ・ たつの市人権協議会

② たつの市市民人権意識調査等の活用

令和元（2019）年 11 月に実施した「たつの市市民人権意識調査」「たつの市対象地区住民人権意識調査」「たつの市対象地区住民生活実態調査」「たつの市内学校関係人権教育実態調査」の結果を活用しました。

6 推進体制の充実

(1) 市役所内の推進体制の充実

同和問題を人権問題の本質から捉え、今後の取組みを人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという視点を踏まえ、人権施策を総合的に実施する推進体制を整備します。

その際、人権行政をより円滑かつ効果的に推進するため、人権推進課及び人権教育推進課が総合企画、調整、指導機能を一層発揮し、各部と有機的な連携を図ります。

また、同和問題の啓発の効果的な推進を図るためには、さまざまな人権問題の啓発と合わせた取組みが重要であることから、全庁的な連携を図ります。

(2) たつの市民民主化推進協議会

人権教育、人権啓発の推進に当たっては、今後とも円滑かつ効果的に実施するため、「市が実施する人権教育・啓発事業について、協力し、かつ、促進する機関」としての民推協と緊密な連携を図り

ます。

(3) たつの市部落差別解消推進審議会

たつの市部落差別解消推進審議会は、市長の附属機関として、市における同和問題の解決のため、その基本方針並びに重要事項などについて、市長の諮問を受け、かつ、意見を具申する機関として設置されており、その十分な活用を図るとともに、専門的に検討する必要がある場合は、同審議会の意見を徴します。

7 国に対する法的措置等の要望

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓発法」という。）」並びに「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消法」という。）」に基づく教育、啓発及び人権侵害の救済などに係る検討を踏まえつつ、同和問題の早期かつ根本的な解決を図るための基本となる差別禁止法や人権侵害救済法などの法的措置及び財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に対し強く要望します。

8 基本計画作成の趣旨

たつの市においては、同和問題は基本的人権に関わる重大な問題であるという認識のもと、同和対策審議会の答申等を指針として、差別意識の解消に向けて各種啓発事業を積極的に展開してきた結果、市民の同和問題の基本的理解と認識は深まり、人権意識は総じて高まっています。

しかし、結婚問題を中心に依然として差別意識が根強く残っているとともに、部落差別事象が跡を絶たないなど、差別意識の解消が十分には進んでいない状況にあり、引き続き積極的な啓発事業を推進していく必要があります。

国際社会に目を転じると、戦後、国際連合においては、世界人権宣言の採択に始まり、国際障害者年の取組み、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など、人権尊重のための継続的な取組みが展開されてきました。

我が国においても、国際社会の一員として人権に関する多くの条約に加入し、取組みが進められており、特に、1995（平成 7）年には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（以下、「人種差別撤廃条約」という。）」に加入し、また、2013（平成 25）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障がい者差別解消法」という。）」、2016（平成 28）年には、「部落差別解消推進法」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下、「ヘイトスピーチ解消法」という。）」が制定されるなど人権尊重の動きは着実に進みつつあります。

人権尊重への取組みが国内外の潮流となって盛り上がる中、1996（平成 8）年 5 月の地域改善対策協議会意見具申では、21 世紀を「人権の世紀」であるとし、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」と指摘されています。かつて、「人権教育のための国連 10 年」に係る施策の中でも、「同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである」との見解が示されています。

一方、今日の人権問題は、環境問題、個人情報保護等の様々な広がりを見せており、また、エイズ患者、ハンセン病感染者や新型コロナ感染者に対する偏見や人権侵害が見られるとともに、情報化の進展により、インターネットでの新たな差別行為が生じるなど、社会経済情勢の変化に伴い様々な人権問題も生起してきています。このように人権問題は、誰にも起こりうる身近な問題として関心が高まるとともに、人権尊重の重要性が改めて認識されている状況にあります。

このような中、国においては、国民世論の盛上りを踏まえて同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向け、人権教育・啓発法の制定並びに部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が制定されました。

これからの啓発については、このような状況を踏まえ、「我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた取組みを人権に関わるあらゆる問題の解決に繋げていく」という観点に立って推進していく必要があります。

啓発とは、一人ひとりの自己実現を図るために「知識をひらきおこし、理解を深めること」であり、啓発の主体は、市民一人ひとりであります。啓発

を通じ、すべての市民の人権を尊重し、対等で豊かな人間関係を育むとともに、人権尊重を基盤に据えた温もりのあるコミュニティの形成を図っていくことが重要であります。

市民一人ひとりが、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、日常生活において実践し、又、「人権文化の創造」を目的とした民推協の取組みとも連携しながら各種の啓発事業を総合的かつ計画的に推進していかなければなりません。

このため、従来多くの同和問題に関する啓発事業は、一般施策として位置付け推進されてきたが、これからも一般施策として位置付け、人権啓発事業として同和問題を中心に様々な人権問題の解決に向け取り組む必要があります。

以上が基本計画作成の趣旨であります。

9 人権行政の推進

部落差別解消に求められる6つの方策

(1) 差別を法律で禁止すること

差別は人を死にも迫いやる酷い反社会的な行為であります。現にたつの市内においても結婚差別等において幾人もの部落青年が自らの命を絶ってきた歴史があります。また、命を絶たないまでも心に深い傷を負っている人は少なくありません。従って、悪質な差別行為は法律で禁止する必要があります。

しかしながら、日本では、部落差別行為は基本的には法律で禁止されていません。差別に対する法的規制の必要性は、1965（昭和40）年8月、国の方針である同和対策審議会答申の中でも既に指摘されていたことでもあります。

人種差別撤廃条約や諸外国の差別禁止法を参考に、日本においても早急に差別を法律で禁止する必要があります。

そのことを踏まえ、民推協とともに悪質な差別を禁止する法律の必要性を

市民に理解してもらうよう啓発し、同時に国に差別を禁止する法律の制定を求め続ける努力を行うことが重要であります。

（２）差別の被害者を効果的に救済すること

部落差別は、差別を受けた人々に多大な被害を与えます。そのため、救済が必要となります。救済のための最終的な機関として裁判所がありますが、裁判所の判断を求めるには、基本的には多額の裁判費用が必要であり、判決が出るまでかなりの時間がかかるのが現実です。また、裁判に訴えた人が被害を法律に基づき差別を立証する必要があります。そのため、差別を受けても泣き寝入りせざるをえない人が少なくありません。

このような状況を打開するためにも、諸外国で行われている独立性と専門性を備えた「人権委員会」などを設置し、裁判以外の方法で救済を図る必要があります。この「人権委員会設置法案」については、かつて衆議院に提案されましたが、国会解散により廃案となった経緯があります。

つまり、現在の日本では、法務局や人権擁護委員等によって差別被害者に相談事業として救済が図られているものの、直接救済とは結び付かないなど様々な問題があり、十分に機能していないのが実状であります。

このような実状を踏まえ、早急に「人権侵害救済法」（仮案）を制定し、独立性と実効性を備えた人権委員会を設置する必要があります。

民推協とともに「人権侵害救済法」の必要性を市民に啓発するとともに、国に対し、同法の制定を求め続ける努力を行うことが重要であります。

（３）生活実態の格差是正に努めること

同和地区住民と一般地区住民との間の経済的生活や文化的格差の事実は、今回行われた各種実態調査によって明らかになりました。

これまで部落は、「仕事がない、もしくは、あったとしても不安定な仕事しかない」という状況に長らくおかれていました。このため、義務教育すら受けることができなかった人々も少なくありません。さらに、かつては劣悪な住環境のもとに住むことを余儀なくされてきました。こうした状況は、差別の結果もたらされたものであり、一般的な施策では解決されませんでした。

そのため、1969（昭和44）年以降「同和対策事業特別措置法」に基づく特別措置が実施され、これは部落差別をなくするためにも必要な施策でありました。

しかしながら、こうした特別措置はいつまでも続けられるべきものではありません。その目的が達成されたならば廃止されることが必要です。このことから、2002（平成 14）年 3 月末をもって「同和対策事業特別措置法」に基づく特別措置が基本的には終了しました。

今後は、一般施策を活用して部落差別の実態の改善が行われる必要があります。その際、現行の一般施策で部落差別の実態を改善することが困難な場合は、一般施策に工夫を加えたり、新たな一般施策を創設したりすることも必要となります。

なお、特別措置の終了に当たっては、かつて、義務教育での教科書無償配布が、最初に部落で始まったものが、日本中の全ての児童・生徒に広がっていったように、部落での課題が地域社会での課題に繋がることを念頭に一般施策を打ち出すにすることが望まれます。このような例は、入社試験における応募用紙の統一や奨学金の拡大等、枚挙にいとまがありません。

（４）差別観念を人権教育・人権啓発で払拭すること

差別観念は自然に放置すればなくなるというものではありません。差別観念は、生活の折にふれ、時にふれ、口から口へと伝えられたり、インターネットを通じて拡散したりするものであります。その対策として、人権教育・人権啓発を積極的に実施することによって差別観念の払拭を図る必要があります。

国際的には、2005（平成 17）年 1 月から「人権教育のための世界プログラム」が取り組まれ、日本では 2000（平成 12）年 12 月に「人権教育・啓発推進法」が公布・施行されています。今後、「世界プログラム」やこの法律等を活用した人権教育・啓発の計画的な取組みが求められています。

2016（平成 28）年 12 月には部落差別解消推進法制定、さらに 2017（平成 29）年 12 月にはたつの市部落差別解消推進条例が制定されました。いずれも第 5 条で「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする」となっています。

これまでの人権教育（同和教育）や部落問題に関する啓発の成果を踏まえ、人権教育・人権啓発を創造していくことが必要であり、同和教育及び部落問題に関する啓発を重要な柱として、しっかりと位置づけていくことが求められています。

(5) 人権交流活動の推進を

部落差別を撤廃していくためには、それぞれの立場や集団が持っている歴史や文化、産業といった独自性を尊重し、共に生きていくこと、連帯していくことが必要となっています。

そのためには、人権関係施設で行われている各種文化講座や隣保館まつりといった事業や民推協活動において、同和地区とともに校区全体も人権意識が高まるような人権交流活動を推進していくことが、人権尊重のまちづくりを進めていく上でも極めて重要な取組みとなっています。

人権交流を推進していく際には、社会資本である隣保館等を活用して、同和地区と校区内の地域社会との交流を作り出していく活動が重要となります。

同時に、地域創造型の地域福祉や教育をテーマにした同和地区を含む小学校区域又は中学校区域を視野に入れた人権のまちづくりが求められています。

そのことによって、すべての校区住民の人権の拠り所となり得る市民参加型の隣保館になることに通ずるものとなります。

(6) 部落問題の解決を困難にしている法制度を改廃すること

部落問題の解決を困難にしている法制度の改廃も、重要な課題であります。現行の戸籍制度は、イエ単位に編成されていること、本籍地等の概念を伴っていることで構成されています。従って、戸籍謄本等の入手に際し、本人の同意を得なければならないというルールが法律で明記されていないなどの問題があります。世界では国民の所在を明らかにする制度は、住民票が主体であって、戸籍が存在するのは日本と台湾だけであります。かつて、結婚、就職などの際に戸籍が不当に利用され、結婚差別や就職差別に悪用されてきた歴史があり、未だに戸籍が差別に利用されている現実があります。

早急に個人を単位とした制度に変更することが望ましいところでありますが、当面、戸籍に関する情報を入手する際には本人の同意を得ることを盛り込んだ法制度に改正していくことが求められます。

民推協ともに、戸籍法の改正の必要性を市民に理解してもらうよう啓発するとともに、国に戸籍法改正を求め続ける努力を行うことが重要であります。

また、2014（平成 26）年 10 月からは、たつの市においても、事前登録した市民に対し、住民票の写しや戸籍謄本を代理人や第三者に交付したことを通知する「登録型本人通知制度」が導入されています。2016（平成 28）年 10 月

15 日現在、この事前登録型の登録型本人通知制度と不正取得の事実が判明した場合に、行政が被害者に通知する制度告知型本人通知制度を合わせると、全国 633 自治体が導入されています。なお、兵庫県では全ての市町で導入されています。

10 人権教育の推進

人権教育に関わる問題

実態等調査結果を見ると、同和問題の解決に重要なこととして、教育・啓発活動を積極的に行うとする人が6割を超え、同和問題学習を受けたことがある人の多くが受けて「良かった」と評価しているなど、人権教育の重要性が認識されていることが伺えます。

しかしながら、結婚に際しての被差別体験や破談となった経験を持つ同和地区出身者が今もなお存在するといった結婚観や家や土地の購入や転居をする際の忌避意識に見られる市民意識の現状を踏まえ、人権教育に関しては、さらに以下のような課題への対応が必要となります。

(1) 創意工夫をこらした同和問題に関する教育の推進

実態等調査結果を見ると、これまでの教育自体が差別の原因になっているとの考え方もあり、学習経験があっても、同和地区に対するマイナスイメージや差別の現状認識、同和地区への忌避意識を改善する効果が弱いことが読み取れます。

これは、従来の教育・啓発が、差別される側の厳しい現実を知り、差別すべきではないということを学ぶという形のものが多かったため、差別の厳しさばかりが強調されるとともに、差別する側と差別される側との関係が固定化され、差別する側が一方的に学ばなければならないという繰り返しから、差別される当事者との距離感が生れ、せつかくの知識や理解が態度や行動に結びつかないという状況になっていると考えられます。

このことを踏まえ、根強い差別意識・忌避意識を解消するためには、差別の存在や厳しさを伝える教育・啓発の手法だけではなく、その内容に一層の創意工夫を凝らし、同和問題が解決可能であるとの展望を示

す必要があります。

(2) 総合的な人権問題学習の推進

同和問題学習の理解度を高めるためには、他の人権問題との関係について学習した場合に効果を上げているため、人権問題をテーマごとの課題に縦割りに捉えるのではなく、同和問題を他の人権問題と有機的に結びつけ、人権という視点で断続的・総合的に学習することができるよう、内容・手法を検討する必要があります。

また、同和地区出身者であるということによる結婚差別の背景には、結婚の際に相手の職業、国籍、家柄などを気にするという結婚観があることから分かるように、同和問題のみならず、昔ながらの非合理で因習的な差別意識や差別の原因となっている偏見・先入観が存在しており、それらに気づき、人権問題を的確に捉える感性を育むことが重要であります。

(3) 人権の法制度の理解促進

世界人権宣言や国や市の人権に関する法律・条例などの認知度が高いほど、差別発言に対して「指摘し話し合う」という積極的態度を取る割合が高いと推察されます。こうした人権関係法規や行政施策を広く児童・生徒が知り、社会的ルールとして互いの尊厳と権利を尊重することの大切さや社会の潮流、施策の方向などを理解することによって、人権尊重の社会的機運を醸成し、行動に結び付けていくことができると考えられます。

そのため、児童・生徒が、日本国憲法や国際人権諸条約の人権の理念や人権に関する法律、条例等の内容を、学習し理解を深めることができるように努める必要があります。

(4) 「交流」「まちづくり」「参加・体験」をキーワードにした教育啓発が一体となった取り組みの推進

友人や家族など、インフォーマルな会話において入手する差別的情報が忌避的態度に大きな影響を及ぼすことも考えられます。一方で、「差別はいけない」など反差別情報を聞くことや同和地区住民との交流が忌避的態度を打ち消す傾向が見られます。地域活動などにより他

者との出会いを通じて視野を広げ、社会参加を実現することによって、日常生活の中で差別を許さない人権尊重の精神を実践することができます。

そのため、差別をなくそうという意識や人権問題に関する知識を態度や行動に結び付けるには、地域における人権交流や人権尊重のまちづくりをキーワードにした学習機会の拡充や、一人ひとりの生き方や他者との人間関係づくりという視点から人権を学んでいくことを基本にした実践型、参加型の人権教育の推進が必要であります。

また、児童・生徒が学校を卒業してから、地域や職場など身近なところで人権について、各々の関心や課題に応じて自発的に学習し、社会に還元していくことができるよう、人権教育・啓発を生涯学習の中に位置付ける必要もあります。

(5) エンパワメント（潜在能力の発揮）の支援

対象地区住民人権意識調査によれば、地域活動の経験がある人、自尊心の高い人及び自ら居住する所に対しての受容態度が強い人は、そうでない人に比べて、差別事象に対して指摘して話し合うといった積極的姿勢が強い傾向にあることが読み取ることができます。

そのことから、一人ひとりが自尊心を持つことにより、自分らしさを大切にし、個性や能力を生かして自己実現を図ることができ、それが差別を乗り越える力や人権文化を創造する力に繋がるものと考えられます。

そのため、対象地区をはじめ、全ての児童・生徒一人ひとりの自尊心を高め、主体的に判断する力を身に付けた上で、個人の潜在能力を引き出すこと即ち「エンパワメント」に繋がる人権教育を進めることが求められています。

11 人権啓発の推進

たつの市においては、「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」をはじめ、国の同和対策審議会答申に基づき、広く市民の理解と協力を得て、同和問題解決のための施策を実施してきました。

社会教育行政の分野においても、「兵庫県人権教育基本方針」、「たつの市人権施策基本方針」、「たつの市人権尊重都市宣言」に基づき、すべての教育活動を通じて、「差別をしない・差別を許さない実践力」を身に付けた児童生徒及び市民の育成に努めてきたところでありますが、国際的な人権尊重の潮流や国際化・情報化などの教育を巡る社会情勢の変化も踏まえつつ、これまでの人権教育行政を総括し、これからの100年を展望しつつ、その成果が人権に関するあらゆる問題の解決につながるよう新たな人権啓発を確立する必要があります。

このような観点から、「部落差別解消推進法」や「たつの市部落差別解消推進条例」の理念を実現するべく、市民の差別意識を解消するための諸条件の整備、地区住民の自主努力を促進し、自らの選択に基づき自立して生活を送ることができるための諸条件の整備及び地区内外の住民の交流を促進するための諸条件の整備を図ることにより、部落差別を解消し、同和地区住民の基本的な人権が保障された差別のない社会を実現することを目指します。

たつの市がめざす「国籍、性別、世代、居住地を問わず、人間として尊重され、交流し、連帯感をもって対等の立場で参加できる社会」、「真摯な努力が正当に評価され、報われる公正な社会」を実現するため、これからの人権啓発を推進します。

12 インターネット上の厳しい部落差別の現状

今日の部落差別事象の圧倒的多数は電子空間上で発生・発覚しています。これらの差別事象への取組みを強化しない限り部落差別を解消することはないと言えます。

20世紀の部落差別事象と今日の部落差別事象の特徴や傾向は大きく変化しています。今日のインターネット上で発生している桁違いの数の差別事象

と言える悪質な書込みの分析から以下のことが言えます。

- ① 差別行為者が持つ差別意識とその意識を実際の差別行為に走らせるまでのハードルがきわめて低くなってきていること。
- ② 差別書込みをしている人数が増加していること。
- ③ インターネットの差別書込みは、差別をなくそうと努力している人々の抵抗感を弱めていること。
- ④ インターネットの差別書込み等を「差別だ」と認識できないインターネット利用者が増加していること。

問題点1 差別の悪質化

インターネットの差別行為の問題は、同和問題の解決にもっとも重大な悪影響を与えるという点にあります。

インターネットの書込み等による差別事象は、これまでのような差別落書きや差別発言と異なり、複製を容易に作ることができ、差別行為の手段として悪用することができてしまいます。「全国部落調査」復刻版のインターネット上への公開行為は、これまでの差別事象を質的に変えたものと言えます。

つまり、公開された被差別部落のリストをダウンロードや複製することにより、何度も差別行為に利用され、ひいては、全国各地の差別事象や部落差別身元調査を誘発、助長することに繋がっているのです。

インターネットを利用した差別行為が広まることによって、安易に差別が助長されるだけでなく、インターネットにアクセスできる不特定多数の人々が「部落地名総鑑」を所持することになり、部落差別調査が容易にできるようになっています。

問題点2 差別意識の活性化と差別煽動性

全国各地の被差別部落の地名だけでなく、そこに住む人々の姓や地区の特徴などをインターネット上で暴露することにより、差別攻撃のターゲットを示すことになり、多くの人々の差別意識の活性化と、それをかき立てるとい^{せんだう}煽動性を持つまでになっています。

問題点3 インターネット上での差別行為の助長

増加、悪質化するインターネット上での差別行為に対し、市民感情として一種の「慣れ」といった感覚を生み出し、差別に対する麻痺状態ともいえる状況をつくり出しているとも言えます。

電子版「全国部落調査」差別事象のように、その差別行為に多くの人びとを巻き込むことで、差別行為をさらに悪質化させています。

問題点4 差別行為者の匿名性

インターネット上に被差別部落の地名リストを公開した人物は特定できたとしても、それを利用して差別書込みを重ねている人物を全て特定することは非常に困難であるという問題があります。

インターネットへの書込みの匿名性が高いという問題が、差別行為の真相究明、事象解決、再発防止を困難にしています。

問題点5 ダウンロード者の匿名性

問題点4とも関連して、差別書込みを続けている差別行為者だけでなく、インターネットからダウンロードした人物を特定することも困難であるという問題点があります。

これまでの差別行為では、差別発言を聞いた人や差別落書きを発見した人が、それに同調したり、その差別行為に加担したりしない限り、差別行為者とはなりませんでした。

しかし、インターネット上の被差別リストの掲載の場合、それをダウンロードすれば「部落地名総鑑」を容易に入手したこととなり、重大な差別行為の拡散にも繋がることとなります。国、兵庫県、たつの市がインターモニタリングを実施し、早急に削除依頼することによって、不特定多数のダウンロードを未然に防ぐことが非常に重要なこととなっています。

しかし、ダウンロードした被差別部落リスト所持者を特定することが困難であることから、ほぼ回収困難であり取返しのつかない事態に結びついています。

問題点6 困難な予防と高い再発性

きわめて重大な差別行為でありながら予防が困難であるという問題点とともに再発する危険がきわめて高い問題点をもっています。

インターネットの特徴を最大限悪用した差別行為は、差別の対象が特定の人物や地域に限定され、インターネット掲示板の管理者から識別情報の摘示に認定されれば削除が完了するものの、多くの書込みが認定されずに削除されず、十分な対抗措置や法的措置もとれないまま事実上放置されている状態であります。

問題点 7 差別事象の規模の桁違いな広がり

かつての「部落地名総鑑」差別事件では、購入した企業等の一定の人物にしか被差別部落の所在地は分かりませんでした。それがインターネット上では、不特定多数の人々が閲覧することができるようになりました。

差別事件が個人的な規模や組織、限定された地域や空間で発生していたものから、インターネットを介すると全国的、世界的な規模に広がってくるという桁違いな広がりという問題点をもつようになりました。

問題点 8 差別状態の長期持続化

インターネット上に掲載された差別文章や差別煽動文書等は、識別情報の摘示を受けずに、ほとんど削除されませんでした。これは、きわめて重大な問題であり、差別状態が半永久的に続いていることを示していることになります。その被害はきわめて甚大なものとなっています。

問題点 9 差別事象の質の変化

これまでの差別行為である掲示板への書込みとは質的に異なる動画等を用いた差別行為も、実際にたつの市内のかつての同和地区をターゲットにして行なわれています。

このような特徴や傾向を持ち、差別性や問題点を持つインターネット上の差別行為を克服しない限り、部落差別の完全解消はあり得ません。

以上のインターネットの特徴や傾向、差別性や問題点を、行政として厳正に把握し、差別行為に対応してだけでなく、同時に広く市民に知らせることが、人権行政、人権教育、人権啓発の取組みの原点と言えます。

今後は、市民にインターネットの現状を知らせる啓発だけではなく、このような差別事象を克服するための方針を確立するため、上記のような悪質な差別行為には、法的規制を行うための「差別禁止法」やその被害者を救済するための「人権侵害救済法」の制定を国に求めていくことが重要であります。そのことが、市民の人権を守ることにつながるのです。

13 人権相談の課題

人権相談の課題

(1) 身近な人権相談窓口の整備

対象地区人権意識調査では、結婚や職場や教育の場などで差別事象が今なお存在していること、また、人権侵害を受けた人の多くが誰にも相談することなく一人で悩んでいるという実態が明らかになったことを踏まえ、人権侵害を受け、または受けるおそれのある人が、解決のための手だてを自ら選択できるよう、人権関係施設における相談機能の充実も含めて、身近に相談できる人権相談窓口体制を複合的に幅広く整備する必要があります。

(2) 差別の被害者を効果的に救済すること

全国的な被差別体験調査において、人権侵害を受けた人は、「自己像や生きる姿勢にまで影響を及ぼす。社会行動等において消極的になる。」という事例が報告されており、人権相談においては、当事者同士がお互いに理解し合いながら自立と自己実現に向けて支援するなど、きめ細やかな対応が求められます。

また、「大げさになることを嫌って誰にも相談しなかった。」という事例も報告されていることから、そうした人に対しては、従来のように窓口で待つという姿勢ではなく、地域の中に出向くというアウトリーチ（手を伸ばす）による相談ニーズの早期発見も必要であります。

(3) 生活実態の格差是正に努めること

人権に関わる相談には、様々な要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、相談者の話をきちんと受け止め、相談者の立場に立って、解決のための手立てを自ら選択できるよう、カウンセリングによる心理的援助や、個別の施策の組合せ、さらに、相談者を支えるための地域社会の仕組みづくりなどの専門性が求められることを踏まえ、人権相談に携わる者の技能向上等を図る取組みが必要であります。

(4) 総合的な人権相談ネットワークシステムの確立

多種多様な人権相談に的確に対応するためには、単一の相談機関だけでは困難な場合も少なくないことから、行政機関をはじめ、民推協等さまざまな関係機関において、きめ細かな対応ができるよう、人権相談活動の総合的なネットワークを整備していく必要があります。

(5) 人権侵害の実態把握

現状では、あらゆる人権侵害の実態を十分捉えられていないことから、個人情報保護に十分配慮のうえ、差別事象などの人権侵害の事例を集約するシステムの構築に努める必要があります。また、さまざまな人権侵害の事例を集約し、分析することにより、真に必要な施策を見極め、これを有効、適切かつ効率的に推進することが必要であります。

14 調査結果報告書の概要

執筆者 たつの市部落差別解消推進審議会 会長 根本 親良
 たつの市市民生活部人権推進課 課長 加藤 真司
 主幹 塩屋 英規
 たつの市教育委員会教育事業部人権教育推進課 副主幹 津島 威彦
 副主幹 田口純一郎

2019（令和元）年11月に実施した「たつの市市民人権意識調査」「たつの市対象地区住民人権意識調査」「たつの市対象地区住民生活実態調査」の調査結果のうち、答申に関わる内容について下記とおり取りまとめしました。

（1）たつの市人権意識調査、たつの市対象地区住民人権意識調査より

※市意識…たつの市市民人権意識調査 対象意識…たつの市対象地区住民人権意識調査
 前回調査…旧龍野市が1994年に行った対象地区の実態調査

	項 目	ページ	問 題 点 ・ 論 点
1	学歴の格差	市意識 P. 4 対象意識 P. 105	・最終学歴が小・中学校と答えた人は、市意識 15.5%、対象意識 25.1%（前回調査 50.3%）で、同和地区の方が9.6ポイント義務教育のみが多い。 ・高等学校と答えた人は、市意識 45.8%、対象意識 47.5%（前回調査 34.2%）でほぼ差がない。 ・短大・高専と答えた人は、市意識 15.4%、対象意識 11.4%（前回調査 4.6%）で4ポイント同和地区が低い。 ・大学・大学院と答えた人は、市意識 18.4%、対象意識 11.2%（前回調査 4.3%）で同和地区の方が7.2ポイント低く、市意識と比べると高等教育を受けた人は少ない。
2	知っている人権 宣言・法律等 部落差別解消 推進法・条例 の認知	市意識 P. 19 P. 23 対象意識 P. 124 P. 128	・市意識で一番関心が高いのは「男女共同参画社会基本法」で、市意識 47.5%、対象意識では 33.5%と 14 ポイントの差がある。 ・「部落差別解消推進法」の認知については、市意識 27.8%、対象意識 38.1%で 10 ポイント以上の差がある。「部落差別解消推進条例」については、「詳しく知っている」と答えた人は、市意識 4.5%、対象意識 13.7%で、名前を聞いたことがあると答えた人も約半数にとどまっている。 推進法、推進条例とも、市民の認知度はかなり低く、今後の啓発活動のなかで、全市民に知ってもらうことが必要である。
3	結婚	市意識 P. 25 対象意識 P. 130	同和問題が残っている主たる問題は、結婚であると答えた人が、市意識 52.1%、対象意識 56.1%といずれも半数以上が結婚差別の存在を認知している。未だに差別のある現実を思い知らされる数値である。

		市意識 P. 87	学校教育と啓発活動が一体となって、結婚問題を扱った授業と啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。 たつの市民の結婚差別に関する意識を、平成 30 年度兵庫県「人権に関する県民意識調査」（以下、県意識）と比較すると、結婚に対して躊躇すると答えた人が、市意識では 34.5%あり、県意識の 23.2%より 10 ポイント以上高い。 今後、なぜたつの市民が結婚に関して県レベルより差別意識が強いのか原因を探り、さらなる啓発活動をすすめる必要がある。
4	居住の忌避	市意識 P. 25 P. 39 対象意識 P. 130	同和問題が残っている主たる問題として、居住の敬遠と答えた人は、市意識 50.2%、対象意識 52.0%と半数以上ある。 また、居住にあたって「同和地区やその校区を避ける」と答えた人が市意識では 31.4%あり、「わからない」の 20.6%を含めると 52.0%になり、同和地区への居住の忌避の実態がある。
5	同和問題の認識	市意識 P. 33 対象意識 P. 138	・「江戸時代に、民衆を支配する手段としてつくられた」と正しく答えた人が、市意識 40.7%、対象意識 45.4%であった。また、「人の嫌がる職業についていた」と答えた人が、市意識 17.8%、対象意識 16.8%で、「わからない」と答えた人が、市意識 22.7%、対象意識 16.8%であった。 ・「生活が貧しかった」と答えた人は市意識 7.5%、対象意識 12.8%であり、未だ正しく同和問題を認識している人は少ない。今後も正しい部落差別の歴史を教育・啓発する必要がある。 ・中世にもものちの部落差別につながる被差別身分はあったが、それらは流動的で制度化されておらず、差別といっても性格が異なっていた。部落差別がはっきりと制度化されたのは、江戸時代の元禄・享保期（1700 年代初め頃）である。明治維新になってそれまでのあらゆる身分は解体されたが、被差別部落の人々には、結婚、就職、教育などが保障されなかったことが、現代の部落問題の起源である。さらに、1946（昭和 21）年の新憲法からは、被差別部落の人々に対する基本的人権の侵害が、同和問題の本質となった。
6	「寝た子を起こすな」論	市意識 P. 48 対象意識 P. 145	部落差別の解消の方法について自然解消論ともいえる、「そつとしておけば、自然になくなる」と答えた人は、市意識では 28.7%、対象意識では 14.0%である。 何もせずに部落問題が解決することがないことは、明治以来 150 年の歴史を見れば明らかである。国も県も市も、この考えには同意できないから法律や条例を作り、国民的課題として取り組んでいる。
7	同和問題解決策	市意識 P. 48 対象意識 P. 145	「差別をしない人権尊重の意識を高める」と答えた人は、市意識 38.7%、対象意識 34.8%で一番高い。「同和問題の解決策」に「収入の安定」と答えた人は、市意識 7.7%、対象意識 25.7%、「住宅・生活環境」と答えた人は、市意識 12.3%、対象意識 21.1%、「教育・社会的な生活能力の向上」と答えた人は、市意識 10.5%、対象意識 21.4%であり、いずれも大きな差が見られる。対象地区

			の方が差別解消のために環境改善が必要であると感じている人が多い。
8	人権啓発	市意識 P. 68 P. 71 P. 74 P. 78 対象意識 P. 161 P. 164 P. 167 P. 170	人権交流イベントに「参加したことがない」と答えた人は、市意識 70.5%、対象意識 56.6%である。講演会・研修会では、市意識 61.5%、対象意識 55.5%、地域懇談会は、市意識 57.6%、対象意識 54.6%で、いずれも半数以上が参加しておらず、特に若年層の参加率が低い。その一方で、人権交流活動、講演会・研修会・地域懇談会に3回以上参加した人は、差別意識がなくなっている状況が見られることから、啓発の効果が高いことが明らかになった。啓発活動の継続と一層の工夫が求められている。 広報誌や新聞、人権作品等は、約半数の人が見ていない。研修会や地域懇談会等の機会を通じて、周知していく必要がある。
9	同和地区の人との交際	市意識 P. 85 対象意識 P. 186	同和地区の人だとわかった場合に、「これまでと同じように親しく付き合う」と答えた人が、市民意識の 84.3%に対し、対象意識では 47.8%と大きな差がある。対象地区の人たちが同和問題に対して社会的ストレスを感じていることが伺える。 その一方、市民の同和地区に対するイメージは決してマイナスではないことが伺える。しかし、結婚差別にみられるように、親子・親戚関係にはなりたくないという、自分たちの重要なコミュニティからは排除するが、一般的な交際はするという段階の人が多い。 地区内外の交流を継続することで、両者の考えの差を埋めていく必要がある。
10	人権侵害の体験	市意識 P. 96 対象意識 P. 195	「人権侵害を受けたことがある」と答えた人は、市意識 13.2%、対象意識 27.4%で2倍以上となっている。そのうち、対象地区住民の受けた部落差別経験は、結婚が 32.8%、職場が 29.6%、生活が 24.7%、就職が 14.0%、学校が 13.4%となっている。結婚をはじめ多くの場面で部落差別の被害を経験しており、日常の何気ない言動の中に、人々の差別意識が見え隠れしている現状が伺える。 正しい認識や地区内外の交流などを通して、誤った差別意識の払拭を図る必要がある。
11	人権侵害の対応	市意識 P. 98 対象意識 P. 197	人権侵害を受けて「黙って我慢した」と答えた人は、市意識 65.6%、対象意識 46.8%、「身近な人に相談した」と答えた人は、市意識 25.1%、対象意識 27.4%、「相手に抗議した」と答えた人は、市意識 15.4%、対象意識 18.3%の順に多く、「市役所や法務局等の相談窓口相談した」と答えた人は、市意識 10.1%、対象意識 10.3%と低い。 このことから、人権侵害への十分な救済措置と、問題解決の相談となるところがないことが察せられる。したがって、隣保館が身近な相談窓口となる必要がある。

(2) たつの市対象地区住民生活実態調査より

※対象実態…たつの市対象地区住民生活実態調査

前回調査…旧龍野市が 1994 年に行った対象地区の実態調査

	項 目	ページ	問 題 点 ・ 論 点
1	結 婚	対象実態 P. 207	夫婦とも出身地域が「同和地区出身者」と答えた人は、58.1%であり、前回調査の 81.8%からは大きく下がっている。また、配偶者の出身地域が「同和地区以外」と答えた人の年代別では、70 歳代 23.1%、60 歳代 39.5%、50 歳代 46.9%、40 歳代 66.7%、30 歳代 71.4%と、若年層になるほど地区内外の通婚は増加しているので、さらなる取組によって結婚差別が今後解消していくことが期待される。 しかし、同和地区出身者が日本の総人口の2%程度と考えると、依然として結婚にあたっての障壁がなくなったとは言えない。つまり、同和地区出身者以外との結婚が 95%を越えるぐらいにならないと結婚差別が解消したとは言えない。 実態調査から見てくることは、部落出身者とは普段の付き合いはするが、親子や親戚関係にはなりたくないという意識があり、重要なコミュニティ（血縁関係）からは排除するという意識がまだ強いことが読み取れる。 学校教育と啓発活動において結婚問題を扱った授業と啓発に引き続き取り組んでいく必要がある。
2	就労状況	対象実態 P. 218	65 歳以上の全国就労率は 25.6%であるのに対して、同和地区の就労率は、33.5%であり、経済状況の厳しさを反映しているものと推測される。
3	就労企業の規模	対象実態 P. 238	就労中の企業規模の比較では、「10 人未満（零細企業）」と答えた人は、45.1%であり、たつの市全体の 27.3%と比較すると2倍程度の開きがあり、不安定な生活を強いられている度合いが高い。
4	収入	対象実態 P. 243 P. 247	・世帯主個人の「年収 200 万円未満」が 51.0%を占めており、生活の厳しい実態がある。「年収 300 万円未満」と答えた人は、77.1%である。 ・全国平均1世帯あたりの年収は503万円であるのに対し、たつの市は 489 万円（平成 27 年）である。仮に、同和地区の世帯主個人の年収から1世帯あたりの年収と比べてみると相当の開きがあり、一般住民の6割～7割程度であると推測される。
5	公的年金	対象実態 P. 248	仕事についていない人及び全く収入のない人で、年間に受け取る公的年金が「ない」と答えた人は 3.8%、「100 万円未満」と答えた人は 50.9%であり、国民年金のみで生活している人の割合が高く、厚生年金であっても約3割が100万円未満で生活している厳しい実態がある。

			ちなみに、1人あたりの生活保護受給額が約10万円であることを考えると、同和地区の生活は、生活保護すれすれのボーダーライン層がかなり多いことが推察される。 年金生活をしている人たちをサポートする制度や施策を充実させるとともに、隣保館等で福祉施策の情報発信などをする必要がある。
6	高齢化	対象実態 P. 251	高齢者のみの世帯が前回調査 8.9%に対して、対象実態では41.8%と大幅に増加し、急速に高齢化している。この傾向は、たつの市全体でも同様の傾向が見られるものの、全市平均と比べても同和地区の高齢化が著しいことが推察される。 市全体への施策に位置づけて、同和地区への施策を進める必要がある。

(3) たつの市対象地区住民人権意識調査の自由回答より

※対象自由…たつの市対象地区住民人権意識調査の自由回答（同和地区住民の意見）

	項 目	ページ	問 題 点 ・ 論 点
1	被差別体験	対象自由 P. 336 P. 337	・自身の結婚の時も義父が「あんな所の娘と結婚するのか？」と言われ、私自身のいたらない所は直せるけれど、出身地を言われても、私の力ではどうにも出来ないと思った。 ・子供の出産で、同和地区であることを、負い目と思う事もありました。(中略) 子供の成長と共に同和地区である事を話す事がありました。何一つ他の子供さんと違う事が無いのに、差別を受ける事もあるかもしれないという事を伝えたときに、大変悲しくなった事も事実です。多くの方が、生きる事に負い目をもっている事もあるのだと思います。 ・何も悪いことはしてないのに、とても傷つくことを言われました。こんな思いをする人が、これから出ないでほしいです。
2	差別の とらえ方	対象自由 P. 338 P. 339	・他の出身者以外の人たちが勉強しなくてはならない事なのに、私たちだけがいくら勉強しても仕方がない、たつの市では、出身地区（同和地区）がある小学校は、同和を学んでも、例えば〇〇小学校とかは、地区がないから本当に無知です。 ・同和問題は、何時までたっても終わりが無いと思う。(中略) 住んでいる所だけで差別…又、出て行ってちがう所に住んでも差別は変わらない。 ・何年たっても部落差別はなくならないと思う。
3	施策への提案	対象自由 P. 339	・同和地区に商業施設みたいな、誰でも集まれる場所を作ってほしい。名所的な、自然を利用してみんなが集まれる様な場所を作ってほしい。イベントなんかできる様な場所を作って、毎年同和地区でイベントをやってほしい。 ・同和地区へのマイナスイメージを払拭し、人が集まるような地区になるような施策を期待致します。

4	教育・研修が 大切	対象自由 P. 340	・道徳教育であっても人権教育であっても、大人が不合理、不条理、理不尽なことをやりすぎている。(中略) 差別されている人の苦しみや悲しみに共感できる集団をつくる学校地域社会を大人が作っていないと健全な子どもは育たない。 ・この問題は、自分もふくめてそうですが何もわからない幼少期の間からもっとていねいに何故同和問題が作られたのかと言う事からきちんと教育して行ったほうが良いと思います。
5	「寝た子を起 こすな」論	対象自由 P. 342	・改善しようとして、逆に人々が忘れていった差別の心が戻ってきてしまわないか、逆効果になってしまわないかと思うので、あまり騒がずそっとしておいた方がよいように感じる。
6	調査結果の 活用	対象自由 P. 345	・身近な人権相談の窓口の整備、人権相談活動のネットワークの構築、人権侵害の実態把握と対策等取り組んでほしいと思います。

(4) たつの市対象地区住民生活実態調査の自由回答より

※対象自由…たつの市対象地区住民生活実態調査の自由回答（同和地区住民の意見）

	項 目	ページ	問 題 点 ・ 論 点
1	被差別体験	実態自由 P. 348 P. 349	・私はこの地区が同和地区とは知らないの、遠い処から来ました。やはり結婚になると親に反対され、縁まで切られました。 ・表面上は、部落差別は無くなったように思われますが、何かの言葉の端々にそれって差別じゃないと感じる事がありました。自分では気づかないで、言っておられるのだろうかそれとも自分を優位に思いたいのだろうかと感じました。
2	地域の生活状 況に見る課題	対象自由 P. 351	・なんで同和地区に住んでいるの？他に住んだら？と、当たり前のように言う人がいますが、皆さんと同じその地で生活し、先祖を守ってきたのです。同和地区と思う心こそが、差別心があるから発言するのでしょう。 ・部落差別の存在ゆえに未だに一般民と部落民との格差は大きい。部落差別と貧困、関連する教育の劣ることはなはだしい。又、問いにある年金の受給についても少額な国民年金がおおかたであり厚生年金受給者は僅かである。
3	差別を解消す ための提案	対象自由 P. 352	・たつの市部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、相談体制、実態調査、人権侵害の実態把握調査に対して、コミットしていく必要があると思います。 ・同和問題って何ですか？誰も何も言わなければ、どんどん薄れていくので、年寄りが順に死んでいくと同時に、誰も部落について語ったり話したりしなければ100年もせずに忘れられると思う。

(5) たつの市民人権意識調査の自由回答より

※市自由…たつの市民人権意識調査の自由回答（一般市民の意見）

	項 目	ページ	問 題 点 ・ 論 点
1	市民が体験した差別の現実	市自由 P. 284 P. 286 P. 288 P. 289	・職場の人に差別的な態度、言動をされました。（中略）たつの市というところは、未だにそんな事をしている人達の集まりなんだと思います。もうすぐ引越しますが、良い印象は全くなく、二度と旅行でも来たくないです。残念です。 ・同僚などが、部落差別するような場面に出くわす。いくどもありましたが、… ・（部落の出身の夫と）結婚する時、私の母、祖母にはすごく反対されましたが、本人に会い、話し合うと「とてもいい人やんか」と結婚を認めてもらえました。 ・姉が部落に住んでいる人と結婚しました、周囲の大反対で親から縁を切られての結婚でした。
2	同和問題への無関心型 同和問題の自然解消論	市自由 P. 293 P. 294 P. 296 P. 297	・実際のところどのように同和地区の方が差別を受けているのかが分かりません。 ・同和問題と今何で大きく取り上げられるのか私には分かりません。 ・学生時代に授業で習ったことがあるが、どのような差別が実際にあるのかはよく知らない。 ・小学校の授業で同和問題を学んだ記憶はありますが、具体的に同和問題とは何なのかは、全く覚えていません。（中略）そっとしておけば薄れていったりはしないのかなあと感じてしまいます。 ・どうこう言う人は年寄りの人ばかりです。後 20～30 年経てばそのような人はいなくなるので、このような問題はなくなると思います。 ・同和地区のことを学校が特別扱いするから無くならないのではないかな？私達親が教えていないのに子供が学校で放課後の同和地区の子達の授業（今でいう人権交流推進事業）の存在で知ることになった。
3	「寝た子を起こすな」論	市自由 P. 300 P. 304	・「部落差別の解消の推進」によって、知らなくて良かった（済んだ）事を知って、逆効果になる事もあるのでは？難しい問題だと思います。 ・こういったアンケートで取り上げるから知らなくていいものまでむしかえしてるんじゃない？寝たるは寝かしておけば。 ・同和問題は、人権教育をすることによって、余計に知らない世代にも意識付けしてしまうように思う。
4	逆差別論	市自由 P. 307 P. 308	・いつまで同和同和と取り上げるのですか、もう今では逆差別です、同じ人間なのに大昔の事ひきつって、もっと大きな目をみんなに向けて下さい。 ・同和地区の人達には優遇処置があると聞きます。一般地区の

			者にとっては逆差別と考える人も多いと思う。
5	誤解した 考え方 差別意識の 現実	市自由 P. 312 P. 313 P. 317 P. 318 P. 321	・同和地区の方は税金を納めていないと聞いたことがあります（※）が、事実でしょうか？もし事実であればそういった特別なことをやめないと同和問題はなくならないと思う。 ・差別を受けている人達が最低限の国民の義務を果たしたうえで（※）差別を受けていると言ってもらいたい。 ・同和地区の一部の方は、（中略）人を威圧する態度の話し方をされたりと、あまり良い印象を持っていません。 ・よくわかりませんが、同和地区の方には税金等免除とか、割安とかあるのですか？（※）あればそれも無くして、平等にしないと自分達が被害者意識だけをもつのは通らないと思います。 ・同和地区外への対応をとっても、同和地区の方々の言動が変化・改善されなければ、同和問題は解消しないと思う。「俺は〇〇に住んでいる。お前の家も知っている。みんなで押しかけるぞ」と脅しを受けた事がある。 ・やはり子どもの頃の経験があるので、やはり集団になるとコワイ…というイメージがどうしてもぬぐいきれません。
6	正しい 人権教育・啓発 への意見	市自由 P. 325 P. 326	・特に同和問題は、差別すること自体が間違いでたまたま同和地区に生まれたというだけで、本人には何の罪もないと思う。同和地区に関係なく、悪い人間はいるので偏見をもつのはおかしい。 ・人が作りあげた差別は人によってこそ、消して行く事ができるものと考えます。差別がどのようにして作られたかと云うことを、きちんと年齢の低い時に教えられれば、子供は大人になっていく時点で自分々で考えて行くことが出来ると思います。 ・同和地区の方ともふれあうことが少ないので、何かイベント等を通して交流してもいいのかなと思う。 ・同和、人権問題について真剣に各会社等で大人が学習するべきだと思う。

※5の「誤解した考え方」のなかで、「同和地区の方は税金を納めていないと聞いたことがある」、「最低限の国民の義務を果たしたうえで」、「同和地区の方には税金等免除とか、割安とかあるのですか？」等の疑問について、市税課に確かめたところ、「過去においても現在においても、そのような取扱いをしたことは無い。」との回答でした。

第2部 人権行政の推進

第2部 人権行政の推進

1 部落問題解決に向けた取り組みの展開

戦後、日本国憲法が制定され、全ての国民に基本的人権の享有が保障されるようになり、我が国は、めざましい経済の発展を遂げたが、同和問題の抜本的解決をはかる総合的な行政施策は実施されず、同和地区住民は依然として差別に苦しみ、生活水準は解消されてこなかった。

このような状況の中、1965(昭和40)年に出された同和対策審議会答申は、「寝た子を起こすな」式の考えを否定した。

この答申では、「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である」と明言するとともに、差別の原因を「同和地区の低位で劣悪な生活の状態」、「同和問題に対する無知と偏見が蔓延している状態」にあるとし、この実態的差別と心理的差別が相互に因果関係を保ち相互に作用しあって、負のスパイラルに陥っているという認識に立ち、総合的な施策を講じることが必要であるとしている。

この法に基づき行われた同和対策事業により、生活環境の改善をはじめハード面においては一定の成果が出たように思われる。

その後、2002(平成14)年3月に33年間続いた同和対策事業関連法は失効したが、同和問題は依然として解決されておらず、現在も多くの差別事件・差別事象が発生し、脆弱な生活基盤や地区外との所得格差の問題も未だ解消されたとはいえない。

また、近年は、部落差別を取り巻く状況に大きな変化が生じており、インターネット上の書き込みは社会問題化し、同和問題に関わる新たな差別事象や人権侵害なども多発しており、その内容は多様化かつ悪質化している。

2016(平成28)年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行された。この法律は、「同和対策事業特別措置法」（同対法）から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が失効したあともなお、部落差別が存在すると明記され、部落差別のない社会の実現を目的とし、部落差別の解消に関して、その地域の実情に応じた施策を実施していくことを規定している。

同和地区においては、少子高齢化、低収入、進学率の格差、不安定就労など、まだ多くの課題が残されており、部落差別解消推進法に規定されている相談体制の充

実、教育・啓発活動、部落差別の実態調査の実施を含め、早期に同和問題解決を図る施策を推進していく必要がある。

2 人権擁護体制の確立

今回の調査で、同和地区在住者の4人に1人が過去に直接的な被差別体験をしているが、差別を受けた人のうち5割の人が「黙って我慢した」と回答しており、公に差別事象報告として取り上げられるケースが非常に少ない状況と言える。

差別を受けた人たちが、公にしないこと、公にできないことで実際に差別は起きているのに差別がないかのように見えてしまう状況となることが推測され、公開されている差別事象の件数は、「氷山の一角」であることを意識する必要がある。

一人ひとりが、差別によって自尊心を傷つけられ、また同じ目に合わないか、自分が同和地区出身であることを知られたり、広められたりしないだろうかなど、つらい思いをしている住民が存在していること、また、今は差別を受けていなくても、いつか差別を受けるのではないかと不安を感じている人たちがいることも見逃してはならない。

当事者が差別に直面したときに、相談しやすい条件・体制の整備や心のケアなどが重要であり、当事者との信頼関係を構築しながら、当事者の尊厳を守り、希望する内容をしっかりと把握し、対応できる体制を整備する必要がある。

(1) 今後の取り組み

① 差別事象の早期発見

差別のない社会を実現するため、差別をいち早く発見してそれを解消していかなくてはならない。インターネット上の差別的な書き込み等に対してモニタリングを強化し、県や近隣の市町と情報を共有してサイトの管理者等へ、削除要請を引き続き行う。なお、特に悪質なものと緊急を要するものに対しては、神戸地方法務局龍野支局やたつの警察署との連携を考えた体制作りを行い、事件の未然防止のためのシステム構築や推進体制の整備を図らなければならない。

② 人権相談・支援体制の確立

部落差別は「就職」や「結婚」といった「人生の節目」だけでなく、人生の様々な場面で突然出会うことがある。差別を受けた人が、安心して相談しようと思えるような環境づくりに取り組む必要がある。

隣保館の機能を最大限活用して「地域を支える様々な人たち」と協力し合
って「隣保館」を核に人権擁護委員や法務局とのネットワークを形成して
「問題の発見」から「しかるべき相談窓口」に誘導する体制づくりに取り組む。

3 同和地区住民の生活の安定と自立支援

(1) 保健・福祉の充実

同和地区は、市全体と比較しても少子高齢化の傾向が高くなっている。

- ① ひとり親家庭の自立支援
- ② 地域での子育て支援の推進
- ③ 子育てに関する相談体制の確立

(2) 高齢者施策の充実

同和地区の高齢化率は、市全体の高齢化率より高い地域がほとんどであり、
必要な支援やサービスを適切に利用できるように、相談業務や申請手続きの説
明など、きめ細やかな対応が必要である。

また、年々相談内容も複雑・多様化しており地域の中で生活上の課題を抱え
た高齢者やその家族が相談先がわからず、さらに困難な状態に陥る心配がある。

このように、地域の身近な相談窓口が必要とされていることから、隣保館の
相談機能の強化を図るとともに、地域の人々と日頃から問題を話し合い、民生
委員・児童委員との連携をさらに密にして、適切なアドバイスができるような
体制の確立が必要である。

① 高齢者の生きがいをづくり

隣保館等を利用して世代間交流や高齢者同士の交流を図り、生きがいをづ
くりを兼ねた取り組みをさらに充実させる。

高齢者のひとり暮らしや高齢者のご夫婦のみの世帯でひきこもりなどで孤
立することがないように地域全体で支援する地域福祉活動の推進を図る。

また、日常での多様なニーズのある中で、地域の問題を把握・共有し、隣
保館を中心に地域で支える工夫をしていく。

② 介護保険サービス等の利用促進

高齢者が安心して暮らしていけるように、介護保険サービス等を適切に利
用できるように、関係部署・隣保館と関係機関が連携を図る。

経済的な問題や、世間体、非識字などにより申請が難しい人の把握に努め、問題解決に向けた対応ができる体制をつくる。

隣保館と市の健康福祉部や、民生委員・児童委員との連携を図り、きめ細やかな対応を継続して行う。

③ 総合相談体制を確立する

生活上の課題を抱えた人が、相談する場所がわからず、そのために課題が解決できなくなるようなことのないよう隣保館の相談機能を強化する。

(3) 就労と収入の安定

同和地区の世帯主個人年収は、「年収200万円未満」が51.0%を占めており、生活の厳しい実態がわかる。「年収300万円未満」と答えた人は、77.1%である。全国平均1世帯あたりの年収は503万円であるのに対し、たつの市は489万円（平成27年）であり、仮に、同和地区の世帯主個人の年収と、これら1世帯あたりの年収とを比べてみると、相当の開きがあり、一般住民の6割～7割程度であると推測される。

① 就職支援

職業能力向上や必要な知識について習得できるように、諸団体が実施する制度や事業についての情報提供や、隣保館での講座の開催、商工会議所、商工会との連携によるインターンシップの受け入れ事業所の拡充を図る。

また、ハローワーク龍野と連携を深めて就労支援体制の確立に努める。

② 相談体制の確立

若年者、中高年層、障がいのある人、ひとり親家庭に対する雇用を促進するため、関係機関と連携し職業相談による支援を図るとともに、福祉部門等との連携による相談体制の確立を図る。

4 隣保館活動の活性化

隣保館事業は、昭和33年4月社会福祉事業法の第2種社会福祉事業として規定された。その目的は、同和地区の低位におかれた住民を対象として、無料又は低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図

るための各種の事業を行うこととされ、たつの市においても8つの隣保館を建設した。

竣工年	施設名
昭和 37 年	総合隣保館
昭和 52 年	誉隣保館
昭和 52 年	福栖会館
昭和 46 年	上笹会館
昭和 54 年	段之上会館
昭和 41 年	仙正隣保館
昭和 49 年	本條自治会館
昭和 49 年	上袋尻自治会館

平成 14 年 3 月には、厚生労働省における新たな隣保館設置運営要綱が制定された。

この要綱では、隣保館の運営に当たっては、地域のニーズを反映した事業に積極的に取り組むことにより、隣保館への住民の期待に応えることが重要であるとされている。

たつの市においては、平成 17 年 10 月の合併の際に、たつの市隣保館設置条例が制定された。

この条例において隣保館の役割として、社会福祉法第 2 条第 3 項第 11 号に定める目的のうち、「無料又は低額な料金でこれを利用させる」は実現したもの、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る」事業として各種講習会を行うことを主な事業としてしまったところに社会教育施設との差異をなくす結果となった。

本来、厚生労働省における「隣保館設置運営要綱」が目的とする「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンター」にはなり得ず、近隣住民の「生活上の各種相談事業や人権課題の解決」といった役割を十分に果たせていない状態である。

地域住民の高齢化や、老々介護問題、単身世帯の増加や核家族化が急速に進んでいる中で、今後、隣保館では未来を担う子ども達の育成にさらに尽力

し、地域内のコミュニティづくり、人権課題の解決、周辺地域も含めた住民のニーズに沿った各種事業を実施するなど、保険・福祉や教育等の総合的拠点として機能強化を図ることが急務である。

(1) 隣保館事業の課題

厚生労働省における「隣保館設置運営要綱」が意図している事業は、次のとおり事業の順位にある。

厚生労働省
① 社会調査及び研究事業
② 相談事業
③ 啓発・広報活動事業
④ 地域交流事業
⑤ 周辺地域巡回事業
⑥ 地域福祉事業

厚生労働省における「隣保館設置運営要綱」に基づき課題を挙げる。

① 社会調査及び研究事業

たつの市においては、当該事業は条例には記載がない。特別な調査を実施せずとも、日常的な住民とのコミュニケーションから住民の声を拾うことで、十分に同和地区やその周辺地域の様子を把握することができる。

しかし、主な事業として実施している講座の参加者とも、隣保館の出入りの際の挨拶を交わす程度であれば、住民とのコミュニケーションを行うこともできず、地域の情報も得ることはできない。

また、隣保館を運営するために設置している隣保館運営委員会においても年に1回～2回程度開催し、通年の講座や隣保館まつりの日程を申し合わせる程度の協議を行っているに過ぎない。

同和地区やその周辺地域における課題の把握、地域課題を解消するための隣保館事業への提案や既存事業の効果を話し合うまでには至らず、形骸化しており、住民にとっても隣保館を活用しきれていない。

② 相談事業

相談件数だけでは、住民の期待に応えているか否かを定めることはできないものの、件数は少ない。

結婚差別や就職差別などの人権問題が生じた際、住民が相談するだけの、関係性ができておらず、相談事業を実施していることへの住民への発信もできていない。住民の生活においては大小様々な問題を抱えることもあり気軽に相談できる態勢を整えておく必要がある。そのためには相談を受ける職員の資質と知識も課題と言える。

③ 啓発・広報活動事業

毎月隣保館だよりを発行しているものの、記事については例年実施している事業の報告に留まり、地区住民の生活に有効な情報や啓発活動といった記事を掲載できていない。

住民の生活に関係する税金、福祉、教育、地域の出来事等住民のニーズをキャッチすることができず、タイムリーな情報も足で稼げていないといった課題がある。

④ 地域交流事業

講座、隣保館まつり、人権講演会を実施しているものの、マンネリ化し形骸化している隣保館もある。現在は、受講生の文化的な生活の向上と同和地区住民と周辺地域住民との交流を目的として実施しているが、これらの事業の目的は果たしているのかが疑問である。

隣保館まつりを実施するものの、同和地区住民の参加が少なく、関係者の参加の方が多い場合もあり、その必要性が問われている。

一方、講座においては、習字、珠算、英会話といった子どもたちの技能向上や仲間づくりには役割を果たしている。

また、成人を対象とした講座においては、趣味を広げ文化的な生活を送る上では一役買っているが、生活改善を目的とした実務的な講座の開催には至っていない。生活改善に向けて、どのようなニーズが住民にあるのかを聞き取らなければならない。

⑤ 周辺地域巡回事業

隣保館職員において、例年、決まった事業を実施することで職務を終えてしまっており、その事業の課題や改善点にまでは手つかずの状態であり、周辺地域を巡回したり、交流を広げたりといった事業までは至っていない。

⑥ 地域福祉事業

隣保館において地域福祉事業を展開するには、隣保館職員だけではできない。したがって、地域の人材や福祉事務所などとの連携が必要である。

(2) 隣保館の今後の取り組み

① 隣保館の存在意義の確認

同和地区において、厚生労働省における「隣保館設置運営要綱」の目的とされている「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンター」、そして、近隣住民の「生活上の各種相談事業や人権課題の解決」といった役割を果たす必要があるかどうかの確認をしなければならない。必要だと判断されれば、同和地区住民と周辺地域住民とともに、その地域づくりの中での隣保館の役割を共有して積極的に活用していかなければならない。

② 地域交流事業の充実

隣保館まつりにおいても、年に1度、地域が団結する機会として捉え、主体的に参加するまつりを準備段階から取り組んでいかなければならない。

また、講座においても、成人を対象とするものは趣味講座だけに留まらず、就労、家計、税金、子育てといった様々な角度から、今地域に必要な情報を住民に届けなければならない。そのためにも、隣保館運営委員会において、同和地区の役員のみならず、周辺地域の協力者や他分野に及ぶ協力者にも多く参加してもらう必要があり、積極的に提案してもらう必要がある。

③ 相談事業の充実

まずは、相談を受ける方としての職員の資質が問われる。気軽に相談できる隣保館を作るには、コミュニケーションが図れる職員の配置が必要となる。

また、相談内容は多岐に渡るため、幅広い知識と市福祉事務所、社会福祉協議会、職業安定所、シルバー人材センター、法務局、教育委員会等といった連携を図る部署との関係構築が必要となってくる。この関係機関につなぐための役割を隣保館が果たすとともに、相談後の住民への見守りもきめ細かい相談事業の一環になる。

第3部 人権教育の推進

第3部 人権教育の推進

1 結婚差別の現状と教育との関係

部落差別を解消するための教育は、部落差別がある限り進めなければならない。基本計画に先立って行われた調査の結果においても、たつの市に部落差別があることが改めて明瞭となった。ここでは、結婚差別という典型的な部落差別の表れを通して、部落差別を解消するための教育の必要性を述べることにする。

(1) 同和地区に対する偏見や差別意識とは

同和地区とは、部落差別の対象とされている地域のことである。長い歴史的発展の過程の中で被差別部落の人たちは、身分を固定され、さまざまな政治手段により住む場所や職業などさまざまな制限を強いられた経緯があり、偏見や差別意識がつくられていった。

近代に入り、1871（明治4）年の「賤民制廃止令」（いわゆる「解放令」）のもと、身分制はなくなり、それまでの差別意識は払拭されなければならなかったが、政府が差別をなくす積極的な施策をとらなかったこともあり、それまでの歴史の中で人々の中に植えつけられた「自分たちとは違う存在である」という差別意識は簡単にはなくならなかったのである。しかも、被差別部落の人たちには市民的権利が不完全にしか保障されず、就職や結婚、居住等の自由から除外され続けてきたために、次第に低位な状態に置かれるようになり、貧しさや低学力などを原因として、「暗い、貧しい、閉鎖的」といった新たな差別意識が生まれたのである。

1965（昭和40）年に出された同対審答申では、同和問題は「その早急な解決は国の責任であり、国民的課題である」とされ、1969（昭和44）年からは同和対策事業の対象地域に対する環境改善がはじめられた。しかし、対象地域限定の改善事業は、差別をなくすための事業であるがゆえに、市民の合意を得ながら進めなければならない執行状況を行政が理解できなかったために「同和地区だけ」というねたみを生み、新たな偏見や差別を生み出すことにもつながった。結果として、対象地域の環境は改善されたが、社会の中に残る差別意識は引き継がれるだけでなく、「同和地区だけ特別なのか」というねたみ差別を生んでしまったのである。

それらの過程の中で、同和地区に対して「暗い、貧しい、閉鎖的、学力が低い、怖い」、「特別扱い」などの偏見や差別意識が社会の中で存在することが許され、一部の人たちによって引き継がれ、インターネットなどを利用して拡散され、今なお結婚差別などの部落差別が解消されていない現状にある。

(2) 調査結果報告書から見てくる結婚差別の現状

人生の節目はいくつかあるが、その一つに結婚が挙げられる。本来、憲法第 24 条に記載されているとおり「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」する。つまり、当事者の 2 人が合意すれば結婚に至るべきものであり、結婚が決まると、周りの人たちから祝福されるはずのものである。しかし、現実には「両性の合意のみに基づいて」による結婚は、すべての人に保障されているだろうか。

市民人権意識調査の結婚観を問う質問に対して、「当人同士の合意があればよい」、「当人同士の合意が、より尊重されるべきである」と回答した人が 93.2%であり、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することにほとんどの人が賛成であることが読み取れる。

一方で、市民人権意識調査での自分の子どもが同和地区の人と結婚する場合についての質問に対して「子どもの意思を尊重すると思う」と答えた人はわずか 38.3%であり、残り 62%には反対の意思が存在する。つまり、結婚観を問われて考える結婚の相手は、一般地区の人であって、同和地区の人との結婚となると、躊躇し始めるのである。

このように、市民の間に同和地区の人との結婚に対して否定的な考えを持っている人が存在しており、同和地区に対する偏見や差別意識が未だに残っていることは明らかである。

(3) 結婚差別の原因

調査での同和問題の残っている原因や背景として、家族や親戚、地域、社会から教えられる、また伝えられる偏見・差別意識と答えている人が、市民・対象地区人権意識調査のどちらとも上位を占めている。そのことから、結婚差別の原因は、昔から受け継がれている同和地区住民に対する偏見や差別意識であり、それらが未だに払拭されず、さまざまな社会集団の中で継承されていることにあると言える。

(4) 結婚差別がもたらすもの

自分が生涯を共にしようと決めた相手との結婚を人格や能力ではなく、同和地区出身であることを理由に反対された人の気持ちを想像したことがあるだろうか。人格や能力は、自分の努力で向上させることは可能であっても、出身地は自分ではどうすることもできない。そのどうすることもできないことを理由として結婚を反対された同和地区の人は、自分の存在そのものを否定されたことになる。自分の出自に思い悩み、苦しみ、人格や身体に悪影響を及ぼしたり、希望をなくしたりするかもしれない。また、自分の親を恨んだり、親の立場としても苦しんだりすることにもなる。ときには、自らの命を絶つということさえ起きている。

すべての人は生まれながらにして、自分らしく幸せに生きる権利をもっているものであり、結婚差別はただ単に結婚を反対されるという問題ではなく、反対された人の人生や場合によっては命にかかわる重大な人権侵害なのである。同和地区出身でない側の当事者にとっても深い心の傷となる。偏見や差別意識にとらわれることにより、家族全体がずっと苦しみながら過ごすこともある。そのことを心に留めた上で、部落差別を解消するための教育に取り組む必要がある。同和地区や当人には何の責任もないのであり、結婚差別を許している人の意識や社会に問題があると言える。

2 なぜ正しい人権教育（同和教育）が必要か

同和地区・同和問題を知った時期を問う質問に対して、学校で知ったと答えた人は、どちらの調査も70%を超える。つまり、多くの人が学校で同和教育を受けた経験があることが推測される。しかしながら、同和地区への偏見や差別意識を持つ人が未だにいることも事実である。それはどうしてだろうか。その理由として以下の3点が考えられる。

① 部落に対するマイナスイメージが払拭されていない

昔からの暗いとか貧しい、怖いといったような部落に対する偏見や差別意識などのマイナスイメージが引き継がれていることが大きな要因であると言えるし、それを払拭する教育がなされていなかったと言わざるを得ない。しかし、何もしなければ、そのようなマイナスイメージが引き継がれることがあっても、なくなることは決してない。

② 同和教育の方法

同和教育を経験していても、どこに視点を置いて学習をしてきたかによって、同和地区に対するイメージは異なってくる。例えばかつての同和地区の低位な状況や、部落差別の悲惨さばかりを学んでいたとすれば、教育することが、かえって同和地区のマイナスイメージを植えつけてしまうことになっていたのではないだろうか。

また、2002年の同和地区に対する特別事業が終了したことで、次第に同和教育という名称が使われなくなり、人権教育の中に組み込まれていくとともに同和教育の目的が薄れてしまったことも要因として考えられる。同和問題を国民的課題として捉え、その解決について考えていく学習ではなく、思いやりややさしさ、命の大切さなどの普遍的な人権教育で同和問題を考えていたとすれば、解決につながるはずもない。部落差別を解消するためには、その原因や背景に視点をあて、それをおかしいと見抜き、解決していこうとする力を育てなければならない。

③ 同和問題に関する人権啓発の機会に参加していない

仮に学校教育の力で、同和地区に対する差別意識の誤りに気づいていたとしても、社会人になり、同和問題に関する学習の機会がないことで、その意識は薄まってしまっているのではないだろうか。そういった意味でも、人権教育と人権啓発の連携には、大きな意味があると考えられる。

部落差別を解消するためには、人権教育が必要不可欠であるが、その学び方や機会によって、同和地区に対する捉え方に違いが生まれてしまう。そこに同和地区出身者との結婚に対する偏見や差別意識の払拭が進まない原因の一つがあるのではないだろうか。正しく学び、正しく出会うことにより、部落差別を正しく理解し、部落差別を自分に関わる問題として捉え、その解決に向けての行動がとれるようになるのである。人によってつくられた部落差別は、人の力によってなくすことができるはずである。そのためには、どのような視点で人権教育を展開していくかを考えていく必要がある。

3 教科書と部落史の記述の変遷

正しく部落差別を学ぶためには、部落差別について教科書ではどのような記述があるのかを知る必要がある。

社会科の教科書に部落史が登場したのは、中学校では1972（昭和47）年、小学校は1975（昭和50）年であった。これが、部落問題学習を全国的に広げるきっかけになったのだが、その中身はとても貧弱であった。

例えば、1975（昭和50）年段階でのA社の小学校6年用教科書には、「幕府は、また農工商の下に、さらにいちだんと低い身分をおきました。農工商より、さらに低い身分とされた人びとは、住む土地もかぎられていて、田畑を持つものもごくわずかで、その暮らしはみじめでした」と記されている。のちに、部落の「悲惨史観」「貧困史観」と批判されることになる記述が、まず最初に登場してきたのである。

A社の教科書は、部落史研究の到達点を、かなり早く紹介しており、部落史の記述に関しては定評のある教科書であるが、それでも、1970年当時の部落史を反映して、かなりはっきりした「悲惨史観」「貧困史観」が表れていた。

こうした「部落イコール貧困」のイメージは、それまで実際の部落を知らない教職員や子どもたちに、部落に「貧しい人ばかりが集った地域」という偏見を与え、「衣食足りて礼節を知る」の逆に、部落イコール「衣食足らざるがゆえに礼節を知らず」という、更なる偏見を作り上げてしまった。

そして、学校で教えられていた同和地区の子どもたちは、一斉に顔が下がり、表情が暗くなったのである。同和地区はずっと前から差別されっぱなし、しかも苦しい生活を強いられたと書いてあるのだから、自信喪失を子どもたちに注入しているようなものであった。そんなことで、学校現場からも批判が起こってきたのである。

こうした教科書の記述は、それからのちの部落史研究の成果を踏まえてかなり修正され、1992（平成4）年には、「きびしい差別の中で農業をはじめ、さまざまな仕事について、社会をささえました」（A社の場合）となり、1995（平成7）年には、「差別にたえながら、荒れ地を耕して農業を営み、人びとの暮らしに必要な生活用具を作ったり、伝統的な芸能を伝えたりして、日本の社会や文化をささえてきました」と、さらに、変わっていった。

そして、現代では「百姓や町人からも差別された人々もいました。これらの人々は、服装や行事・祭りの参加などで厳しい制約を受けました。しかし、農業や手工業などを営んで年貢を納め、優れた生活用品をつくったり、役人のもとで治安を守る役をはたしたり、芸能を伝えたりして、当時の社会や文化を支えました」と、見事に部落史研究の到達点が反映されるようになった。おそらく多くの子どもたちに、歴史のおもしろさや部落問題に共感させ、興味深く歴史を子どもたちに伝えることができるようになってきている。教科書の記述をもとに、マイナスイメージを払拭する正しい人権教育をすすめられるかどうかは、教える側の力量に関わってくるのである。

4 人権教育の取り組みの経過と課題

（1）人権教育（同和教育）の取り組みの経過と現状

① すべての学校で同和教育に取り組んでいる

たつの市は、1950（昭和25）年に揖西北小学校で、県下初となる同和教育研究大会を開催したり、福田忠太郎や勝原茂など同和教育に尽力された先人がいたりとかくから同和教育の盛んな地域であり、現在もその流れが引き継がれている。

② カリキュラムの作成により、計画的に系統的に人権教育に取り組んでいる

カリキュラムとは、子どもたちが1年間で学ぶ学習内容の計画表のことである。学年ごとにめざす子ども像を設定し、それを達成することを意識しながらカリキュラムを組み、学習を進めていく。

調査結果報告書によると、小中学校・高等学校すべての学校でカリキュラムを組み、部落差別を解消するための教育に取り組めており、カリキュラムの見直しもできている。特に、小中学校では、小中9年間の系統性を意識した人権教育年間カリキュラムを組んでいることがわかる。

③ 「コア教材」により、市内での教材の共通化が図れている

カリキュラムの内容を見ていくと、すべての小中学校で部落差別の解消につながる教材として教育委員会で指定した「コア教材」（重点的教材）が入っており、「コア教材」が市内の共通教材として活用され、小学校１年生から系統的に部落差別の解消に向けた素地を養うことができていると言える。

④ 教職員の人権教育に対する意識が高い

すべての学校において、部落差別を解消するための教育に係る教職員研修が実施されるなど共通理解が図られており、部落差別に関する正しい認識を図る研修が進められていることがわかる。

⑤ 地域教材や自作教材の作成を通して、地域とのつながりを築いている

小学校においては、部落差別を解消するための教材として地域教材や自作教材を作成しており、子どもや地域の実態に即した学習が進められている。さらに、すべての学校において人権関係施設や関係団体、地域と連携できており、教室での学習だけでなく、体験活動や交流活動を通して、地域とのつながりを築いていることが伺える。

（２）人権教育（同和教育）の取り組みの課題

① マイナスイメージにつながる学習になっていないか

先述した通り、たつの市では差別の現実に向き合いそれを解決しようと古くから熱心に同和教育に取り組み、同和地区の差別の実態や差別された人の気持ちを考える学習を積み重ねてきた。過去の同和教育では、そのような学習を通して差別に負けない強い心や差別をのりこえるための仲間づくりの大切さなどを学んだ。しかし、地区の実態や差別された側に立った学習は、ややもすると「暗い」「しんどい」学習という印象を与えることもあった。また、差別される側が強くなれないといけないという視点が、重荷になる地区の子どもたちも存在した。

確かに、地区の子どもたちが今後、差別に出会ったときに自分に自信が持てる強い心を養うことや、共に差別と闘う仲間づくりにつながる学習は、今の時代でも必要である。

ただ、同和地区の子どもたちに視点をあてた教育では、上記のような課題が生まれてきたのも事実であった。調査結果の自由記述で「同和問題を学校で教える必要はない」や「同和問題を学習することは、同和問題を呼び起こさせる」といった意見もあった。このような意見は、こうした学習のマイナスの痕跡と言えるのではないだろうか。また、厳しい差別の現実を教えることは、「同和地区に生まれなくてよかった」という逆効果の考えを生む危険性もはらんでいた。

そうした反省のもと、次第に「なぜ差別されてきたのか」など、同和地区にだけ視点をあてるのではなく、「なぜ差別をするのか」という差別する側の問題という視点での学習に切り替わり、今に至っている。

② 子どもたちが部落差別を自分事として考えることのできる学習になっているか

現状を見ると、カリキュラムにそって計画的に系統的に人権教育に取り組んでいることがわかる。しかし、その学習が差別を見抜き、差別を許さない態度や行動につながらないといけない。つまり、学習を通して部落差別の解消を自分事として捉え、自分自身が部落差別を解消する一員であるという自覚が育たなければならないのである。

子どもたちが今、直接的に部落差別に直面する場面は、他の人権課題と比較して少ないかもしれないが、例えば就職や結婚、日常生活などを含め一生を通して考えると、部落差別に遭遇する確率が高い。その時に、部落差別は許されない人権侵害であるという認識の下で行動できる子どもを育てなければならない。

そのためには、学習をとおして幼少期から偏見や差別、不合理を見抜く人権感覚を育てなければならない。人権感覚とは、「人権の価値やその重要性を鑑み、人権が擁護され、実現された状態を感知して、これを望ましいと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような感覚」のことである。差別の状態を他人事として考えていては育たない感覚であり、学びを積み重ねることでのみ育つのである。

調査結果の自由記述に「小学校の授業で同和問題を学んだ記憶はありますが、具体的に同和問題とは何なのか全く覚えていません」という意見があるように、学びが態度や行動に結びつかないような学習になってはいけない。

③ さまざまな人権課題といかに関連付けられているか

部落差別について学ぶことによって、他の差別について考えを深めやすくなるという面がある。例えば、近年の新型コロナウイルス関連の差別事象では、ハンセン病との共通点や、うわさがひろがる仕組み、決めつけ、憶測、うわさなどとの結びつきが見て取れる。個別の人権課題の根底には、そのような偏見や差別につながる誤った考え方が潜んでいるのである。部落差別を解消するための教育に計画的・系統的に取り組んでいれば、その誤りを見抜き、それを許さないとする態度の育成やすべての人の人権が尊重された社会づくりにつながる行動力が身につく。それらの力が、他の人権課題の解決に向けても応用できるはずである。

歴史的な面や現代的な面からも、さまざまな人権課題と関連付けつつ部落差別について学ぶことは重要な意味をもっている。対象地区人権意識調査の結果から、同

和地区出身者がすべての差別について十全な意識を持っているわけではないということがわかる。それぞれ自分が被害的立場にある問題については敏感になり、加害的立場にある問題については鈍感になりやすい。カリキュラムを編成する段階から、さまざまな人権課題について自分自身の被害性と加害性の両面から考えられるように組み立てることが大切である。

④ カリキュラム通りに部落差別を解消するための教育に取り組んでいるか

年間カリキュラムを立て、その内容についての見直しもできているが、予定通りに学習はすすめられたか、子どもたちにとって学んだことが日常生活での差別を見抜き、差別を許さない行動に結びついているかなど視点を持って年度末に振り返ることが必要である。

特に部落史の学習に取り組んでいる小学校6年生、中学校、高等学校では、教える側が部落差別に対しての正しい認識をもち、学習を進めているかが非常に大切になる。教える側があいまいな理解のままだと、子どもたちに部落史や同和問題の起源等に誤った認識を植えつけることになってしまうからである。また、直接部落史を学ぶ前に、何が不合理や差別の原因なのかを見抜く素地を築いていなければ、部落史学習が単なる歴史学習や偉人伝として他人事として捉える学習になってしまう危険性がある。そうならないためにも、部落差別や部落史に対して正しい認識をもつ学習や研修の機会を定期的にもつことが必要である。

特に、現代的な観点から部落差別について学ぶことは喫緊の重要性をもっている。部落差別解消推進法が2016年になって新たに制定された意味を考えるだけでも、部落差別を現代的な課題として学ぶことの重要性は明らかである。歴史を学ぶにあたって、明治以後の部落差別について力を入れてカリキュラムを組むべきである。

⑤ 自分の考えを述べ、子どもたちの意見で進める人権学習になっているか

カリキュラムに部落差別を解消するための教育がきちんと組み込まれ、予定通りに学習をすすめられても、自分事として考える学習でなければ、真の部落差別を解消する力を身につけることはできない。教師の言葉ですすむ授業であれば、それは知識を教えているだけであり、日常に生きる力を養うことはできない。

このことは、新しい学習指導要領で強調されている「主体的・対話的で深い学び」が人権学習においても必要であることを示している。むしろ、人権学習においてこそ、「主体的・対話的で深い学び」が不可欠なのである。

⑥ 人権は権利の学習であり、人権尊重の精神の涵養をめざした教育であることの認識をもっているか

調査での人権についての考えを問う設問に対して、「思いやりやさしさをもてば人権問題は解決する」と答えた人が市民人権意識調査では56.1%、対象地区人権意識調査では47.6%であり、高い数値となっている。確かに思いやりやさしさをもつことは、相手に思いをよせたり、相手の思いや願いに気づいたりする態度や行動につながる面はある。しかし、人権は、すべての人がもっている自分らしく生きる権利であり、やさしさや思いやりで保障されるものではない。思いやりやさしさをもって接しても根本的な解決につながらないし、ややもすると無意識のうちに例えば誤った同情のような上から人を見るといった考えにつながる恐れもある。

特に、部落差別はもともと何の違いもないのに違いを作り行う差別であり、日本国憲法で保障されている基本的人権を侵害している最も深刻にして重大な社会問題なのであり、決して思いやりやさしさで解決できるものではない。社会の中にある差別意識や格差等の中で生まれる誤った意識に気づき、同和地区の人たちを含むすべての人が自分らしく生きることができるよう、すべての人の権利を守るためにどうすればよいか、社会の仕組みをどのように変えていけばよいかを考えていく学習を積み重ねていかなければ、部落差別の解消にはつながらないのである。

⑦ 同和地区に対する偏見・差別意識や誤った情報を断ち切り、プラスイメージにつながる授業を展開できているか

同和問題が残っている原因や背景を尋ねる設問で上位を占める回答は、市民人権意識調査、対象地区人権意識調査とも「家族や親戚から教えられる偏見・差別意識」、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」、「社会全体にのこる偏見・差別意識」であった。つまり、偏見や差別意識の誤りに気づき、それを断ち切る力を教育の力で育てていくことが必要なのである。昔から続く根強いものだから解決できないのではなく、自分たちの力で偏見や差別意識を断ち切るという行動のとれる子どもたちを育成するという視点に立ち、教材の選定や授業展開を考えていく必要がある。

また、部落差別解消推進法第1条に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と記載されているように、ネット上の掲示板、SNS等による誹謗中傷が深刻な社会問題になっている。そのような場面に出会ったときにきちんとした行動がとれることはもちろん、差別的な書き込み等をしない子どもたちを育てることも今の時代、必要不可欠である。教え子を差別者にも差別を受ける者にもさせない思いは、教職員として誰もがもっているはずである。

5 これからの人権教育への取り組み

たつの市では、カリキュラムを立てたり、部落差別に関する学習会や研修会を実施したり、地域とのつながりを築いたりしながら人権教育に取り組んでいる。しかし、今まで述べてきた課題にも見られるように、部落差別が存在している限り、さらなる取り組みの充実が必要不可欠である。

調査結果からも読み取れるように、次のような点を目標として設定する必要がある。

- ①同和地区に対する偏見や差別意識等に起因するマイナスイメージを払拭する。
- ②自分事として部落差別の解消について考える。
- ③差別を見抜き、批判することができる。
- ④部落差別はなくすことができるという明るい展望、プラスイメージを持つことができる。

そのような子どもを育成することのできる人権教育を展開していくために、次の5点を提案する。

(1) 系統性のある人権教育カリキュラムの作成

部落差別を解消するための教育を効果的に進めていくためには、系統的にその素地を養う必要がある。以下に、小学校低学年・中学年・高学年・中学校にわけて、その発達段階の特徴や学習内容を考えながら、部落差別を解消するために必要な学習内容や視点などについて述べていきたい。

① 小学校低学年

もしかすると、家族関係や地域の人から部落差別について聞いている子どももいるかもしれないが、まだ部落差別の現実には直面していない子どもたちが多くを占めると推測できる。つまり、子どもたちはまだ同和地区に対してのイメージが確立していない時期と言える。だからこそ、この時期から教育の力によって、正しく部落差別に出会わせることが非常に大切である。だからと言って、小学校低学年から結婚や就職問題に取り組んでも、教育効果は得られないことは容易に想像ができる。つまり、子どもたちに同和問題を正しく認識する力を育てるためには、小学校の低学年のうちから系統的に人権教育に取り組む必要がある。

小学校に入学したばかりの子どもたちは、まだ自己中心的であり、決めつけや思い込みで人を判断する傾向が強く、他の人の大切さにまで思いを寄せる経験も少ない。そのために、友だちの能力や人格に目を向けることなく、自分本位の考えで行動し、もめごとに発展することもしばしば見られる。また、自己表現も稚拙であり、大人の言動をもとに善悪を判断する傾向も見られる。

そこで、小学校低学年では、決めつけや思い込みで人を判断することの誤りに気

づく力を身につけたり、人を見た目だけではなく、何を見て評価するのかという自己判断の力を磨いたりする必要がある。そのような力を身につける学習を積み重ねることで、差別に対する批判力の素地を養うことができる。そのためにも、教材には、望ましい行動や、その行動が思い込みや決めつけの誤りに気づき、登場人物みんなの人権を守ることにつながるという明るい展望があるものを選定したい。

後の段階でも同じだが、小学校低学年では、とりわけ教職員の価値観が重要となる。この時期の子どもたちは、身近で信頼できる人の行動や価値観をとおして、何が正しいかを学ぶ傾向が強いからである。納得できる価値観に裏付けられた行動を教職員がとっているかどうかが決定的に重要である。

② 小学校中学年

中学年になると、校区の歴史や名勝史跡を学んだり、地域の高齢者施設や隣保館などを訪れたり、他教科との関連で車いすやアイマスク体験などの福祉体験をしたりと学習内容や範囲が広がる。それらの学習を通して、地域の方々とのつながりが深まっていく時期である。また、学校生活では、グループで遊ぶことも増えてくる。それにともない、集団の中で起こり得る不合理を経験することもある。

そこで、小学校の中学年では、地域を正しく知ることや地域の先人の思いや願いに気づき、地域に誇りをもたせるという視点をもって学習に取り組む必要がある。また、いろいろな体験を通して、身近な集団や社会にある偏見や不合理に気づき、それを批判する力を身につけることも必要である。おかしいことをおかしいと言える態度が、偏見や不合理をなくすことにつながるという明るい展望のある教材を選定したい。

なお、ここでいう批判力とは、ただ単に善悪を見分け、評価するだけの力だけではなく、偏見や不合理を見抜き、正しい行動を取ろうとする態度のことを言う。偏見や不合理を見抜く力は、部落差別の不合理さを見抜く力の基礎となるはずである。

なお、中学年でも決めつけや思い込みの誤りに気づく学習に継続して取り組み続け、差別を見抜く人権感覚を磨き続ける必要がある。高学年もそれは同様である。

③ 小学校高学年

高学年になると、社会科の学習で産業について学ぶ。その発展としてたつの市の地場産業である食肉・皮革産業について学んでほしい。中世や近代の時代には、彼らは優れた技術をもち、当時の生活を支えていた。にもかかわらず、身分制の中で差別の対象とされていた歴史がある。今でも、その時代の誤った認識のもと、ネット上で書き込みをしたり日常生活の中での差別発言につながったりという人権侵害が起きている。

そこで、地場産業に携わる人がどんな思いや願いをもち、どのように仕事に携わっているかという視点で学習に取り組み、正しくその職業を理解し、地場産業に誇りを持つ子どもを育てる必要がある。地場産業に対する誇りが、その産業に対する偏見や差別意識に出会ったとしても、「それはおかしい」と正しく批判できる力につながるのである。

また、高学年になると他の教科との関連から外国人や性的マイノリティ、障害のある人など個別の人権について考えを深めていく学習も可能であり、それらの学習からもすべての人の人権を保障する社会づくりをめざしていく人権尊重の精神の土台を築くことができる。

小学校6年生になると、社会科の教科書に差別された人々の記述がある。「差別された人々は優れた技術を持っていた」、「差別されながらも当時の生活を支え、今に伝わる文化を残した」、「差別された人々の中には、豊かになるものもいた」などの記述があり、決してマイナスイメージをもたせる記述はない。しかし、社会には同和地区に対する偏見や差別意識をもつ者がいる。正しく教科書から学んでいれば、そのような者はいないはずである。そう考えると、社会に残る偏見や差別意識を払拭する必要性をより感じるし、正しい歴史認識をもたせることが重要であると言える。

社会科の教科書に紹介されている、例えば河原者であった庭師や洪染一揆、解体新書などの学習の発展として、それらに関わった人々がどのような世の中をめざしたか、それらの人々を差別した世の中をどう思ったのかなどの視点で学習に取り組み、部落差別の誤りについて学ぶ必要がある。

小学校6年生になり、直接的に部落差別を扱う学習になる。この段階までに、決めつけや思い込みの誤り、偏見や不合理を見抜き、それを許さないとする態度などの力を養った上での部落史学習に取り組まなければ、うわべだけの学習になる危険がある。しかし、それまでの学習の積み上げがあれば、部落差別を自分事として考えることができるはずであり、差別された人々に対してマイナスイメージをもつことは、決してないはずである。むしろ、それらの人々の力強い生き方や考え方に共感できるのではないだろうか。

なお、小学校の社会科の歴史の教科書では、部落差別に関する記述は全国水平社までである。しかし、県教委が発行している副読本や公民の教科書を参考に、部落差別解消推進法までの学習に系統的に取り組むことも可能である。また、全国水平社以降の学習については、小学校での積み上げをもとに中学校でさらに深めていくことが不可欠である。

④ 中学校

中学校になると、小学校での学習をもととして、さまざまな人権課題についての自分の生き方考え方を深め、差別のない社会を築く一員であるという自覚を深めていく時期である。

部落差別を解消するための教育として、特に小学校の歴史の教科書には記述のない近代以降の部落史や現代の部落差別について集中して取り組む必要がある。なお、令和3年度の公民の教科書には、「同和対策審議会答申」だけでなく、「部落差別解消推進法」についても記載されている。現代の部落差別について、計画的に学習を進めてほしい。

中学校の歴史や公民の教科書には、「部落差別」や「えた」や「ひにん」といった用語が記載されており、この言葉について正しく学ぶ必要がある。そうでないと、子どもたちが、日常生活の中でこれらの用語を不用意に使い、本人の意志とは関係なく差別的に広がる危険性がある。

そもそも、「えた」や「ひにん」という言葉は、当時の支配者が差別をするために用いた言葉であり、差別された村の人々が日常でその言葉を用いたという例は一つもなく、自らの村を「皮田村」などと呼んだ。つまり、差別された人々は「えた」や「ひにん」という言葉を決して認めていないのである。教員は、それらの言葉は差別用語であるということを念頭に置きながら、学習を進めていかなければならない。

現代の部落差別の事例として、就職差別や結婚差別も教科書で紹介されている。人権意識調査で同和問題が残っていると感じたことがらを問う回答として、「結婚や恋愛について周囲から反対がある」が一番多く、市民人権意識調査 52.1%、対象地区人権意識調査 56.1%であった。また、自由記述でも「結婚の際に反対され、親との縁を切った」との意見も数件見られた。

以上のことをふまえ、義務教育での部落差別を解消するための教育の集大成として、結婚差別を扱った教材で授業を行ってほしい。結婚という本来であれば祝福されるべき人生の節目で、差別の現実直面するという重大な人権侵害について自分事として考えることは、部落差別のない社会を築く大きな力となる。

なお、結婚差別の教材については、厳しい差別の現実の印象だけを与えるのではないよう差別を乗り越えた内容で締めくくるなど明るい展望のものを選定することを忘れてはならない。

(2) 教職員の同和問題に対する正しい認識の構築

同和問題の起源を問う設問に対する回答として、「江戸時代に、民衆を支配する手段としてつくられた」と答えた人が、市民人権意識調査では 40.7%、対象地区人権意識調

査では 45.4%と一番多く、「人の嫌がる仕事について」と答えた人が市民人権意識調査 17.8%、対象地区人権意識調査 16.8%と次いで多かった。

一方で「生活が貧しかった」と答えた人は市民人権意識調査 7.5%、対象地区人権意識調査 12.8%しかなく、「わからない」と答えた人も市民人権意識調査 22.7%、対象地区人権意識調査 16.8%と多く、同和問題に対して正しく認識している人が少ないことが読み取れる。

そう考えた場合、同和問題を教える側の教職員もはたして同和問題の起源について正しく認識しているか、問い直してみる必要がある。

学校現場は今、ベテラン教員の多くが退職を迎えるという問題に直面している。同和教育に長年携わってきた教員の退職が、部落差別を解消するための教育の後退につながってはならない。それらの教員の知識や実践などを学校の中や若い教員に継承することが必要不可欠である。継承されるものの中には、当然同和問題に対する正しい認識も含まれる。さらに、部落差別に関する教科書の記述が、新しい歴史認識のもと、改訂のたびに刻々と変化している。もし、教職員の中で、同和問題に対して正しく説明できない者がいるとするならば、定期的な研修も必要であると言える。

ここで、同和問題の起源について述べておきたい。同和問題に関しては、1965（昭和 40）年に出された同和対策審議会答申に「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義づけられている。同和問題とは、一部の人間が低位な状態に置かれている状態、つまり「貧困」が同和問題と深いつながりがあると言える。

一方、部落差別は、日本社会の歴史的発展の過程、つまり、江戸時代における幕藩体制のもとで、政治的制度的差別として制度化され、固定されたことが起源である。教科書に、当時の「えた」身分の人たちの中には豊かになる人も出てきたという記述がある通り、江戸時代の差別された人々を、貧しさと結びつけて考えるのは妥当ではない。明治以降の低位な状態にこそ、今の部落差別につながる偏見や差別意識の原因があるのである。

中世の時代からの職業に対する差別意識をうまく利用して、江戸時代での身分制が確立され、江戸時代後期から幕末にかけてのさまざまな政治手法が、「差別が当たり前の社会」として身分制の固定につながり、それとともに差別意識が社会のなかで根強くなった。つまり、差別意識を利用して、封建的支配を強めていったのであり、差別と貧しさに因果関係はなかったのである。

(3) コア教材の活用

人権教育という科目はなく、したがって当然教科書もない。しかし、当然のことながら人権教育は推進されなければならない。

たつの市においては、部落差別を解消するための教材として、絵本、道徳科の教科書、県教委作成の副読本や先生方が作成した地域教材・自作教材を主な教材として学習に取り組んでいる。そのため、学校によって使用する教材にばらつきがあったり、学んできた視点が違っていたりという課題があった。そこで、部落差別を解消するための学習を進めていく上で欠かせない教材を教育委員会で選定し、各校で必ず取り組むように指定した教材を「コア教材」（重点的教材）としている。

小学校1年生から中学校3年生まで、各学年「コア教材」を4つ指定している。市内すべての学校で同じ教材を使用することで、仮に教員がどの学校に異動したとしても、どの学年の担任をしたとしても、前年度までの積み上げが市内で共通化されているので、系統的な学習が可能になる。また、同じ中学校区内にある小学校で同じ教材を使用しているので、小学校での教材のばらつきがなく、小中の系統性をもつことができる。

「コア教材」は、「批判力を高める」、「明るい展望がある」視点のある教材を選定した。今後、選定した教材が適しているかの分析が必要だが、今後も「コア教材」を核として、各校で部落差別を解消するためのカリキュラムの作成を進めていく必要がある。

(4) 地域教材・自作教材の充実

長年、同和教育を進めてきたたつの市では、各校に今までの積み上げの成果として、教員によって作成された多くの地域教材がある。また、子どもや地域、社会の実態等を勘案し作成された自作教材も多く残されている。

手作りの教材は、実態に応じて作成されているので、視点を明確にした学習ができるという利点がある。また、それらの教材の多くは、部落差別の解消をめざすという視点から作成されている。ただ、一から教員が作成をするので、かなりの時間と労力がかかる。そこで、もちろん新たな教材を作成するのもよいのだが、これまでに各校で作成された教材を、その年の子どもや地域、社会の実態などを勘案し、加筆修正しながら活用していくことも方法の一つとして考えられる。

地域教材・自作教材の作成や修正する際は、部落差別の解消につながる教材になっているかということを考えながら、差別に対する批判力の育成、プラスイメージの構築につながる内容にする必要がある。

(5) 部落についてのプラスイメージの構築

部落差別について語ることに、間違ったことは言っていないという風潮はない

だろうか。他の人権課題についてなら自由に自分の意見を語る人も、部落差別について意見を求められると、急にだまってしまう傾向も見られる。

学校現場でも同じように、部落差別を扱うとなると、迷いやどうしようという不安をもつ教員もいる。特に、若い教員、経験年数の少ない教員にそのような傾向が強いように感じる。部落差別の解消をめざして本気で授業に取り組むのであれば、恐れずに部落差別の解消に向けた授業に取り組んでほしい。ただし、教える側として、差別をなくしたいという思いは大切だが、思いだけではなく、やはり部落差別に対する最低限の正しい認識をもっておくことは必要である。

部落差別を解消するための教育に対して、不安を抱く原因の一つに、同和地区が顕現化することが挙げられるのではないだろうか。自分事として考える子どもは、自分の周りにも同和地区があるのだろうかという考えが浮かぶかもしれない。そもそも、人それぞれさまざまな環境の中で育っているのに、家庭の中で教えられている子どももいるかもしれない。そういった子どもたちから、例えば「〇〇は、同和地区？」と言った質問が出た場合にどう答えればよいかという不安があるのではないだろうか。

そのような時にすぐにイエスかノーかの返事をするのは、同和地区住民の思いを抜きの回答になるので、アウティングにつながる危険性がある。なぜ、そう思ったのかを子どもに投げ返し、まずは子どもに語ってもらうことが必要である。部落差別を解消するための教育を積み重ねている子どもが、差別的意図をもってそのような質問をするとは考えにくい。教員は、自信をもって子どもに対して誠実に尋ねてほしい。迷いが生じるということは、その迷いが、部落差別についてなんとなく語ってはいけない、間違えたことを言ってはならないという雰囲気を作ってしまうとも言える。

部落差別について、自由に意見が出される中で、間違いに気づいたり新たな発見があったりするののもまた事実である。子どもたちが自由に意見を言ってもいいんだと思える授業実践を積み重ねてほしい。

ただ、部落差別について顕現化する意見が出た場合のことを考えて、教職員が普段から地区の精通者などと話をし、当事者の思いを知っておく必要がある。またフィールドワークなどの学習を取り入れ、子どもたちが地域に足を運び直接地域の人とふれあい、つながりをもつことも重要である。部落差別を解消するための教育を進めていく上で、地域との連携は大きな力となる。そのためにも、小学校低学年の段階から系統的に地域について学ぶことが必要である。

6 人権交流推進事業までの歴史

たつの市では、現在人権交流推進事業を積極的に行っている。これは、たつの市におけるこれまでの実績を踏まえ、現代的状況に即応して進められているものである。

人権交流推進事業の歴史として、同和地区の子どもたちを対象にそれらの子どもたちの学力保障を目的として、昭和 20 年代末ごろから県の事業として学力補充学級が開始されたことがスタートとなる。

その後、同和対策事業特別措置法の施行を受け、学力補充学級は解放学級などに名称を変更しながら、特別法が終了する 2002（平成 14）年まで続けられた。

学力補充学級等は社会教育に位置付けられ、地区の有識者を運営委員長とした運営委員が組織され、放課後に隣保館や教育集会所等を会場として実施された。子どもたちの学力を保障するという目的のため、学校の教員が指導者として尽力し、この事業は長い間進められてきた。

2002（平成 14）年からは、たつの市の事業として解放学級の流れを継承しつつ、学力保障に「交流」という目的を追加し、主に同和地区の子どもたちを対象とした「人権教育推進事業」を開始した。その後、平成 27 年度からは、「人権交流推進事業」と名称を変更し、講座生を同和地区の子どもたちに限定せず、広く校区から募集し、交流を推進する事業へと方向転換をし、現在に至っている。

（1）人権教育推進事業時の成果

本事業の目的として、学力保障がある。本事業が開始された昭和 20 年代ごろには、同和地区の子どもたちの学力が十分に保障されておらず、高校への進学率が一般地区と比較して低いという大きな課題があった。その課題を解決することが、本事業のスタートであった。

年数を重ねるごとに、同和地区の子どもたちの教育環境は改善され、それに比例して同和地区の子どもたちの学力も向上し、進学率にも大きな格差がなくなった。

本事業の目的である同和地区の子どもたちの学力が、一定水準まで高められたことが、本事業の大きな成果であると言える。

（2）人権教育推進事業時の課題

平成 27 年度までは、同和地区の子どもを対象として放課後、地区の隣保館や教育集会所、公民館等で実施されてきた。しかし、学力補充学級等が定着してくると「同和地区の子どもたちだけが、なぜ放課後に先生に勉強を教えてもらっているのか」という意見や、学級生からも「なぜ私たちだけが、放課後に勉強しなければならないのか」、「どうして私たちだけ行かないといけないのか」などの意見が出るようになってきた。

対象を限定して実施してきたことが、「同和地区の子だけ特別」などの新たな偏見や差別を生み出すという課題につながってしまったのである。また、年々同和地区の子ども数が減少し、「地区の子どもたちだけ」という印象が強くなり、本事業が地区に対するマイナスイメージにつながる危険性もあった。

学力保障という目的であったが、それが対象の子どもたちを含むすべての人の合意の中で進められなかったことが、課題を次第に浮き彫りにしてきたのである。

(3) 人権交流推進事業への転換と効果

課題に目を向け、いち早く方向転換をしたのが構教育集会所で実施されている「学び舎学級」であった。同和地区の子どもたち限定であった本事業を特別措置法が切れることを見通して、平成 12 年度から校区すべての子どもを対象とした事業に変更したのである。そうすると同和地区以外の子どもたちが多数、学び舎学級に参加するようになり、学級生が増加した。

平成 27 年度から「人権交流推進事業」に変更した後、学び舎学級のように校区すべての子どもを対象とする学級が増え、今では市内の小学校にある学級は全て、校区の子どもを対象とした学級になり、同和地区の子どもが減少しているにもかかわらず、学級生の数は増加している。

本事業に変更した大きな目的は、「交流」を主な内容とすることであった。子どもたちは、さまざまな交流活動を通して、頭と体と心でさまざまなことを感じ、無意識のうちに同和地区に対するプラスイメージを構築するようになる。そのイメージが、同和地区に対する誤ったイメージに出会った時に、その差別性を見抜き、批判する行動力につながるのである。

同和地区に対する偏見や差別意識の原因は、「知らない」ことに起因する場合が多い。「知らない」人が、同和地区に関する偏見や差別意識に出会うと、その真偽を確かめずに信じてしまい、差別者になる可能性が高い。しかし、実際に同和地区に足を運び、同和地区の人たちと交流などを通して接することで、同和地区に対するプラスイメージが構築される。このイメージが、同和地区に対する偏見や差別意識の誤りに気づく、つまり差別を見抜く力につながるのである。

また、保護者世代も子どもたちの送迎のためや学級の行事に参加するために、隣保館や教育集会所等を訪れる。その保護者の中には、同和地区に対するマイナスイメージを持っている人もいるかもしれない。しかし、実際に同和地区を訪れる機会をもち、同和地区の人たちと接する中で、無意識のうちに偏見や差別意識の誤りに気づく機会となっているのである。

過去の取り組みのように、同和地区のみを対象とするのではなく、同和地区内外の区別をなくし、すべての人が交流事業に参加することで、偏見や差別意識を断ち切ることができるのではないかと。

今回の調査結果から浮かび上がってきた課題の一つとして、このような交流だけで確かな認識を培うことに必ずしもならないということである。交流などを確かな認識に結実させるためには、人権や部落差別についての学習を合わせて行う必要があることを述べておきたい。

7 PTA 世代対象の部落差別の解消をめざした研修の実施

調査結果によると、PTA 対象の研修の実施率は、小学校では 61.1%に達しているものの、中学校では 16.7%、高等学校では 33.3%、特別支援学校では未実施と改善の余地があることが明らかとなった。また、市民人権意識調査や対象地区人権意識調査からも PTA 世代の部落問題に対する関心の低さが読み取れる。

部落差別が残されている原因として「家族から教えられる偏見や差別意識」が大きな要因であるという調査結果から考えても、PTA 世代による部落差別に関する研修を実施することが必要である。

参観日やオープンスクールの機会に、コア教材を使用した授業や部落差別の解消をめざした授業を公開したり、同和問題をテーマとした PTA 講演会を開催したりすることで、PTA 世代にも同和問題に対する正しい認識をひろげたい。また、保護者の関心から出発した研修を組み立てることで、出席率を上げ、人権に関する興味関心を高めることも必要である。

親の言葉は子どもにとって大きな影響を及ぼす。子どもの学びを肯定し、子どもとともに差別のない社会を築いていこうとする態度が、古くから伝わる偏見や差別意識を断ち切る大きな力となることは、明白である。

第4部 部落史学習にあたって

第4部 部落史学習にあたって

これまでの部落史学習は、部落の歴史だけを取り出して学習を展開してきたきらいがあるため、部落問題は部落の人の問題であり、部落史は「何か特別なもの」と捉える傾向があった。

授業でも、「差別される側」のみの視点で、差別や生活の実態ばかりに焦点を当てた学習であったために、「部落は暗い」「部落は貧しい」「部落は閉鎖的である」等のマイナスの固定観念や傍観者的な意識を学習者に植え付けてしまった傾向がある。さらに、歴史的な史実を忠実に追うことのみが中心となり、部落の人たちの差別と闘ってきた行動に対して、なぜ、どうしてといった疑問や課題意識を十分に持たせることなく展開してきた。そのため、学習の中で出会った人々に共感を持つものの、それが単なる過去の出来事として捉えられ、自分とは別の世界の出来事となってしまう例が多い。

今後は、人間を評価するときには、「能力や人格で評価すべきである」ということを啓発や授業の基礎に据え、人種、血統、家柄、性別、民族等で人を判断することの誤りに気づかせることにより、市民、特に児童生徒がこの社会の価値基準をどの出来事にも応用できるようにすることが重要である。

悲惨な差別の実態や暗い面を強調しすぎたことが、かえって差別を流布することとなった反省にたち、教科書の書き換えと合わせて、本基本計画でも部落史の新たな視点をさし示すものである。

部落差別の定義について

「部落差別とは、被差別部落出身という、代々世襲によって継承される生得的な社会的地位である社会的身分（世系）ないしはそのような身分に属しているとみなされることに基づくあらゆる区別、排除、制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他社会のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを妨げ、または害する目的または効果を有するものをいう。」（この定義の仕方は、国際的にも通用するように人種差別撤廃条約及び女性差別撤廃条約の人種差別の定義ならびに女性差別の定義の仕方と同じやり方で行ったものである。）

第1章 「部落史見直し」から得た新たな視点

第1節 部落史学習のねらい

部落史学習とは、過去の出来事を知識として学ぶことではない。部落史を学ぶことを通して得られた新たな見方や考え方を、現在の社会にあるさまざまな差別について考えるときの道しるべとすることである。つまり、歴史の中で、差別をどう克服していったかを学び、それを生かして、今の課題（状況）を解決していくのである。

例えば、室町時代に源流をなす世界遺産に認定された庭園や能・歌舞伎など日本文化の礎を築いたり、医術や芸能の発展に寄与したり、生活に不可欠な太鼓・三味線・雪駄・筆・墨など日用品の数々を生産したりしてきたのは、差別されていた人々であることを学ぶことをとおして、能力や人格がいくら優れていても評価されないで、血統や家柄で人間の価値が格付けされる社会の仕組みが間違っていることに気づくように導くことである。

過去の差別の歴史を知るだけでは、今も同様の差別があるように誤解することも考えられるので、差別解消が進んでいる今の現状を正しく教えたり、伝えることが大切なのである。

第2節 「部落はずっと低位におかれていた」という認識の見直し

（1）常に低位ではなかった

これまで部落は、低位におかれていたと捉えて教える傾向があった。しかし、近年の部落史の研究により経済的観点から見れば、そうとはいえないことがわかってきた。

例えば、皮革に関わる商工業が盛んだった部落においては周辺の農村をはるかに上回る経済力をもっていた事実や新田開発による農業生産等、必ずしも経済的低位に置かれていたとは言い難い。経済的低位に置かれたのは、むしろ明治以降に資本主義経済が発展する過程で、近世（江戸時代）の差別意識と結びつきながら低位におとしこめられたものであると考えられる。

従って、「部落は厳しい差別をうけてきた」＝「部落はずっと低位におかれていた」という認識は誤りである。

（2）低位であったと捉えることによる弊害

低位であると捉えると、「差別と貧困」「悲惨さ」のみが強調され、部落の子どもたちは自らの祖先と歴史に自信や誇りを持たず、学習中に顔を上げられないことになりがちであった。また、部落外の子どもたちには、逆に「自分は部落に生まれなくてよかった」という認識を植え付けてしまった可能性がある。

それは、「なぜ、このような不合理な、不当な差別（部落差別）が今もあるのか」ということを説明するにあたり、部落差別の不合理さ、理不尽さに憤りを持たせるために、部落の人たちの貧困で悲惨な姿ばかりを誇張して描いてきたからである。

その結果、江戸時代から部落の人たちは貧困で悲惨な生活を余儀なくされてきた「かわいそうな人々」というマイナスイメージを、固定概念として人々の意識に浸透させてしまった。また、「江戸幕府がつくった」ものだから「自分には関係ない」という意識や、「差別はいけないと分かっているけれど、自分は部落に生まれなくてよかった」という思いを持たせることになったのではないかと考えられる。

（３）正しい認識で

差別には、上下の差別と水平の差別の２種類がある。上下の差別は、支配・被支配、所有の差別も含まれる。これには、貧富の差別、女性差別等があった。水平の差別は、排除の差別とも言われ、仲間はずれという形で行われる。すなわち、現代のいじめに見られるように、同じ人間なのに仲間はずれにしていじめるという差別である。

被差別民が、目明かし、十手持ち、刑警吏等で、百姓や町人を取り締まる下級役人の任務を負わされていたことを考えると、部落は下ではなかった。部落差別は上下の差別ではなく排除の差別である。したがって、分かりやすく言えば、仲間はずれである。

今まで低位を強調したために、差別を上下の差別で捉える方向になっていた。その結果が「悲惨」「暗い」「閉鎖的」というようなイメージにつながった。これからは、排除の差別（仲間はずれ、いじめ）として捉えさせることによって、仲間はずれにしている側が悪い、間違っていることに気づかせることが大切である。

（２）で述べたような教育を受けてきた指導者や教師の中には、同じような意識や認識を持ったまま指導にあたっている者もいたと推測され、それにより差別の再生産につながったということが懸念される。

まず、人間の価値を「能力や人格」で評価せず、血統や家柄で格付けする社会の過ちや差別解消が進んでいる現状等について、指導者自身が正しい認識をもつ必要がある。

その上で近年の部落史研究によって明らかになってきた部落の歴史や、被差別民衆が産業や文化を創造し支えてきた姿、差別と闘い、たくましく生きてきた姿を伝えていくことをとおして、子どもたちにも正しい認識を育むべきである。

第3節 身分制に対する認識の見直し

(1) 身分制の起こり

《身分制度》は、洋の東西を問わず、支配権力によって上から作られた統治制度であって、自然発生的に地域共同体内で出来上がったものではない。

土地を専有した者が王権を握り、その王権を支える取り巻きの支配者層を貴族と位置付けた。その王権（貴族）の制度を永久に維持するために、支配者は民衆をいくつかの層に分類し、格付けた。それが身分の発生である。その身分ごとに、それぞれ分業（仕事）を与え、租税と課役を一方的に課した。

戦争によって、負けた捕虜とか権力に反抗した者、多額の債務を負った者、罪人たちを奴婢（奴隷）とした。支配者は、その支配を子孫に継続させるために身分をつくった。この身分制度は人（人間）を能力や人格で評価せず、血統と家柄で格付けた。

その身分を維持するために、儒教思想の貴賤観念とか神道の淨穢思想とか、仏教思想の因果応報、前世の業などを利用して、その血統に生まれたことを運命と受け止めさせるために、権力者はこれらの考え方を広めた。

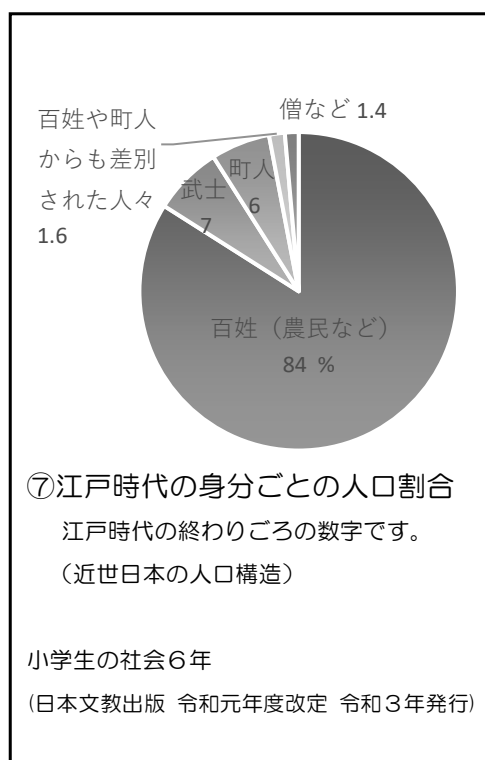
それが徐々に民衆の意識に根づいていき、民衆の意識にすり込まれていったというのが、身分制度の仕組みである。よって、差別の起源にこだわることなく、人間を評価する基準の間違いに気づかせることが、部落史学習の主たるねらいである。

(2) 江戸時代の身分制

身分差別には、人を格差付けるためのイデオロギーがいる。それが「貴賤」や「淨穢」である。身分差別は人為的につくられたフィクション（虚構）である。身分的格差や序列を天与の生得的なものと思いこませるための手の込んだ政治的・思想的詐術である。

教育を受ける機会を奪われていた貧しい民衆は、自分たちの恵まれぬ運命は「前世の業」であると説き聞かされて、このからくりをなかなか見破れなかった

このように、江戸時代は、支配者が虚構をつくり出し、それを運命と捉えるようにするために、強引に宗教を政治に持ち込み、「前世の業」「因果応報」と思わせた。その結果、民衆はそれぞれが差別されるのが当たり前だと思うようになった。



また、江戸時代の身分は雇用関係で決まっていた。江戸時代の身分では、支配者である武士は現代でいう公務員の行政職で、当時の被差別民は下級役人（長吏）として、現代でいう公務員現業職にあたる。その他の者を、平人（百姓、町人）とした。現代でいう民間人である。つまり、幕府や藩に雇われている者が武士身分の者とエタ身分の者である。藩に雇われていない者は、豪農、豪商であれ平人身分とした。今でいう民間人としたのである。下級役人ゆえに、平人を取り締まる役割を担わされたのがエタ身分の者であった。当時のエタ身分の人たちは、自らをエタ（行政用語）と呼ばず、「役人村」とか「長吏」あるいは、「かわた」と呼んでいた。

（３）市民権の剥奪（身分制による政治の原則）

身分制社会においては、下記のような社会的規制が、軍事力・警察力を持った政治権力によって実行された。

- ① 少数の支配者による社会的・文化的・宗教的権限の掌握
- ② 身分差に基づく「富の不平等な分配」…それを合法化
- ③ それぞれの身分に租税と課役を一方的に割り当てる
- ④ 身分は世襲制が原則であって、長子相続を原則とする
- ⑤ 家父長制にもとづく男尊女卑の思想で女性差別が固定される
- ⑥ 同一身分内の同じ家格同士の結婚を強制し、自由恋愛は認めない
- ⑦ すべての身分に特定の分業を強制し、職業の自由を認めない
- ⑧ 土地への緊縛（きつくしばる）による居住区の指定、移動の自由を認めない
- ⑨ 立法、司法、行政の三権を独占した支配権力による人権の無制限の抑圧

※古代では律令でしばる。中世は分国法でしばる。近世の幕府は法度でしばる。

（４）被差別部落の起源

今まで部落の起源と成立について、捉え方があやふやであったが、現在は起源と成立を分けて起源—成立—確立というように捉えた方が適切であると考えるのが一般的である。

起源・成立・確立の概念規定

被差別部落の起源： 前述の部落差別の定義に見られる「社会的身分」つまり、被差別部落が歴史的に遡及できる起点。まだ個別的で、地域的にとどまる状況。

被差別部落の成立： 「起源」でみられた状況が制度化（法制化あるいは慣習法化）され、かつ一般的、全国的規模になること。

被差別部落の確立： 「成立」の状況がさらに一層、制度的に強固なものにされ、差別がさらに強化されること。

被差別部落の起源は、時期的には中世後期の 14 世紀末から 15 世紀前半ぐらいに求

められ、地域的には近畿地方を中心にして、しかも個別的であったもの（起源）が、その後 16 世紀に入ると次第に地域的にも広がり、数としても増えていった（形成期）と考えられている。確立期は 17 世紀後半から 18 世紀後半までと考えられている。

被差別部落の起源・成立の歴史的背景としては、後述でかなり詳しく書いているので、それを参考にさせていただきたいが、簡単に述べると、①仏教や神道によって広められてきたケガレ観念や屠畜業者に対する差別観念、②それらに影響を受けながら形成されてきた風俗習慣、③差別を容認し助長してきた地域社会、④延喜式のケガレの規定及びキヨメ役としての行刑役・掃除役等の割り当て、幕府・藩の差別政策・差別法令制度等の政治的作為が存在し確立されていった。

第4節 これまでの部落史学習の見直し

（1）差別はどこまでも差別する側の問題

1965（昭和40）年、同和対策審議会答申が出されて以来、実態的差別を解消するため、部落の経済的低位性をあまりにも強調し過ぎていたように思える。

《参考》同和対策審議会答申より抜粋

- ◆ 同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- ◆ 部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。分類すれば、心理的差別と実態的差別とに分けることができる。
- ◆ 心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字では封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。
- ◆ 実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別である。

これまでの学習では、部落の歴史だけを取り出して学習を展開してきたきらいがあるため、部落問題は部落の人の問題であって他人事であり、自分事として捉える面が弱かったり、部落史は「何か特別なもの」というイメージをもたせてしまったりした。

啓発や授業でも、「差別する側」の意識に焦点を当てず、「差別される側」の実態や心情に焦点をあてすぎた学習であったために、「部落は暗い」「部落は貧しい」「部落は閉鎖的である」等のマイナスの固定観念や傍観的な意識を学習者に植え付けてしまった傾向がある。

さらに、歴史的な史実を忠実に追うことのみが中心となり、部落の人たちの差別と闘

ってきた行動に対して、なぜ、どうしてといった疑問や課題意識を十分に持たせることなく展開してきた。そのため、学習の中で出会った人々に共感を持つものの、それが単なる過去の出来事として捉えられ、自分とは別の世界の出来事となってしまった。

(2) なぜ部落差別は今日まで残ったか

- ① 江戸時代の被差別部落の生活は、貧しくなどなかったが、いわゆる解放令で藩から解雇され、1871（明治4）年の「斃牛馬、かつてたるべし」の太政官布告により、身分で保障されていた皮革業の特権を失う中で、仕事を奪われていった。又、1897（明治30）年まで学校制度から除外され、教育の機会均等の権利が保障されなかったため、能力の向上をはかる機会を失った被差別部落は、貧困化していくのである。

その過程で、貧困な部落という意味で、特殊部落と言われたのである。部落の貧困と今日のような差別意識の固定化は、特殊部落と世間が言い出してからのことである。

- ② 明治以降から1945年まで（戦前）は、全国的にみると小作争議が頻繁に起こり、そこで全国水平社なども共同で闘っている事例が多くある。差別する側にいた農民のほとんどを占める小作農たちは、自分達も生活レベルでは被差別部落と同じく貧しかったので、そんなに強い差別意識はなかった。

しかし、戦後の農地改革で、差別する側の小作農たちは自作農（地主）になり、生活も豊かになってくると、農地改革の枠外におかれた被差別部落を「貧しい」ということで差別するようになり、それ以後、徹底的に差別する側に立っていく人達が多くなるのである。

小作農たちは、一般的差別（学校に行けない、進学できない、釣り合いなど・・・）を受けつつ苦しんでいたが、自作農になり高度経済成長で豊かになっていくにしたがって、差別する側に立場を移すのである。

- ③ 1965（昭和40）年の同対審答申を受けて、1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法が制定され、同和対策事業が始まるわけであるが、現在、53年経て未だ部落問題は解決されていない。何故なのか。

同対審答申では、差別を実態的差別と心理的差別があるとして、両方に対応した法律を作るように書いてあり、実態的差別に対応した法律として“同和対策事業特別措置法”が成立し、対象地域の環境改善や対象地区児童生徒への財政的支援を行った。

しかし、部落差別は「される側」のみの取り組みでは解決しない。「差別する側」に対する教育・啓発を同時に行わなければならない。従って、答申に言う「世人の偏見・・・」に対応した差別禁止の法律を作って、心理的差別の解消に取り組み、同時進行していかなければならなかったのである。

ところが、1969（昭和44）年同和対策事業特別措置法だけができ、差別される側のみの改善事業が行われ、差別する側の心理的差別に対しては十分な取組がなされな

かったし、法的裏付けがないので、地方自治体や学校も偏見打破への取組をしなくても罰せられることはなかった。このような理由で、実態的差別は解消されたものの、心理的差別が現在にも残ってしまったのである。

差別禁止法は、車のシートベルトを義務づける法律と同じように考えることができる。シートベルトを義務付ける法律は、最初、運転手は不平不満を言いつつ、守ったり守らなかったりであったが、徐々に皆がシートベルトをするようになっていった。10年もしたら、国民共通の安全意識となり定着している。これと同じことは、セクシャルハラスメントや禁煙法等いくらでも例に挙げることができる。要するに、国や地方自治体の指導者の真剣度にかかっているのである。

- ④ 同和対策事業に関する法律は2002年3月末に切れ、その1年3ヶ月前に“人権教育啓発推進法”が制定されたが、本来はこれを1969（昭和44）年の同和対策事業特別措置法と同時に制定しておれば、今日では差別はなくなっていたかもしれない。
- ⑤ 同和対策事業特別措置法を簡単に説明すると、1個のアメを持っている女の子、3個のアメを持っている男の子がいるとする。そのとき先生がアメを2個ずつあげたら、女の子は3個になり、男の子は5個になる。これだと相変わらず2個の差ができてしまう。先生は平等だと思って2個ずつあげたけれど、その先生はハタと気がつき、女の子に4個、男の子に2個あげて、どちらの子にも5個になるようにした。

与える側は、前は2個ずつあげるのが平等だと考えられていたが、民主主義の人権思想が出てきて、4個と2個を与えるのが正しい考え方であると分かってきた。これが事実上の平等ということである。2個ずつ与えるのが一般対策で、4個と2個与えるのが特別対策である。

（3）新たな視点で

以前の同和学習は部落の歴史だけを取り出して学習を展開してきたきらいがあるため、部落史は「何か特別なもの」というイメージを持たせてしまった。部落史だけで部落問題を考えていくことはできない。日本史全体の中で、部落と社会の関わり等を見つめ、差別について学習を進めていかなければならない。被差別の人達も社会を支え、経済的・文化的にも大きな役割を果たしてきたことに目を向けさせられなかったことが、今までの部落史学習の大きな問題点ではないだろうか。

さらに、部落史学習は歴史的な史実を追うことが中心となり、部落の人たちの差別と闘ってきた行動に対して、なぜ、どうしてといった疑問や課題意識を十分に持たせることなく展開してきた。そのため、学習の中で出会った人々に共感を持つものの、それが単なる過去の出来事として捉えられ、自分とは別の世界の出来事となってしまった。重要なのは、現在も残る部落差別の解消のために、過去の歴史を学ぶのだという認識なのである。

正しい歴史的事実を知る学習と自分自身の生き方につなげる学習があいまって、

はじめて差別解消が図られるのである。部落の生活を支えた労働や社会を支えた経済活動、文化など、それとあわせて客観的史実に基づいた部落史学習を推し進める必要性を強く感じる。

(4) 江戸時代は総差別で教える

当時、それぞれの身分に血統や家柄で格付けされた民衆に対して、支配者はその身のほどや分際をわきまえさせるために、さまざまな文化、宗教、呪術を利用して、各々の身分にあった経済外的強制を行った。そのことを総差別といい、それが江戸時代の仕組みであることを認識させて、ひどい人権蹂躪をしていたことを学ばせる。

第5節 人権教育への誤った理解

(1) 同和問題の捉え方—心がけや思いやりで解決できるのか—

部落差別という人権課題は、明治以降の急速な近代化、経済の発展、そして、その中で生まれた生活格差、貧困問題、さらに日本人の下見て暮らせの幸福感・世間体・優性思想などが複雑に絡み合った社会問題である。従って、正しい知識を身につけなければ解決できない問題である。つまり、正しい知識をもって、頭で理解し、心で納得しなければならない。よって、心がけや思いやりだけで解決できる問題ではない。差別の実態が解消される生き方、考え方、そのためのルールを作り、解決するにはどうすればよいのか具体的な取組まで繋げるのが人権教育である。

同和問題（部落差別）が他の人権課題と違うところは「同じ人間であり、違いがないのに差別を受ける」ことであり、その違いを教職員も十分に理解して指導に当たる必要がある。

(2) 人権教育と道德教育の違い

同和問題は、日本国憲法第11条「基本的人権の尊重」に関わる重大な問題である。ところが、道德教育は、教育基本法及び学校教育法に定められているとおり、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とし、自己の生き方についての考えを深め、道徳的实践力を育成するというねらいがあり、権利についての学習はしない。すなわち、道德教育において「基本的人権の尊重」の理念を教えるのには無理がある。

一方、人権教育は、同和問題が人権問題の重要な柱であると捉えつつ、人権という共通の価値に立脚し、また、生命の尊厳や他者を思いやる心の大切さなど、「人権という普遍的文化」を構築することを目標とし、すべての人の基本的人権を尊重していくことをねらいとする。

このように人権教育と道德教育のねらいは違い、道德の授業をきちんとしているか

らといって、必ずしも人権の学習ができているとは言えないのである。

さらに言えば、学習者自身が自ら社会に目を向け、関心を持ち、事実を認識し、自分の問題として捉えなければ人権の課題は解決できないものであり、差別解消を心の問題のみに矮小化しては、いつまで経っても解決しない。

ただし、思いやりの心等、道德の時間に取り上げられる内容は、人権尊重の生き方そのものともつながってくるものでもあり、人権教育と道德教育は大きく関連するものである。したがってそれぞれのねらいや特性の違いを認識し、連携しながら学習を進めなければならない。

第6節 部落史学習で何を教えるのか

(1) 部落史学習で大切なこと

「差別をなくすために行動できる市民・児童生徒の育成」という明確な目標を達成するために、

- ①部落差別を温存してきた社会の仕組みや民衆の意識に気づかせること
- ②その時代に生きた被差別部落の人々がどんな願いを持ち、どんな世の中をつくろうとしてきたのか。その熱くたくましい生き様に共感させること
- ③学習を通して自分を見つめ、自らの生き方を問うこと

の3つの学習が必要である。さらに、部落史学習と自分たちの日常の様々な事象を結びつけ、自らの生き方を考えるとともに、差別を許さない生き方をするためのスキルの習得にまでつなげていく必要がある。

(2) 思いや生き様に共感的理解をさせること

部落の人たちが何を考え、何を感じ、どのように生きてきたのかということに焦点を当てた学習が重要である。歴史的事実を伝えるだけではプラスイメージを与えたことにはならない。厳しい差別の中でその差別と闘い、強くたくましく生き抜いていった人々の姿を学習者や子どもたちに提示し、その中から人としての生き方や差別をなくすものの見方や考え方を見いださせていくことが大切である。

(3) 「なぜ差別されてきたのか」から、「なぜ差別をするのか」の視点へ

「なぜ差別されてきたのか」は、あくまで被差別側に問題があるとする捉え方であり、「なぜ差別するのか」は、差別する側の問題であり、自分自身の問題とする捉え方である。差別は、正しい知識をもっていないことの裏返し的行為とも言え、自分自身の価値観に基づく生き方の問題でもある。差別の実態や生活の実態に焦点をあて、「なぜ差別されてきたのか」を問う学習展開からは、差別する理由を明らかにすることはできない。過去の歴史との関連性の中で、なぜ差別をし、なぜ差別が残されて

いったのかということに気づかせるような部落史学習を展開していかなければならない。そこでは、差別はどこまでいっても「差別する側」の問題である。（いじめの問題で考えるとわかりやすい。）差別をしない、許さないという立場を、指導者がしっかりと持たなければならない。

その上で学習者や子どもたちにその時代に生きた人々と出合わせ、その人々が何を考え、何を感じていたのかを捉えることによって、「同じ人間なのに、なぜ、差別されたのか」を考え、差別「される」理由がないことや、差別「する」側の誤りや愚かさ、差別がある社会の醜さや愚かさに気づくことができる。

（４）学習と日常をむすびつけていくこと

学習を通して自分を見つめ、自らの生き方を問わせる。過去の出来事であっても、その社会的構造や心理は、形を変えて、あるいは類似の形で現代社会に生きているということに気づかせ、自分や自分たちの生活とのかかわりを感じさせることが重要である。そのために、人間を血統、家柄で評価せず、人物本位で人間の存在そのもので見たり、あるいは能力や人格で評価したりという学習と日常生活や社会のあり様を結びつけて見つめさせる学習をしていかなければならない。例えば授業で結婚問題を扱う場合、部落出身者と部落外出身者との結婚が増えている現状を伝え、もう少しで差別解消が実現するのだという展望を持たせるなど、学習が、自分も含め全ての人の幸せや人権が尊重される社会の創造につながるものであることを理解させる。と同時に、「差別にとらわれない生き方」が社会共通の意識になり、いかに自分の生き方や自分の属する集団や社会を豊かにしてくれるのかを実感させることが大切である。

第2章 学習を進める上での留意点

(1) 学校では学習指導要領に沿った指導をする。(教科書に準拠した指導)

(2) 今、現に同和問題があることを踏まえて指導する。

- ・歴史を学ぶことの意義を再考し、過去を学ぶことは、現在そして未来を考えるためのものであることを認識する。
- ・歴史を学ぶことで、今後の自分の生き方や社会をどう創っていくかという本質をとらえる。
- ・差別のない社会づくりが進んでいる実感をもたせる。

(3) 部落の起源を追究する学習ばかりに陥らない。

- ・「なぜ差別をされるのか」から「なぜ人は差別をするのか」の認識と行動につなげる。
「どうしたら解決できるのか」について学び、自己変革をしながら、差別のない明るい社会を創るため人権教育・啓発を充実させていくことが大切である。

(4) クリエイト（文化の創造等）な面に視点をあてた教育を推進する。

- ・職能（仕事）を通じて社会を支えたこと、豊かな文化を生み出したことなどプラス面を正しく理解させる。
- ・厳しい差別の中で、人間性を失うことなく懸命に生きた人々の生きざま等に触れたり差別解消への動きを学んだりすることは、人権尊重の生き方や社会づくりに結びつく。

(5) 差別解消に向けての展望を持った授業を展開する。

- ・部落差別の解消は、今を生きる私たち一人一人の責任であることを自覚し指導をする。「同和問題は必ず解決できる」と課題解決への展望や道筋を示しながら指導をする。

(6) 地域の実態に応じた教育を推進する。(100の村には100の歴史がある。)

- ・地域教材の発掘や開発、地域の人材の活用など、家庭や地域と連携協力して取り組むことが重要である。
- ・学校においては系統的な指導の効果を高めるために、小中学校で重点教材を設定し、実践の交流を図るなど校種間の連携が大切である。

(7) 「えた」「ひにん」等の言葉には十分配慮した指導を心がける。

- ・指導者はこれらの言葉の持つ意味を学習者に説明しなければならない。賤称語のみが一人歩きして差別発言や落書きにつながらない慎重な配慮が必要である。

※【指導の一例】

漢字で書き記し、「穢れ多い」「人に非ず」という許されない言葉で、差別する立場の人々がそう呼んだこと、その結果、この言葉によって人々がいかに傷つき苦しめられたかを説明し、だからこそ、差別された人々はこの言葉を決して認めなかったことを伝える。また、この言葉ほど人の命も心も傷つける言葉はなく、この言葉の意味を学んだのは、この言葉によって差別されるということをなくすためであることをしっかりと押さえる。

(詳しくはP70 参照)

《参考資料「言葉の重み—賤称語の指導に当たって」》

1 浅草弾左衛門の話

江戸時代関東一円の被差別の人々を統括する権限を与えられ、苗字帯刀も許されていた弾左衛門は、幕府の役人達から「えた頭」と呼ばれていた。しかし、本人はその呼び方を決して認めることはせず、「長吏頭（ちょうりがしら：現代的に言うと関東一円現業公務員統率役人頭）矢野弾左衛門」と称した。浅草を本拠としたため浅草弾左衛門とも呼ばれた。



〈13代弾左衛門〉

2 「えた・ひにん」とは誰が呼んだのか？

近年の部落史研究の中では、「えた・ひにん」などの呼称が、広く使われるのは江戸時代中期以降だとされている。この時代の権利をめぐる訴状等には「穢多」の表記が見られるが、差別された村が自らを「穢多」と表記した例は一つもない。まさに、近世において「穢多」という呼称は差別する側が呼んだのであり、差別された側は決してそれを認めていない、自分たちは同じ百姓なんだという自己主張している姿が見られる。

3 指導に当たって

「えた・ひにん」など学習で学んだ言葉を不用意に使い、本人の意志とは関係なく差別が広がってしまった事例、言葉のみが一人歩きし差別につながってしまった事例が後を絶たない。この言葉を、社会科の身分制度の授業のあとに遊びの中で平気で使った事例や、自分がいかに経済的に困窮しているかを表現するために使った事例、ある個人を劣った者として扱い見下すためインターネットに執拗に書き込み続けた事例等、驚

くべき実態がある。これらは決して遠い過去の話ではなく、ここ数年の間に生じた事例である。

これらの言葉は、誤った使い方をすれば差別語となり人を傷つけることになるということを念頭におきながら、学習を進めなければならない。そのためには、地域の実態に則した学習になるよう、事前に十分な準備をすることや差別解消への意欲が培われたかどうか評価することなどが学習者に求められる。

《参考—ある指導事例》

まず、「穢多」を「穢れ多い」、「非人」を「人に非ず」と表記したうえで、差別する側がこう呼んだこと、この言葉によって人々がどれほど傷つき苦しめられたかを説明した。そして、だからこそ差別された人々は、この言葉を決して認めようとしなかったという事例を紹介。

最後に「この言葉の意味を学んだのは、この言葉によって差別されるということをなくすために学んだのです。それを忘れずにいてください。」と授業を締めくくった。

第3章 部落史の概観と学習のねらい

第1節 他の差別との違い

部落差別は他の差別に比べてどういうところに特徴があるのか。現代日本社会には女性差別、障がい者差別、定住外国人に対する差別、その他さまざまな差別があり、それぞれの差別にはそれぞれの独自性がある。

どこで生まれたか、その生まれが根拠にされて偏見を持って見られ、さまざまな分野で不利益な扱いを受けているのが、他の差別と違う部落差別の独自性である。人間を能力と人格で評価しないで、生まれ（出自）、血統、家筋、家柄、門地、そういうものによって人間を評価し、差別しているのが部落差別である。

第2節 古代における身分制

（1）身分の発生

古代とは一般的に、原始時代の後を受けて、文明と階級が成立しながら、しかも封建社会には進んでいない段階、主として奴隷制を土台とする社会をいう。日本史では、飛鳥・奈良・平安時代を指し、大和朝廷時代（原始古代）を含めていう。

日本においては、身分差別が文献上で出てくるのは今から 2000 年くらい前である。弥生時代の小国家に分かれていた時代、北九州にあった奴国（なこく）では国王－大夫（たいふ）－生口（せいこう）という身分があった。（「後漢書」東夷伝）。生口とは奴隷と考えられており、人権が蹂躪されていた。その後、西暦 57 年に倭の国王が後漢（中国）の光武帝に 160 人の生口を貢物として献上したと書かれている。3 世紀中ごろの邪馬台国の時代になると、女王－大人（たいじん）－下戸（げこ）－奴婢（ぬひ）という身分が出てくる。（「三国志」魏志倭人伝）。女王卑弥呼が亡くなった時に造られた大きな墓に 100 人余りの奴婢が生きたまま葬られたとも書かれている。これは人権蹂躪もはなはだしいものである。こうした身分は共同体の問題、分業（転業）の問題、階級の問題、それから宗教など観念の問題、それと政治（権力）の問題がからんで発生・形成されたと考えられている。

（2）仏教の中の差別意識

平安時代に入ると高野山の空海、比叡山の最澄、こういう人達の活躍により仏教が広まっていった。その広まりゆく過程でさまざまな仏教にかかわる差別が出てきた。仏教の根本経典の一つである「法華経」の中に差別的な文言が多く出てくる。特に部落差別とのかかわりで言えば、「安樂行品」第 14 に「（菩薩は）梅陀羅（せんだら）と及び猪、羊、鶏、狗（いぬ）を畜（やしな）い、猟し漁捕する諸々の悪律儀のものにと親近せざれ」とあって、修行をしている僧侶は、こういう人々に親しく接してはいけないと

書いているのである。梅陀羅はインドのカースト制度のもとで最も低い身分の人びとのこと。そして家畜を養ったり、山で狩りをしたり、海で魚を獲ったりする人びとを「悪律儀」の者と決めつけているのである。生まれによって人を評価するのには大反対のお釈迦様の教えからすると、まったく相反する文言が残念ながら「法華経」に盛り込まれているのである。同「普賢菩薩歎発品」第 28 には、屠児（とじ）などに近づかない、と出てくる。仏教が形成されていく過程で、おそらくヒンドゥー教の穢れの考え方が仏教の中にまぎれ込んで、それが一部、経典の中に入ってしまったものと思われる。この仏教の考え方を支配者は身分制度の維持に利用し、広く伝播させていった。

第3節 中世の差別

中世とは、古代と近世の間の封建制を土台とする社会で、日本史では 12 世紀の鎌倉幕府の成立期から 16 世紀の室町幕府の滅亡までをいう。封建社会とは、領主が家臣に領土を与え、代わりに軍役の義務を課するという主従関係を中核とする雇用関係による身分秩序を母体にした社会である。

現在の部落差別につながる差別がいつごろ成立したのかという起源について、中世に始まるという中世起源説もあれば、近世に始まるという近世起源説もある。かなり考え方が違うわけであるが、近世起源説にしても、中世によく似た差別がすでに行われていたことや、その差別が近世の部落の起源に結びついているということは、ほとんどの研究者が認めるところである。中世の皮革業者や屠畜業者に対する差別が部落差別を生み出す背景にあったのは事実である。いわゆる中世の差別はさまざまな角度から見ていくと、制度化された身分差別ではなく、職業差別の段階にあったと考えられる。したがって、その職業から離れたならば、その差別から逃れることが可能だったのである。

ところが近世（江戸時代）になると皮革業、屠畜業をやめても部落差別から逃れることができなくなるのである。現在でも皮革・屠畜に従事している人は、部落の人全体の中では少数派である。部落出身ということで結婚などで差別を受けるのが現実である。これが身分差別で、職業差別と非常に深いかわりをもっているけれどもまた違う。だから職業差別が身分差別に転化したとき、つまり近世が部落差別の直接の始まりではないかと考えられるのである。その前の職業差別の段階はその前提をなしているというふうに考えられるのではないだろうか。しかし、中世起源説論者であっても、部落差別が本当に制度的にがっちり固められたのは中世ではなくて、近世であるという点ではまた共通するところである。

このような人々の中には、能を大成した世阿弥や観阿弥、山水画の相阿弥や足利 8 代将軍義政（1436～1490）に寵愛された築庭の名手であった善阿弥などがおり、銀閣寺の庭園は善阿弥の子の小四郎、孫の又四郎らの活躍によってつくられたものである。また、龍安寺の石庭や金閣寺の庭園など、京都に残る中世以来の庭園の多くは、彼らがつくり

出したものであり、すばらしい教養と技能をもって社会的地位を高めていったが「畏怖・畏敬」の視線を受けながらも差別から逃れることはなかった。

中世の学習のねらい

- 中世の頃、差別されていた人々が民衆文化を築き支えたことに気づく。
- いくら今日の世界文化遺産に認定されるほどの庭園をつくる能力があり、人格が優れていても、当時の社会では、血統、家柄が人間を評価する基準であったため、人間として高く評価されなかったことのまちがいに気づく。

資料 1

【世界遺産である龍安寺の石庭】



※枯山水で有名な龍安寺の石庭を造ったのは山水河原者と呼ばれる被差別の立場の人たちであった。相阿弥の作とも伝えられているが定かではない。石の一部に「小太郎」「清（彦）二郎」と河原者の庭師の名が刻まれている。

【世界遺産である能楽】



※重要無形文化財であり、世界無形遺産にも認定された能楽は、「能」「式三番」「狂言」の三つの分野に分けられる。「能」の観阿弥、世阿弥親子のように、能楽を世に伝え、今に伝わる芸術にまで高めたのもまた、当時差別されていた河原者たちであった。

【武具づくり】



※戦国時代、優れた武具を手に入れたい各地の武將は、皮革製品づくりの技術をもった人々を支配下に置き保護していった。そして、斃牛馬処理権を保証する代わりに、生産した皮革を納めさせ、その皮革から武具をつくらせた。他国への技術の流出を防ぐため、こうした人々が自由に移動したり、他の身分と関わったりすることを制限していったと考えられる。

第4節 近世の差別

(1) 身分制の成立

応仁の乱以降は、「下剋上」ということばに象徴されるように、身分移動の激しい時代であった。武士・百姓・町人の間で流動化が進んだ。差別されていた人々の中からも、その社会的地位から脱した人たちはたくさんいたと思われる。つまり、身分そのものがはっきり分化せず固定されていなかった。織田信長を経て、豊臣秀吉による「刀狩り」や「検地」、「兵農分離」といった政策によって身分の再編と固定化が進められていった。それぞれの戦国領主は、戦国時代を勝ち残るために必要な職種として、城を造る大工や左官、石工、鉄砲や刃を造る鍛冶屋、武具甲冑を造る皮革職人等を保護していくのであった。それというのも、皮革業をはじめとする軍需産業は熟練を要するので、武士の側としては世襲化して技術を伝承させようとする。軍需品として大量の武具や馬具が必要であったのである。戦国領主たちは、彼らを保護する代わりに、その製品を確実に手に入れたかったと考えられる。

(2) 身分の固定化

豊臣秀吉は天下を統一する過程で領地となった村々の田畑、宅地を一区画ごとに耕作者や所有者を決め、生産高を調べて土地台帳を作った。これが太閤検地帳である。こうして、どこ土地からもきっちり年貢をとり立てるということを強行したわけである。収穫高に3分の2をかけて年貢として領主はもっていった。だから百姓の手元には3分の1しか残らなかった。

ところで、年貢の負担者である百姓村の帳面の表に「〇〇皮多村」と肩書きが付いている。〇〇という肩書きは〇〇村のことである。ところが村の名前ではない「かわた」という肩書きをもつ村が出てくる。皮革に関係する肩書きで、この「かわた」と記された人びとが後にこの地域の被差別部落住民になっていくことになった。

屋敷地についても本村の農民の名が並んだあとで、「かわた村屋敷」と書かれている。以降「かわた」の名前がずらっと出てくる。つまり一般農民と同じ本村に住んでいる「かわた」と記されている集団とは、検地帳上、区別をして記載した。こういうことがはっきり伺える貴重な資料が、全国に残されている。秀吉が天下を統一して太閤検地を実施する過程で皮革業者、屠畜業者が名称を統一的に「かわた」とつけられて検地上に記されたのである。

なぜ土地台帳である検地帳に記されていたのかということについては、皮革集団も屠畜集団も、その仕事をおこないながら、次第に周辺の田畑を買い取ったり、あるいは自ら近くの荒地を開墾していたので、年貢を取るために権力者は検地帳に記載したのだらうと考えられる。このとき「かわた」持高が、皮多の課役（皮役・行刑役など）を割り当てる基準とされたと考えられるのである。

当時、もし差別がなかったならば「かわた」という肩書きを一切抜いて、表書きや余白を作らずにずっと続けて書けばよいところを、やはり権力者は地域社会のさまざまな差別意識を踏まえつつ、こういう形で帳簿を整理して、永久保存を命じたのである。

永久保存を命じられたこの土地台帳（検地帳）に、いったん「かわた」とつけられた場合、その子どもがこれらの田畑、屋敷を継承すると永久保存の帳簿であるから、その子にも同じ肩書きがまわりついてくる。太閤検地帳に「かわた」として登録されたことの重要な意味には、職業差別から身分差別への画期となったといえるのである。子々孫々、部落出身者として差別を受け続けることになったということである。

（３）部落差別の起源

江戸時代になると、職業を変えても部落差別から逃れることができなくなるのである。これが身分差別で、職業差別と非常に深いかわりをもっているけれども、異なるものである。だから、職業差別が身分差別に転化したとき、つまり近世が部落差別の直接の始まりではないかと考えられるのである。つまり、職業差別の段階は、身分差別ではなく、その前提をなしているというふうに考えられるのではないだろうか。

どちらにしても、部落差別が制度化されるのは近世であるという点は、誰もが認めるところである。

近世における身分差別と中世の差別との最も大きな違いは、中世においては社会的差別であったものが、近世の幕藩体制のもとでは、政治的・制度的差別として制度化され、固定されていったことである。近世の幕藩体制は、これまでの特定の職能を持つ人々への差別意識をベースにし、近世中期から幕末期にかけて、「差別が社会の規範」「差別が当たりまえの社会」として、次第に身分制度を固定化し確立していったと捉えられる。

つまり、生まれによって身分が決まり、それにしたがって生きることをすべての人々に厳しく定めていった。そうした身分制度の固定化によって、人々の排除や差別の意識を助長し、その結果として身分に応じて生活する、差別することを生活の規範とすることで、封建的支配を強めていったと考えられる。支配者はそれぞれの身分に応じた身の程と分際をわきまえさせ、それが運命であると思わせるために、さまざまな工夫を凝らして民衆を支配した。仏教でいう「前世の業」、「因果応報」などがそれである。

ただ、政治的制度的に固定された身分は、被差別民の貧困と屈辱的な生活にそのまま結びつくものではなかった。被差別民は、厳しい差別のなかでもさまざまな労働と生産に従事し、社会と文化の発展を支え、たくましく生きてきた。

江戸時代中期以降に出された数々の差別法令を表面的に見てしまえば、「差別がますます厳しくなった」と捉えられる。しかし、同じ法令が何度も繰り返し出されてい

ることは、一方では、被差別民がそれらの法令を守っていないという事実も見えてくる。

(4) 宗門改帳（戸籍）と差別の固定化

その後、キリスト教の禁止と絡んで踏み絵が行われ、宗門改制度ができる。これに基づいて戸籍が作られた。これが人別改帳（宗門改帳）である。現在の戸籍簿のはしりである。この人別改帳には、部落を含む村では、部落の記載は別の帳面に記載されることがあった。その場合、帳簿の表に「何々村皮多」と明記されるのである。これもまた永久保存が命じられた。こういうことが江戸時代の前期から中期にかけて始まり、その戸籍に「かわた」と書かれた一族は子々孫々身分が固定され差別を受けることになったのである。

(5) 一向一揆と差別の固定

次の問題は、なぜ近世の初頭に、豊臣政権が天下を統一する過程、そしてそれを受け継いだ徳川政権のもとで、部落というものが固定（確立）されていったのか、ということである。

一定の理由があった。それはこの近世の始まる前に一向一揆が全国各地で起こっていた。一向一揆とは浄土真宗の門徒（信者）が中心となって起こした一揆のことである。当時浄土真宗のことを一向宗と呼んでいた。最初に起こったのが滋賀県、最後の一揆が終わったのが和歌山県である。その間なんと 120 年間続いていたのである。およそ日本の長い歴史の中で民衆が武器を持って立ち上がって権力に抵抗して 120 年間も断続的に戦うことができた歴史は後にも先にもこの一向一揆しかない。

一向宗は浄土真宗の本山、大阪石山本願寺を拠点に織田信長と対抗して 10 年間頑張った。そのときは、このたつの市内の各寺や信者も一生懸命応援して戦った歴史がある。

もう一つの拠点が三重県と愛知県の県境。3 つの大きな川のデルタ地帯を本拠地に数万人が籠城して信長方と戦った。結局信長方の攻撃で降参し、デルタ地帯から出て家に帰ろうとしたところをだまし討ちされた。信長方は残っていた 2 万人余りの老若男女を四方八方から火をつけて焼き殺した。

もう一つの一揆の拠点が現在の福井県、信長の命令を受けた前田利家が、記録によれば 3, 4 万人くらいを現場で虐殺した。後に武生(福井県)あたりで土中から瓦が発見された。越前一向一揆の生き残りの人が、惨状を世に伝えるために瓦に刻み込んだものである。「この書き物、後世に御覧じられ。御物語あるべくそうそう。」（＝後世の人是非瓦に刻んだ言葉を読んでください。）と書いてある。金沢大学の井上鋭夫教授が解説された。前田利家が一揆衆 1000 人ばかりを生け捕りにして、どうやら武生あたりまで連れてきて、一部をはりつけにし、残る一部を釜ゆでの刑にしたと書いて

てあった。現場で殺してしまったのでは見せしめにならないので、権力に歯向かったらこういう仕打ちにあうぞと、他の民衆に見せ付けるために民衆が見ているところで殺したのである。

天正 8 (1580) 年閏 3 月、ついに石山本願寺も陥落し、跡地に現在の大阪城のもととなる城を秀吉が築いて、なお戦い続けていた大阪南部と和歌山北部の一向衆と根来衆を 12 万の大軍をもって、一揆軍 2 万人を全滅した。そのとき秀吉も信長と同じことをやった。現在の貝塚市にあった砦に、雑賀衆と根来衆約 5,000 人がこもっていたが、全員包囲されたまま焼き殺された。

そうして和歌山市域で最後の戦いが行われて敗北した。120 年間の戦いがようやく最終を迎えたわけである。このときは最後の最後だったので、豊臣秀吉もさすがに全員殺すことは避けたが、首謀者 53 人が和歌山で皆の前で首をはねられた。そして、53 人の首は和歌山から大阪まで運ばれて、天王寺、阿倍野のあたりで晒されたのである。権力はむごいことをやるものである。

こうして最終的に豊臣政権は一揆方をおさえつけて名実ともに天下を治めることになったのであるが、一向一揆にかかわった民衆の力がいかに巨大であったかを知ることになった権力側が、次々と身分秩序を強化する政策を打ち出していった。これが近世初頭に被差別部落を制度的に固定した背景であると考えられるのである。

(6) 社会生活についての皮革とは

① はじめに

たつの市は、皮革の大産地である。その皮革産業が、どのように社会と関わり、職業差別や部落の起源にかかわるのかは、先述したとおりである。

ところで、この「かわた村」は、「皮が多い」と書く場合が多いが、そういったことから考えて、被差別部落と皮革産業の関わりについては、従来から指摘されているが、さまざまな例を見ても、被差別部落が皮革産業に果たした役割は、決して小さくはない。

② 戦国時代と皮革

皮多村という言葉が史料の上でたくさん出てくるのは 1570 (元亀元) 年以降、戦国時代の末期である。織田信長による天下統一が行われる直前くらいに「皮多村」という言葉が、急速に増えてくるのである。

1543 (天文 12) 年に鉄砲が伝来し、戦争のやり方が根本的に変わる。それまでの戦争は、基本的には個人戦で、武将と武将がぶつかり合って戦争をする。軍勢といっても、何百人かせいぜい何千人、何万人まではなかなかいかない。したがって、鎧 (よろい)、甲 (かぶと) などの武具も、それほどの数は必要でなかった。

戦国大名は、さまざまな職人を配下に抱えていた。例えば、鍛冶職や刀工は、刀を作る、あるいは、鉄砲を作るなど、非常に重要な役割を果たした。それから、城や砦

(とりで)を築く大工とか石工と呼ばれる職人、鎧甲をつくる皮革職人、こういった熟練した職人を抱えていることが、戦国の世を勝ち抜いていく非常に大きなポイントになったのである。ところが、その皮革職人に関していうと、戦国時代前半は、刀や槍を通さない鎧甲の数はあまり必要がなかった。鉄砲が普及すると、個人戦から集団戦に変わってくる。それまで雑兵とされた足軽が鉄砲を持って活躍するようになる。戦闘の最前線で戦う足軽といえども、甲は無理でも鉄砲の弾を通さない具足を身につけていないといけない。革そのものは、ちょっとやそつとで刀を通すことができないぐらい強いが、鉄砲の弾の貫通力は強力で、薄い鉄板と革を貼り合わせたような新しい武具の製造技術が開発されていく。

しかし、足軽の数だけ武具を準備しようとするすると、革が足りなくなってくる。

武具に使う革は、基本的に一般農民から集めていた。農家で飼っている牛や馬が、斃(たお)れて動けなくなると、一般農民に任せていたようである。例えば、当時の農民は、斃れた牛馬を利用し合い、皮を剥いでそれぞれの農家で利用していたようである。

ただ、器用な人とそうでない人とで、剥ぎ方にどうしても上手・下手ができてしまう。下手な人が剥ぐと、皮に傷を付けたりして大きな皮がなかなかとれない。1枚の皮を上手に剥ぐと、畳2枚分ぐらいの大きさになる。かなり大きなものである。

③「皮多村」が史料に現れる最初の頃

戦国大名は、そういう皮を上手に剥いでくれる百姓を領内から集め、税を免除したり、特権を与えたりして優遇する。そうするうちに、上手な人を中心にして、村ぐるみで皮革に従事する村が出てくる。これが、「皮多村」である。

こうして集めた皮で、何万という足軽の具足を作る。いわゆる当時のベンチャー企業として、皮革職人達は珍重されるようになった。戦国大名は、領内の地図をつくるにあたって、鍛冶屋の多い村は鍛冶屋村とした。もちろん、村名には固有名詞があるけれど、戦国大名にとっては、どういう職人がいて、いつでも仕事に応じてくれる村ということで、例えば、「鍛冶屋村」という呼び名で記載し、大工の場合は「大工村」、皮革業者の場合は「皮多村」と記載した。つまり、革を提供してくれる村ということで、そういう記載をしていくのである。城下町などでは、職名の地名が今もたくさん残っている。

ということで、「皮多村」の数が急速に増えていくのが、だいたい1570年代ということになる。

④「皮多村」での革産業

織田信長・豊臣秀吉の天下統一、1603(慶長8)年の徳川幕府の成立と天下は平定されてくるが、まだまだ徳川家にとって代わろうとする戦国大名の生き残りがいて、虎視眈々天下統一を狙い、臨戦態勢が続けられていた。こうした中で、軍需産業としての皮革産業を営む「皮多村」が、戦国大名とともに全国各地に登場するのである。

しかし、徳川3代将軍家光の時代になると、幕藩体制が確立し、平時下では、鍛冶屋や大工、石工職人、皮革業者たちが、その必要性がなくなってしまうのである。これ以降、「鍛冶屋村」に鍛冶屋がいない、「大工村」に大工がいない、皮多村に「皮多」がいないといったように、村の名前と実態とが合わなくなってくる村もでてくるようになる。

その結果、江戸時代になると、限られた地域で皮革業が展開され、そこでは、独自の洗練された技術が蓄積され、民需の皮革加工業へと発展していく。

⑤ 皮革の製造過程

仕事がなくなった鍛冶屋たちは、例えば堺の鉄砲鍛冶は包丁を作って全国に売りさばくようになり、後で述べるが、「皮多」職人は、雪駄（はきもの）や膠（にかわ）、灯心などを作る加工業に進むのである。

江戸時代になると、「斃（へい）牛馬」の処理は、一般農民でなくて、いわゆる「皮多」と呼ばれる人びとの仕事になる。「斃牛馬」の処理は短時間で行われていた。そうしないと、血が肉に混じったり、皮に混じったりして、肉質や皮質を悪くし、値も低くなる。いわゆる血抜きを、いかに迅速にやるかがポイントとなる。

ここで面白いことを紹介すれば、龍野藩主の脇坂安薫が1835（天保6）年に彦根藩の井伊家からもらった味噌漬け牛肉を病気の娘に食べさせたところ、すぐに快復したのでお礼の品を届けてきたと書いた記録が、彦根城博物館に所蔵されている。江戸時代は、牛肉を食べていないというのは表向きのことで、大名から庶民まで牛肉を「薬喰い」と称して食べていたことが明らかになっている。大阪府富田林市の旧家から江戸時代の帳面が発見され、そこには「牛肉代受取書」と書かれており、牛肉が公然と販売されていたことがわかる。江戸時代の人びとは牛肉を食べていなかったという思い込みがあると思うが、それは間違いで、表向き牛肉は食べてはいけないことになっていたけれども、史実とはこういうものである。だから、文明開化になって初めて牛肉を食べたということではなく、公然と食べられるようになっただけである。

それはさておき、「斃牛馬」について言えば、江戸時代は、斃（たお）れた段階でもう役に立たなくなるから、早い時期に皮多村に引き渡していた。その際、皮多村では斃れた牛と子牛を交換したということもあったそうである。

なめし皮の製造は、牛馬から剥いだ皮から、まず毛を抜く脱毛工程が必要である。牛馬の表面には、すごく綺麗な光沢というか模様がある。これを「銀面」と呼び、表面に傷をつけないように脱毛する。鹿皮の場合には、根こそぎカミソリで削り取ってしまう。ところが、牛馬の場合は、一つには表面が硬いということ、二つには表面の綺麗な光沢の模様を残したいということがあるから、一工夫して、永久脱毛をする。

そのために、川の水の中に漬け、冬はだいたい2週間、夏場は1週間ぐらい漬けて、川の中にいるバクテリアを利用して、毛根から抜けるようにする。毛根がゆるんだ皮は河原でかまぼこ台に載せ、竹ぐし、鎌の背などで押しつけ、こそげ落とすようにし

て銀面を傷めないよう脱毛する。そして、これを川から持ち上げ乾燥する。

皮の内側には皮下組織・脂肪がついているので、かんなで削り取る。この段階での皮は、水で濡れたら柔らかくなる。一晩水に漬けると、ふにゃふにゃになる。ただ、乾燥させると、またカチンカチンになる。その柔らかくなった皮を使って、いろいろな加工ができる。

鎧（よろい）は、この段階の皮で作る。柔らかくなった皮を自分のお腹に当てて、しばらくすると硬くなり、自分のお腹の大きさに応じた腹当てができあがる。鎧は、その段階の板目皮に漆（うるし）を塗り重ねたりして、水で濡れてもいいような装飾をしてできあがるのである。これだけでは鎧という用途に限られてしまうが、当時は今と違って、塩化ビニール製品やナイロン製品、ましてや人工皮革などない時代であるから、耐久性に優れ、使い心地の良さといえ、皮革しかなかったのである。馬具や雪駄の他、何にでも皮革が使われていたのである。そのためには、皮革を高級で何にでも使えるように変化させるものに作りかえる必要があった。そこで、「なめし」という工程が加わる。この間の「かわ」というのは、漢字で書くと「皮」と表記される。それに対して、乾いた状態でも柔らかくするための「なめし」という工程が終わったものを「革」と呼ぶ。

乾いた状態でも柔らかくするために、皮に油脂を含ませて、それを物理的に揉む。さらに、菜種油をすりつけて、また揉む。それを繰り返す。この一連の工程を「なめし」という。革へんに柔らかいと書いて「鞣（なめし）」という字になる。乾いた状態でも、柔らかくするというのが「なめし」の工程になるわけである。昔は、このように手間のかかる手作業で行っていたのである。

⑥ 皮革の副産物と日本文化

鞣（なめし）過程で、副産物としていろいろなものができる。例えば、脱毛した毛は筆先やカーペットの材料として利用され、余ったものは肥料になる。筆などは、当時ほとんどの日本人が持っていた。皮の内側についていた皮下組織は、削り取ると「かんなくず」のようなものができる。これを、「にべ」と呼び、クツクツ炊き、温度が60度ぐらいになると、成分が溶け出し、油脂分が浮かび上がってくる。脂は脂でより分けて、化粧品やロウソク、石けんの材料となる。ちょっとした化学工業で、底にはタンパク質が残る。このタンパク質を冷気で固めると「膠（にかわ）」ができあがる。皮を煮る「煮皮」が原義であろう。この膠は、いろいろなところで使われてきた。

例えば、筆で文字を書くときの墨である。墨は、煤（すす）を膠に流し込んで乾燥させたものである。和紙に墨で文字を書くと、決して滲（にじ）まない。水に濡れても、乾かせば文字がくっきりと表れる。このおかげで、ずいぶん日本文化は恩恵を被っている。

また、日本画の絵の具は鉱物などを細かく粉末にした岩絵具で、これを膠で溶かし

て描いている。だから、日本画の色彩は鮮やかさを保ち、ヨーロッパ人は驚嘆したという。膠のおかげで、日本画は色あせない。油絵は顔料を油で溶いて描くので色あせるそうである。最近ヨーロッパでは、キャンパスに10倍ぐらいに薄めた膠を塗るようになってきているそうである。そうすると、色の定着がすごくよくなるそうである。このように、いろいろなところに膠が利用されているのである。

それから、木製楽器。太鼓や三味線でも、木と木を貼りあわせるところは膠が接着剤として利用されている。バイオリンやピアノなどもすべて膠を使っていて、これが合成接着剤だと金属音がして絶対だめなのだそうである。

さらに、かつてのカメラのフィルムは純度100%に近い膠で作られており、この特許を取ったのが全国水平社創立者の一人、阪本清一郎さんである。阪本清一郎さんは、水平社の活動資金のため、その特許を富士フイルムに売ったことでも有名である。

この他にも、表具や漆（うるし）、オブラート、薬などさまざまなところに使われている。このように、日本人の生活になくてはならない生活用品に利用されてきたのである。

⑦ 皮革と履物等

雄牛1頭からとれる皮1枚は、ほぼ米1石（およそ大人一人が1年間に食べる量）の値打ちがあった。その皮を加工して履物等を主要な職業とする「皮多村」も江戸時代後期にはたくさんでてくることになる。中でも、雪駄（せった）の製造が盛んであった。雪駄というのは、竹皮草履の裏に馬や牛の板目革を貼りつけたもので、当時の庶民には高価な履物であったが、需要も多く、皮田村の大きな収入源であった。

先述したように、皮革を含めて、社会的に有用な生活用具をたくさん生産し、社会の発展に寄与してきたのである。

⑧ 皮革と音楽

日本の楽器といえば、鼓や太鼓、三味線などが頭に浮かぶが、日本の音楽文化は、中世以来ずっとさまざまな太鼓と三味線が中心であった。この太鼓や三味線の皮はもちろん、楽器自体の制作も、当時「かわた」と呼ばれた人たちの仕事であった。被差別民が、今、世界遺産になっている歌舞伎や能をはじめさまざまな伝統芸能文化を育んできたことも、忘れてはならないのである。

（7）高まる権利意識と揺らぐ幕藩体制

農民・町人はじめ差別を受けていた人たちも幕藩体制維持のためのからくりが少しずつ理解できるようになってきた。それは、経済的余力の結果、寺子屋をはじめとする塾で学び、学問を修めて、社会を分析したり権利意識について学んだりすることができたからである。その結果、人間存在の価値に上下はない、貴賤はないなどの理解が広まった。そして、身分制を強化しようとする幕藩体制側の規制・差別政策に対して、集団で反抗したり意見をしたりするなどの抵抗が始まっていった。農民でいえば

多発する百姓一揆、町人でいえば納税拒否、差別されていた人でいえば汚染め一揆などがある。その大きな流れが身分を超えて、下級武士、農民、町人、差別されていた人たちなどの力を結集し、明治維新に向けて大きなうねりとなっていった。

(8) 「士農工商（えたひにん）」の間違いをどう教えるか

かつては、「士農工商（えたひにん）」の表現を使い、時には下のようなピラミッドを描いた上で、いわゆる「江戸時代の身分制度は士農工商」

「差別された人々（えた・ひにん）はその下の最底辺に置かれていた」と教えていた。しかし、歴史書等の研究が進み、今では、小学校・中学校の教科書全てから、「士農工商」といった言葉や、「分断して支配する目的でさらに低い身分をおいた」という記述は、完全に姿を消している。

つまり、「士農工商（えたひにん）」は、江戸時代の現実の身分制度を表すものではなかった

のである。江戸時代の正式な身分は、「百姓（農民）」「町人」に「武士」を加えた三身分が中心で、今、教科書は、「士農工商」ではなく、この三身分で表現されている。（P60 図参照）

例えば、市内で使用している 2021 年度版の帝国書院の中学校歴史教科書には、「幕府は一中略—17～18 世紀にかけて、武士と、百姓・町人の身分を区別するしくみを固めていきました。この過程で、百姓や町人に組み入れられなかった一部の人々は、差別されることになりました。」と記述されている。

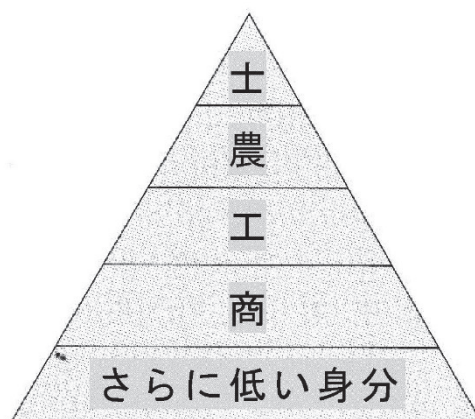
したがって、以下のことを踏まえた啓発や学習指導を行う必要がある。

① 江戸時代になかった言葉

そもそも「士農工商」という言葉は、中国で紀元前 650 年頃に書かれた『管子』にあり、「すべての職業」、「民衆一般」を意味するものであると言われている。江戸時代の日本においても「職業人一般」などの意味で使われていた。「士農工商」という言葉は江戸時代にはあったことはあったが、「老若男女」のような「あまたの人々」といった使われ方をしていた。身分の上下としてではなく、社会の主な構成要素としての職業やその人々であるという意味で語られていた。

元々は、中国で皇帝が、「天下万民よ」という言葉の代わりに「士農工商」と使ったのがはじまりで、「士」とは専門家という意味で、武士のことではない。建築士や弁護士、技術士、司法書士などのように専門的知識を持った人々という意味で使われていた。「農」も、農業の農でもなく百姓という意味でもない。一般的に平人を表す言葉で、漁民も山民も入っているのである。広く庶民をさす言葉であった。

【誤ったピラミッド型図式】



現在の中国や韓国では、本来の意味で使われているようで、日本でも、古代においては、一般の人民・公民をさす言葉として使われていた。それが、日本では、次第に農民だけを意味する言葉に変わっていくが、場合によっては、職人や商人も含む言葉として使われていた。「工」は、工業・工芸という意味で、それに関わる職人達をさす言葉として使われていた。「商」は、広く商うという意味で、町に住んで商売をしている人達という言葉として使われていた。したがって、「士農工商」は、当時のすべての職分を表す言葉で、上下関係は全くないのである。

これに「えた・ひにん」をくっつけた言葉はなかったのである。「士農工商えたひにん」というこの言葉がいつ頃から出てくるか調べた上杉聰氏（元大阪市大教授）は、この言葉が最初に使われたのは1874（明治7）年ではないかと指摘している。そうだとすると、この言葉は、明治になって新しくつくられた言葉だということになる。

明治時代の造語であっても、それが江戸時代の身分制度を明確に示す言葉なら、使用することに問題はない。しかし、これまでみてきたように、この言葉は、江戸時代の身分制度を示す言葉としては、極めて不正確・不十分であるにもかかわらず、その後、広く流布し、現在では中学卒業以上のほとんどの人が、この言葉を知っているような状況である。

では、どうしてこの言葉はこれほどまでに広く世人に知れわたったのだろうか。その経緯を研究した故中尾健次氏（元大阪教育大学教授）によれば、この言葉が広く使われるようになったのは昭和時代に入ってからのことだという。すなわち、昭和の初期頃から「融和教育」という国家が主導した被差別部落の人々と被差別部落外の人々の「融和」をはかろうという教育が盛んに行われるようになるが、その中で、この言葉が頻繁に使われるようになり、以後今日まで、広く使われているのだと言っている。そうすると、この言葉がつくられたのは明治時代の初めだったが、広まったのは昭和に入ってから学校教育においてだったということになる。

この結果、江戸時代の身分制度というと、反射的に「士・農・工・商・えた・ひにん」という言葉が返ってくるような理解の仕方が広く行き渡った。中でも、「えた・ひにん」＝「最下層の身分」というとらえ方が、強く人々の心に焼きつけられるようになった。これには、教える方も教えやすいし、教わる方も理解しやすい。かつ覚えやすい言葉だったことが関係していると思われるが、加えて縦書きに表記すると「えた・ひにん」が一番下にきて、視覚的にも「最下層」であることが印象づけられたことも関係しているのである。40代以上の人は教科書でこれをさらにピラミッド型の図で教えられた。

ところで、この言葉は極めて不正確・不十分な言葉であるというだけでなく、さまざまな問題も生み出している。例えば、自己紹介のときに「士農工商〇〇」というような紹介がされることがよくあり、この〇〇のところに自分の職業などを入れるのである。自己紹介者自身は、自分を卑下していったもので、「えた・ひにん」を差別

する意図で言ったものではないというだろうが、「えた・ひにん」＝「最下層身分」という共通理解がその前提とされていることは言うまでもない。これは、江戸時代の身分のとらえ方をそのまま踏襲した、冗談としてもたちの悪い冗談と言えよう。被差別部落の人々がどう受け止めるかを考えたら、このような自己紹介はできないし、またすべきではないのである。

また、子どもたちが遊びの中で、「士・農・工・商・えた・ひにん」遊びというのがあり、じゃんけんをして負けた順に士・農・工・商・えた・ひにんとか分ける遊びが一時期流行ったことがある。さらには、明確に他者を攻撃する言葉として「えた・ひにん」という言葉を使うこともある。これも見過ごすことができないのである。

「士・農・工・商・えた・ひにん」という言葉は、江戸時代の身分制度の実態を示した言葉ではないどころか、かえって江戸時代の身分制度を見誤らせる、いわば、虚構の言葉である。しかもその言葉は、現在の私たちまで悪影響を及ぼしているのである。「四民平等」という言葉も先述したように、明治になってつくられた造語で、要するに「天下万民よ、平等になったのだ」と表現するために使われたものである。

たつの市としては、「士・農・工・商・えた・ひにん」という言葉で江戸時代の身分制度を考えることはやめようというのが、この基本計画の願いである。

② 身分階級としての士農工商

さて、次に明らかにしなければならないのは、「士」「農」「工」「商」がどのような形で社会を構成していたかということである。

江戸時代初期というのは兵農分離、つまり「士」と「農」をはっきりと区別した時代であった。それまでは、農村に住んでいた武士達を農村から引き離し、城下町に集めた。以後、武士はお城の周辺都市に住み、農民は農村に住むという区別が行われたのである。

それと同時に行われたのが、「農」と「商工」の分離であった。武士は城下町を造るに際して、商工機能を農村から切り離して、城下町に集中させた。これによって、「商工」の仕事に携わる人々は都市に住む町人となり、農村に住む農民とは、はっきり区別したのだった。城下町においては、武士の居住区の外側に、商工の人々すなわち町人が配置された。その場合、彼らを雑居させるのではなく、大工、鍛冶屋、宿屋といった同一職種の者を同一区画に集めて住まわせるようにした。

こうして都市に集められた商工は、武士のために商品や工業製品を提供する役割を与えられたが、もう一つ、忘れてはならない重要な役割があった。それは、商人たちが農村と城下町、さらに、領外の各地区を結びつける働きかけをしていたことである。商人たちは、日本各地から仕入れてきたさまざまな商品を農村部に提供し、逆に農村部で作られた商品を買取ってきて、それを城下町のみならず、日本各地に売りさばくという役割を果たしてきた。つまり、商人は武士による農民支配を経済の面から手

助けしていたのである。

実際、江戸時代の中ごろまでは公式の場では百姓の代表が上座で、町人が下座であったが、幕末期になると、商人の方が上席とされたことにより百姓が抗議するということが起こっている。また、武士の職務上の席次にも反映されており、商工を支配する町奉行が、村方を支配する郡(こおり)奉行より上席であった。武士による農民支配の補助者という性格から考えて、身分的には「商」が「農」より上だと考えるべきなのだろう。しかし、そのような細かいことは、啓発や学習を進めるにあたって重きを置く必要はない。

近世の学習のねらい

○人間の格付けを血統や家柄でおこなったことは大変な人権蹂躪であることを理解し、正しい人間の評価の基準は能力と人格であることに気づかせる。

○身分制度のもとで、被差別身分の人々は日本文化や生活を支える重要な産業を担っていたことに気づかせる。

第5節 近代の部落の歴史（明治以降）

（1）社会問題としての部落差別の成立

1871（明治4）年、明治政府はそれまでの身分を撤廃するいわゆる「解放令（身分廃止令）」を發布し、「身分・職業とも平民たるべきこと」として、身分制度を廃止した。すなわち、幕藩体制のもとでは、幕府や藩との雇用関係にあったのは武士身分とえた身分であったが、今後は幕府も藩もなくなったのであるから、雇用関係はなくなり、武士もえた身分もこれ以後いったん失業者となり、民間人となるのである。これが、平民（民間人）となった経緯である。そして、雇用関係が無くなったのであるから、自由に職業を選んで生きていきなさいということになったのである。

これによって、武士の支配制度としての身分制度が廃止され、人間平等の社会づくりへと体制が移行した。したがって「差別は不当なもの」といえる根拠が成立したのである。

しかしながら、明治維新の改革は上に厚く下に薄い富の不平等の配分をおこなった。武士には、失業者救済事業として秩禄公債（退職金）を与えたり、学校教師、公務員、軍隊の教官などに積極的に登用したりして生活基盤を保障した。また、商人には、融資、殖産興業、流通の自由などの改革をおこない、資本主義経済の土台をつくる中で支援していった。農民には、大規模な農地改革をおこない、地券を発行して農地を与えていった。それに比べて、被差別部落は、失業者のままで放置され、何ら経済的支援を受けることなく、明治以降の資本主義体制に入らざるを得なかった。その後の被差別部落の経済状況は、明治維新の不平等な取り扱いにより、困窮を極めて

いった。

かつて同和対策事業の大きな課題になっていた「部落の低位な実態」や家屋の密集という悪条件などは、明治時代以降に出現したことが明らかであるし、そこから部落に対する新たな種々の偏見も生み出されてきたと考えられる。

「差別が不当なもの」であるはずの社会の中で、なぜ部落差別は存在しているか、なぜ部落の「低実態」や「偏見」が生み出されてきたのか、解決の方策はどうあるべきなのかなど、明治時代以降の社会のあり方についての学習を展開していくことが、「今日の社会における問題」としての部落差別の解消に向けて、たいへん重要なのである。

（２）明治以降の被差別部落

明治維新による不平等な改革は、その後の被差別部落の貧困をもたらし、その貧困が差別意識を生み出し、悪循環のもとになっていった。具体的には、たつの市においても被差別部落の子ども達が初めて小学校に入学したのが 1897（明治 30）年のことであると、各学校の沿革史によって明らかである。1897（明治 30）年に 1 年生に入学したのであるから、卒業するまでを考えると、おおかた明治時代は不就学状態であったことが伺える。すなわち、教育権を奪われた被差別部落の人たちは社会的進出の機会を奪われ、経済的基盤を築く術をなくしたことになる。仮に 45 年間教育権を奪われたら、現在でもその家は塗炭の経済的な苦しみを味わうことは必至である。現実には被差別部落は、その塗炭の苦しみを味わったのである。それが、今日まで部落差別が続く原因となっているのである。

（３）水平社の成立

上記のような被差別部落の実態を解決するべく、全国水平社が結成された。水平社は、明治憲法に保障する市民的権利が被差別部落の人々のみ不完全にしか保障されていないことが差別の原因であると捉え、自らの手で部落解放を成し遂げるため、全国に組織をつくり、差別と闘っていった。

水平社同人の山田孝野次郎少年は、大衆の面前に立ち差別の不当性を訴えていった。日本の人権宣言と言われている水平社宣言は、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と格調高く謳いあげられ、すべての人に温かい光が当たる社会を建設する使命を積極的に被差別部落の人が担うべきと訴えている。



【1924年の集会で演説する山田少年】

この水平社宣言は奈良の西光万吉が起草したものであるが、被差別の人たちの団結と経済的向上と社会的進出を訴え、以後、人間を血統や家柄で評価するのではなく能力や人格で評価せよと心の底から訴えたものである。この宣言の価値は、人間評価の基準となって、今日の我が国の思想体系の根幹をなしているのである。

近代の学習のねらい

- 差別されていた人々は、厳しい差別に負けず、自らの力で差別をなくそうと水平社を結成したことに気づく。

第6節 戦後の歴史

(1) 戦後の部落差別

明治憲法下で保障された市民的権利（就職の機会均等、教育の機会均等、居住移転の自由、結婚の自由など）が不十分にしか保障されなかった被差別部落の人々は、戦後できた新憲法下でも、市民的権利が不十分にしか保障されなかった。新憲法では「基本的人権」がどの国民にも保障されたが、被差別部落の人々は引き続き完全に保障されることはなかった。それは表1のごとく、大企業、中小企業を問わず就職差別をおこない、被差別部落の人たちを社会から排除していった。結婚差別にも同様のことが言える。

戦後この様な状況に鑑み、1961（昭和 36）年内閣に同和対策審議会が設置され、1965（昭和 40）年内閣同和対策審議会答申が出され、本格的に国、地方自治体、国民あげて部落差別の解消に取り組む方針が策定された。この答申を完全実施するための臨時特別措置法が1969（昭和 44）年に同和対策事業特別措置法として成立し、本格的な被差別部落の環境改善が始まった。以後2002（平成 14）年まで33年間、法律の名称は変遷しつつも、積極的に差別の解消に取り組んできた。内閣同和対策審議会答申では、部落差別をなくすために、被差別部落の環境改善と差別意識を払拭するための差別禁止法を制定するよう答申が出されていた。にもかかわらず、差別される側のみの対策法は制定したものの、差別する側に差別しないように求める差別禁止法は制定しなかった。そのことが、今日まで部落差別が残る原因となってしまったのである。

(2) 現代の課題

差別される側の環境改善等はさまざまな取組の結果、改善向上してきた。しかしながら、未だ差別意識は「部落の人と私は違う」という意識として残存し、結婚のときなどに差別事象として表面化してきている。2000（平成 12）年2月に制定された「人権教育・啓発法」は、このような差別意識をはじめ、あらゆる差別をなくするためと、すべての国民の人権を尊重するために制定された。これは、2002（平成 14）年3月に

同和問題解決のための法律がなくなるのに先駆けて制定されたものである。その法律には、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務が明記され、現在お互いの人権を尊重し守ることは、法律的に国民の責務となった。さらに、2016（平成 28）年には、国で部落差別の解消の推進に関する法律が制定され、2017（平成 29）年には、たつの市で全国初となる部落差別の解消の推進に関する条例を制定した。この法律や条例では、「現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である・・・」と明記されている。これに基づいて、国、県、市はもとより、国民、県民、市民が人権教育・啓発に取り組み、人権尊重社会を実現する使命を担い、その責務を果たそうと努力していく必要がある。

たつの市では、人権尊重都市宣言 2006（平成 18）年をはじめ、部落差別解消推進条例、本基本計画や人権施策推進指針及び同実施計画を制定し、たつの市民主化推進協議会と連携して積極的に人権問題の解決に取り組んでいる。

現代の学習のねらい

- 今日も部落差別が存在していること、その解決は国の責務であるとともに、すべての人々の課題でもあることを考える。

表 1

京都における主な就職差別事件（1962年～73年）（※90）			
年	企業・機関	被害者	差別の概要
1962年	大倉酒造	中学生	「いままで第三人や部落の人は来ていないし、今後についても遠慮してほしい」と求人説明会で発言
	成田刺繍	中学生	「韓国の人には現にきているので構わないが、同和地区の子どもは採らないことになったので了解してほしい」と電話
1963年	愛友堂	高校生	家庭調査で「部落出身は採らない」と不採用
	ベル美容室	中学生	企業内の家族の差別発言
	菊花美容院	中学生	「店の気風に合わない」とやめさせる
	京都製パン	中学生	職場内の差別発言でやめる
	新三菱重工	中学生	一次試験合格後、面接で理由を明確にせず不採用
	京都材料工具	中学生	「通勤距離が遠い」ことを理由に不採用
	日本コンデンサー	中学生	「身長が1cm低い」ことを理由に不採用
	京都銀行	高校生	一次試験合格後、家庭調査の結果「総合判定」で不採用
	トヨタ自動車	高校生	「面接試験の成績が良かった」ことを理由に家庭調査し、その結果不採用
	京都大丸	高校生	家庭調査で「部落かどうか」を聞いた上で不採用
1964年	専売公社	中学生	採用内定しておきながら「血沈異常」を理由に不採用
	近畿相互銀行	高校生	採用通知を出した後、「総合判定」を理由に採用を取り消す
1965年	松下電器	中学生	家庭調査の結果、「父は日稼ぎで収入不安定、そのうえ居住環境が貧民窟のようで好ましくない」と不採用
	ホリケン	高校生	面接で部落の生徒全員を不採用
1967年	日本電池	高校生	家庭調査の結果、「住んでいる地域の環境が悪い」ことを理由に不採用
1968年	大日本印刷	高校生	面接で部落問題を利用して思想調査を行う
1969年	日本生命	高校生	差別的な求人条件を「進展文書」でしめす
1970年	グンゼ	中学生	「入社面接表」に人権侵害の項目があった
	日本電電公社	高校生	家庭調査で不当な質問を行い、不採用にする
	長岡町	高校生	町職員（地方公務員）採用にあつて、興信所を使って身元調査を行う
1971年	自衛隊	高校生	民間企業に採用内定した生徒を自衛隊が「非行歴」を告げて就職を妨害する
	国家公務員 郵政職員	高校生	伏見郵便局等が、郵政職（国家公務員）採用試験にあつて家庭調査を行い、人権侵害の質問を行い不合格
1972年	日産車体	高校生	「成績がよすぎる」ことを理由に不採用
	京都銀行	大学生	二部（夜間）大学生は受験資格がないとする
1973年	京都府警本部	高校生	面接で人権侵害の差別質問をする

◆ 引用・参考文献

- | | | |
|-------------------|-------|--------------|
| ・『部落史に学ぶ』 | 外川 正明 | 解放出版社 |
| ・『部落史に学ぶ2』 | 外川 正明 | 解放出版社 |
| ・『これでわかった！部落の歴史』 | 上杉 總 | 解放出版社 |
| ・『人権歴史年表』 | 上田 正昭 | 山川出版社 |
| ・『部落の歴史 前近代』 | 寺木 伸明 | 解放出版社 |
| ・『まち ひと 暮らし 2004』 | 中尾 健次 | 大阪府人権教育研究協議会 |
| ・『身分差別社会の真実』 | 斎藤 洋一 | 講談社現代新書 |
| | 大石慎三郎 | |

第5部 人権啓発の推進

第5部 人権啓発の推進

第1章 人権啓発の推進

1 部落差別意識とは

部落差別意識の基盤は、部落についての悪いイメージである。その悪いイメージは国内のいたるところで共通しているのである。なぜならば、部落を知る契機は、差別語、交際の禁止、人の嫌がる仕事等についての誤った情報を日常的に近親者や仲間、インターネットから伝えられるのであり、その情報には明白な根拠は伴わない。「そう言われている」とか「そんな話だ」と言うような伝聞や憶測に基づいたものであって差別の口実として使われているためである。

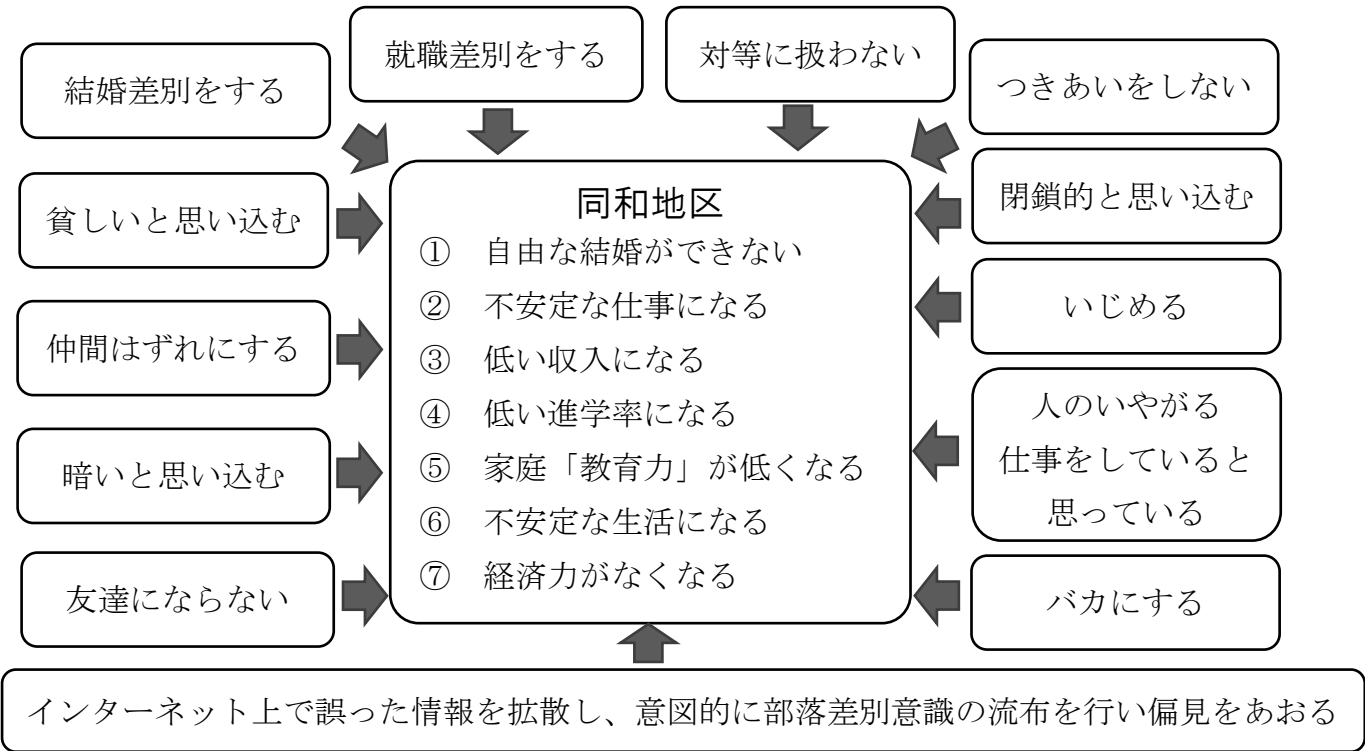
また、部落の低位な状況を見た場合、現象面だけで速断をして背後にある強い差別の結果である事実を見逃しては、部落差別意識は温存されるだけである。

根深いこの意識の共通性は知的要素だけではなく、感情的要素も絡みあっていること、生得的な意識ではなく、後天的に学習された意識であること及び持続性と共に変容性もあることに注目しなければならない。

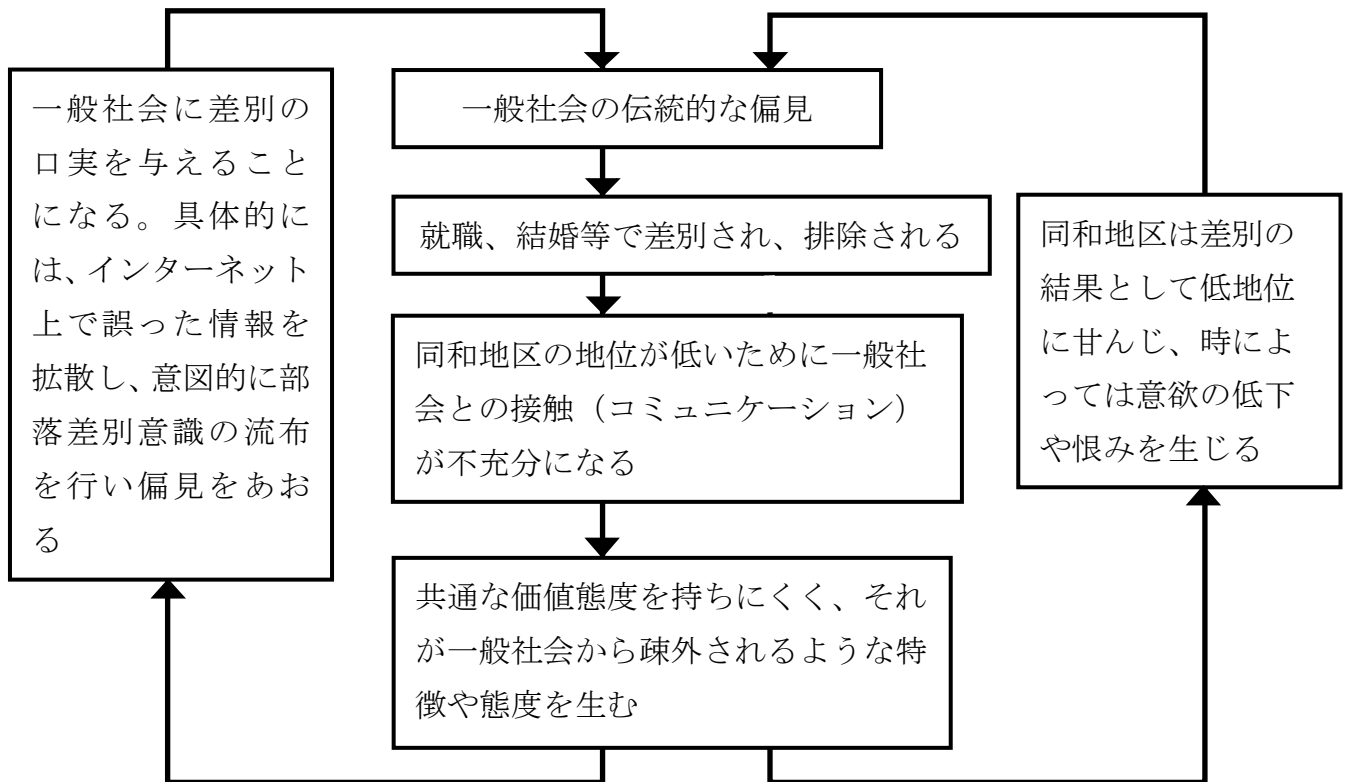
従って、部落差別意識は「発生し、成長し、消滅する」ものである。人権教育（同和教育）や啓発活動の存在理由はこの点にある。

また、論理的な情報伝達だけでは十分な効果は得られにくいという困難さもある。啓発活動に創意工夫の要求されるゆえんである。

2 同和地区への差別意識図



3 部落差別意識の悪循環図式化



4 市民の立ち位置の分類

- ① 差別を受けている立場（被害者）
- ② 差別に反対し行動する立場（支援者）
- ③ 差別を行っている立場（加害者）
- ④ 差別を見ている立場（見物者）⇒居合わせて見ているだけでは差別を放置していることになる。
- ⑤ 差別に無関心な立場（傍観者）⇒無関心は、被害者からみれば差別の肯定者と同じである。

差別やいじめの問題は加害者と被害者の関係だけでは把握できない。④⑤の立場の人でも単純な第三者ではなく、社会的にみれば差別行為の加担者である。

今後の人権啓発にあたっては、上記のそれぞれの立場を想定し、市民の立ち位置をしっかりと把握し、それぞれの市民の立ち位置を考慮した人権啓発が求められる。

5 啓発活動とは

（1）啓発の定義

① 啓発活動

啓発活動は、一般住民の同和問題に対する正しい認識を深め、同和地区住民の自覚を高めるための活動であり、またその結果として一般住民と同和地区住民との間に一切の障壁が取り除かれることを目指す活動である。

② 啓発というコミュニケーション

「送り手」が部落差別意識解消に有効な内容の「情報」を、種々の「伝達手段」を使用して「受け手」に伝える活動である。

③ 啓発の手段

「送り手」は、県や市、並びに民推協など、行政当局や、人権啓発団体が多い。「情報」は文字・言葉・映像等に記号化される。また「伝達手段」は、印刷物・講演会・映画等多岐にわたる。「受け手」は「送り手」の意図した方向で「情報」を理解する場合もあれば、接触さえ拒否する場合もある。

6 啓発方法の分類

① 行政と民推協による文字（活字）を媒体にした情報（広報誌、冊子、パンフレット、掲示物、映画、ビデオ等）

② 行政と民推協による言葉を通しての情報（講演会、研修会、映画等）

会場に出向き、一定時間の拘束を必要とする。主催者は、説得的コミュニケーションにより、意見、態度の変容を目指す。

③ フィールドワークや交流活動（地区めぐり、隣保館まつり、各種人権交流イベント）

両側から差別の壁を越えようとする取り組みで、双方の心情的理解が深まり、理屈抜きの体験的学習である。比較的まだ新しい啓発活動であるが、毎年継続して行うことにより、啓発効果は相当大きいものと期待される。

④ マス・メディアによる音声や映像を媒体にした情報（ラジオ放送、テレビ番組）

無意図的状态でも情報は入る。行政がスポンサーである場合は、論点は単純であるが、局の自主制作では、多様な論点加わる。

⑤ マス・メディアによる文字（活字）を媒体にした情報（新聞、雑誌、週刊誌、書籍、インターネット）

対立する意見も併記され、内容も高度で①より理解は困難であるが、情報量が多い。また受け手は、内容を反復して検討できる。

以上、少ない労力で接触のチャンスが得られるのは、①が最も容易で以下、②、③、④、⑤と困難度が増すであろう。

今回調査では、①～⑤ともに3～4割の人達が接触をもち、全く接触していない人も6～7割ある。

すなわち、同和問題についての関心の低い人々に、どのようにして啓発活動に接触させ、感心を高めるかという問題が表面化した。④全般に接触量が多いタイプ、⑤接触量が少ないタイプ、③無接触タイプに分類した時、③の接触ゼロの人々は、その姿勢において、同和問題に対するマイナスイメージの持ち主であることを予想させる。⑤は意見・態度が未確立で不安定な状態であることを予想させる。④は、同和問題に対する確立した意見・態度の持ち主であることを予想させる。

以上のことから、今後の啓発活動は、「同和問題に対する関心を高めること」と「啓発活動への接触を積極的に高めること」に重点をおいた取り組みが求められている。

7 同和問題の解決に対する態度

解決に対する態度を調査結果報告書をもとに分類すると

- ①「責務型」・・・「市民の一人として努力すべき」差別解消に向けて期待される積極的態度をもつグループ (25.5%)
- ②「他者依存型」・・・「なりゆきにまかせる」及び「誰かしかるべき人が解決してくれる」他者依存的態度をもつグループ (27.5%)
- ③「無関心型」・・・「よく考えていない」及び「その他」「わからない」無関心あるいは冷淡な態度のグループ (47.0%)

啓発活動への接触量が多いタイプは、同和問題への関心が高く、啓発活動への態度が明瞭である場合は差別意識が少ないのに対し、接触量が皆無のタイプほど「差別意識」を持っていることを示している。接触量が中程度のタイプでは「差別意識」のある者と、ない者とが重複しており、少量の啓発活動への接触が「差別意識」を減少させるとともに、また「差別意識」の発生、あるいは温存の方向にも作用していることを示唆している。

具体的には、啓発活動への接触量が多い人ほど、同和地区の人との結婚において、子どもの意見を尊重すると回答している人が多いことから、裏付けられる。

「差別意識」を有する者は「中接触量および無接触量タイプ」に極めて多く「多接触量タイプ」でははるかに低いことがわかったということは、啓発活動の効果を測る上でも重要である。

従って、啓発活動に多く接触することは「差別意識」を払拭するのに効果があるといえるが、多く接触したとしても「差別意識」をもつ者がまだいることに、「差別意識」の根深さを感じさせられると同時に、従来までの啓発活動の方法や内容についての反省が改めて求められる。また「中接触量タイプ」と「無接触量タイプ」とでは、「差別意識」の割合がほぼ同値である。このことから、不十分な接触の仕方は、接触をしないことと結果的に同じことである。

以上のことから「差別意識」の払拭は、困難ではあるが、接触量を増やすことが肝要であり、不十分な接触では効果が期待できないと言える。

8 同和問題解決に対する態度への啓発効果

調査によって、明らかに接触量が多くなるに従って、解決への望ましい態度を持つ者の割合が比例的に増加することが検証された。

啓発活動に接触することが、解決に対する望ましくない態度を減少させ、今後の同和問題解決への具体的行動の準備状態、あるいは心構えとして望ましい態度を形成、もしくは強化するのに、大いに効果を上げているといえる。

差別解消に向け、今後ともますます啓発活動への接触機会を増加させると同時に、接触量の少ない者や強硬に啓発を拒否し続けている者に対し、啓発活動に接触させ、同和問題に対する関心を高める方法が、工夫・開発されなければならない。

9 「差別意識」を抑制する啓発活動の情報内容

① 1 番目の要因は、差別意識を規定する最も強い要因は「同和地区住民の収入等における相対的格差」に関する認識状況である。同和地区住民の現在の収入等の状況が相対的に不利であると認識する人は、差別意識が少ないのに対し、「不利な状態でない」と考える人は、逆に差別意識を持つことが読みとれる。過去の同和対策諸施策により、同和地区住民の進学率の向上や青年層の雇用の安定等に成果がみられ、収入に関しても、以前よりは不利な状況は改善されてきている。しかしながら、未だ就職に際しての差別や中高年層を中心とする雇用の不安定等、近代産業への安定就労、安定収入が十分成し遂げられていない状態にある。

このような正しい本質的な認識をもつことが「差別意識」を抑制するために

最も重要である。

十分な認識に到らずに、表面的な事象を真実と誤解するところに、差別意識の発生要因があるものと考えられる。

従って、今後の啓発活動においては、同和地区住民の正確な収入状況に格差が存在する現実、経済的悪循環の実態及びその背景等についての正確な情報を一般住民の理解を得るべく伝達を図ることが必要であろう。

② 2番目の要因は、かつて実施された同和対策事業、とりわけ一般住民の目に明らかに触れやすい環境改善事業を「ねたみ意識」を発生させずに円滑に進められず「ねたみ意識」という差別意識を周辺近隣住民に発生させてしまったことが、インターネット等により、未だに続く差別意識となっていることがうかがえる。

今後、一般対策として行う同和地区への施策の実施については、一般住民との合意作りが必須であることが示唆される。この合意作りを啓発活動において十分成し遂げられないままに、環境改善事業を実施した点に、従来の啓発活動の在り方の反省が求められる。今後の啓発活動の役割の一つとして、同和地区への施策については、事業の計画・進行と軌を一にして啓発活動を行い、一般市民の合意作りを進めることが重要であると考えられる。

③ 3番目の要因は、同和问题認知における「最初の情報源」である。「人権教育」「人権啓発」という公式的で格式的な情報源により、同和问题を認知した者と「近くに同和地区があった」場合や、情報源があいまいな者（おぼえていない）には、差別意識が少ないのに対し、「身内」「仲間」等の偏見まじりの情報源から最初に情報を与えられた者に、差別意識の強い存在が示されている。

「人権教育」も広く啓発活動の一環としてとらえれば、最初に学校などで同和问题を知る機会、人権教育（同和教育）によることが、差別意識の発生を抑制するのに効果的であるといえよう。

逆に身内や仲間、インターネットからの偏見まじりの情報源により、同和问题に関して最初に誤った知識を植えつけられることが、差別意識の発生や温存に作用していることが示されている。

④ 4番目の要因は、相対的に啓発活動に触れる機会の少ない人（自営業主、家族経営従業員、家事専業、中小企業の従業員）にこそ、今後啓発活動を集中的に向けられるべきことが示唆される。

⑤ 5番目の要因は、「同和地区住民とのつきあい」である。「親しくつきあっている者」と「つきあっていない者」に差別意識が少なく、「親しい程ではないがつきあいがある者」に差別意識があることが示されている。やはり表面的なつきあいで、皮相的な情報を得、それに基づき早計な評価・判断をすることが差別意識の発生に影響しているのである。

公的な啓発活動も重要な事柄であるが、他方では同和地区住民が一般住民との自由な交流を深める機会を設定する工夫、また啓発活動に取り入れなければならないのである。

⑥ 6番目の要因は、「成長地（自分が育った地域）における同和地区の存在の有無」である。成長地の近隣に同和地区が「なかった者」は差別意識が少なく、「あった者」に差別意識があると推測される。成長地の近隣に同和地区の「あった者」は、過去の同和地区の劣悪な状態から程度の差こそあれ、同和对策事業によって改善された今日の姿までの変化を知っており、常に過去との比較において現在を判断し、差別意識を温存させていると考えられる。

⑦ 7番目の要因は、「現在の主たる情報源」である。啓発活動を主たる情報源としている者に差別意識は少なく、家族や仲間、インターネットといった偏見混じりの情報源の場合は差別意識に結びついている。ここにおいても啓発活動の重要性が実証された。今後は常に啓発活動に接触させるだけでなく、質的レベルの高い内容を頭で理解し、心で納得するようなやり方を考えるべきである。

⑧ 8番目の要因は、「暮らし向き」であり、暮らし向きにゆとりのあると感じている人ほど差別意識が無いことが示されている。このことは今後の啓発活動が暮らし向きを苦しいと感じている人々に対し、より効果を上げられるよう工夫されねばならぬこと、及び国民全体の生活の向上を同時に目指さなければ、同和問題の解決もあり得ないことを示唆しているものと思われる。

⑨ 9番目の要因は、「学歴」である。学歴の高い人程、差別意識の少ないことが示されている。教育期間が長い程、人権に関する知識量が多いと察せられるとともに、同和問題の解決にも理解があることがわかった。

10 今後の啓発活動の手法（方針）

（1）重点方策

啓発活動を一層効果あらしめるために現状を改革し、以下の点を加えること

である。

第一に、市民の啓発活動への接触率は低く、差別意識を持たない人ほど、啓発活動への接触量が多いことから、接触の機会を増大することである。行政の広報誌、隣保館事業、民推協活動に於いても、同和問題以外の人権課題には相当取り組んでいるが、同和問題を啓発の中心においた取り組みは少ない。同和問題の啓発量を増大するとともに、テレビ、新聞、インターネット等、あらゆるメディアを活用することである。

第二に、部落差別意識の所有者ほど、啓発への接触を拒む傾向が強く、また、インターネットに代表される「情報」の理解にこり固まった認識に基づく歪みが生じやすい傾向にあるので、この層を啓発活動に参加させる手だてを考える事が急務である。

では、具体的にこの層に対する同和問題解決に対する積極的理解者に変化せしめるための方策を提案したい。

① 差別意識の有無を判別する最大の規定要因は、同和地区住民の現在の収入等における相対的格差において、その状況が不利であることを認識しているか否かにある。今なお、中高年層を中心に不安定就労者の割合が高いこと、大学進学率が低い状態を認知している人には差別意識は生じにくい。

従って、啓発活動の内容は抽象的・タテマエ的な内容ではなく、従来の経過と将来の展望を踏まえた上で、また、たつの市の特質を全国的な視野のもとで分析した上で、現状の実態を正確に伝達することが有効である。

② 皮革産業、食肉産業、隣保館事業、人権教育・人権啓発活動の施策の進行状況に適合した市民の理解、すなわち、市民的合意形成作りが大切である。

そもそも、一般対策にしろ、同和対策にしろ、人権を尊重した上で差別をなくすための事業である。しかるに、逆差別論に代表される、ねたみ差別などが生じることは差別をなくす事業が差別をバラまくことになり、本末転倒で事業効果は得られない。

従って、事業実施に当たっては市民的合意形成をはかり、市民の理解を得ながら進めるべきである。

③最初に同和地区を知る情報伝達が正しい啓発活動によることが大切である。従って、学校における人権教育（同和教育）も含めて正しい知識の伝達が早期よりなされる必要がある。

なお、啓発活動の重要性は現在の主たる情報源としても有効であって、すべての市民を対象に絶えず「情報」を流すことも含めて考えねばならない。

④ 啓発活動の対象者が固定化しつつあるとの指摘がなされているが、極めて多忙等の理由から啓発活動に接触しなかった層の掘り起こしが必要である。

若い層の場合は学校における人権教育（同和教育）とのタイアップによる教育と啓発が合体した取り組みが重要である。

⑤ 同和地区住民との交流による同和地区・一般間の障壁の解消である。交流は表面的な浅い交際ではなく、相互理解が可能になる、ある程度深い交流が有効である。研修会や私的な交流の場の設定を意図的に行う必要がある。

また、同和地区住民や民間運動団体の協力も望まれるところである。ここでの交流は理性のみではなく、感性に訴える要素も強いいため、態度変容も生じやすいと考えられる。

⑥ 正しい同和問題の起源を知ることである。経験上、正しい起源を納得した人は同和問題の解決に積極的な姿勢を示すことは明らかである。

⑦ 集団の力を借りることである。

啓発への接触者の態度変容を進める方法としては、一方的な情報伝達ではなく、集団の力を借りることが効果的である。

態度変容が起きるのは、自己の誤りに気づくときであるから、具体的には集団との標準的な考え方から、自分の考えとの隔たりに気がついた時が一番よいチャンスである。集団標準は即世間の一般的意見であるから、全体の大勢が差別解消に移行すれば人々はそれに順応する。従って、それぞれの集団（地域・職場・所属団体等）の意識変革を起こしやすい啓発が今後望まれる。これは、地域の祭りやイベント等を通じたり、社会全体での啓発イベント等が望まれる。民推協の実践発表会、中央大会、各ブロック・支部での様々なイベント等がこれに入る。

また、集団による意識変革の取り組みの効果を持続させるために、各自治会や各組織で小集団討議や研修は有効である。従って、講演会・研修会において、自由に話し合える場を設定すると同時に、自由に発言できる雰囲気が必要である。

11 人権（同和）教育との関連

啓発活動の浸透化を有効たらしめるためには、学校教育と社会教育が一体化し一本のつながりになる必要がある。

学校における人権教育（同和教育）は、児童生徒が対象であって、主として成

人を対象とする啓発活動とは異なる。

人権教育は、教科書等により教師が中心となり実質的には児童生徒に強制するのに対し、啓発活動は行政や民推協が担い手となり、自発的意志による参加者を対象とする。学校教育では担当者が問題点をとらえつつ、綿密な指導と評価が可能であるのに対し、啓発活動はどうしても一般的で一方通行になってしまう。

従って、啓発活動の効果を促進するために、また、差別意識を植え付けようとする人への抵抗力をつけるために、地道な人権教育（同和教育）の支えが不可欠である。

最後に、国及び兵庫県とたつの市がそれぞれの役割に応じて、啓発活動への一層の努力を傾注することを期待する。

第2章 啓発活動の今日的課題

1 人権啓発活動の根拠となるもの

人権教育・啓発法及び部落差別解消推進法、たつの市部落差別解消推進条例において、いずれも第5条において「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。」第4条には「部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。」を規定している。

これが部落差別解消推進法・条例下における啓発活動の根拠である。

2 現状の認識

実態的差別の解消や教育啓発活動のそれなりの成果によって、全体的に人々の社会意識はかなり改善されつつあると考えるべきである。同和問題についての理解者の増加は認めるべきである。一般住民との結婚率の増加はとくに評価すべきである。

残念ながら同時に、未だ姿を消さない悪質な差別事件やインターネットでの差別表記に差別解消への流れに抗する人々、耳を貸そうとしない人々等、差別意識の残存と歪曲化の存在も無視することはできないのである。

「同和地区全体の環境」、「仕事の状況」、「生活の状況」は良くなってきたという実感が、まだまだ低い、それでも単純に比較はできないが、平成6年調査と比べれば良くなっているのも事実である。しかし、「周辺地域の人々とのつきあい」、「地区外の人との結婚」においては、不安を感じていることも事実である。

従って、人間同士の社会的交流の側面が今後残された大きな課題であることは明白である。ということは、心理的差別の解消はまだ十分ではなく、今後一層の努力を傾注することが、国民及び市民の責務であることを共通了解事項と考えねばならない。

3 啓発活動の枠組

(1) 目的

審議会は、啓発活動を「一般住民に同和問題に関する理解と協力を図ることと同時に、同和地区住民における自立・自覚を図り、結果として両者の社会的交流が促進されることをめざす活動」と定義したい。

ここにおける一般住民の理解とは、同和問題に対する知的理解のみならず、感性も動員された全人格的な理解を意味し、必然的に差別解消対策への協力の姿勢

が確立される事を意味する。

同和地区住民の貧しさや悲しさへの同情心や恩恵的態度に自己満足するのではなく、客観的分析と共に、いかに自己の問題として引き寄せて考えられるか否かが鍵になるであろう。

学校の教員が身についたタテマエ論の無意味さに気づかず、甘口のスローガン（やさしさや思いやり等）の反覆を善と勘違いする姿をよく見かけるが、それは誤りである。少なくとも、差別の現実を身体で受け止める感覚は不可欠であり、そのためには、同和地区の少ない地域であっても同和地区住民のナマの声を聞く必要がある。

次に同和地区住民の場合である。同和地区住民はかつて行政闘争によって要求を実現してきたのであるが、今後は自立・自覚の面で一層の努力が要求されることであろう。低位性、劣位性からの脱却に対応して、内なる闘いを経過して、社会的適応をはかる事を必要とするであろう。

親からの依存から、独立への過程において、青年は自己の内的世界における苦悩や不安定な心情を飛躍のバネにするように、同和地区住民は真の解放を獲得するまでには、このような経過をたどらざるを得ないのかも知れない。同和地区住民にとっては、耳の痛いことであり、つらい努力と困難な道を歩まざるを得ないが、避けては通れぬ重要な課題であろう。

一般住民・同和地区住民それぞれの努力によって、はじめて両者間の対等な関係におけるコミュニケーションが成立し、両者間の交流が深まることになるのである。たつの市ではこれを、「両側から超える」人権交流と呼んでいる。

4 枠組

啓発活動の出発点は、情報の流れにある。それを通常の社会的コミュニケーションの枠組で分類すると、(1)送り手、(2)情報の内容、(3)伝達手段、(4)受け手の四要素に分類される。(3)の伝達手段は第4部（P65 今後の啓発活動の手法）で触れたので、ここでは他の三要素、特に(4)の受け手に焦点を絞って論じよう。

(1) 送り手について

啓発の担い手は住民であるが、主たる送り手となってきたのは、行政と民推協である。具体的には人権文化をすすめる県民運動推進月間や人権のつどい、人権週間を活用して講演会等の開催、啓発資料の作成配布、行政教職員関係者の研修の開催、民推協主催による各種諸集会や研修、各自治会研修等を主催している。

行政も民推協も、今後とも啓発の担い手として仕事をすすめるべきである。

それに加えて、今後は、テレビ、新聞などマスコミ関係者がタブー意識を捨て、自主的に同和問題を取り上げることは、関係者の希望するところである。送り手の中にインターネットがあるが、この問題については第1部（P18 ネット上の厳しい部落差別の現状）で特別に扱い、詳しく解説した。

（2）情報の内容について

受け手の接触度を高めるために、送り手はさまざまな工夫を凝らす。講演会、研修会に於いては参加への呼びかけ方、広報紙、パンフレット等では割り付け、挿し絵など、細かいところまで気を配っている。

しかし、いかなる配慮がなされようとも、情報内容は正確でなければならない。さらに、魂に訴えるものであることが望ましい。

啓発活動は、部落差別の不当性という客観的事実に基づき、それを消失させるための活動である。したがって、恣意的（気ままで自分勝手なさま）に変更されてはならない。

また、市民の理性に訴えるべきである。根底には相手（市民）を対等の人格として評価することである。操作する対象物としてではなく、相手の心からの納得を求めるための努力が課せられているのである。その基本には説得の効果を確認しながらの活動なのである。そこでは、市民を個性をもった自尊心の高い存在と考えるべきである。

そもそも、差別意識の有無やその内容は多種多様であるが、啓発効果によって、一般住民にすぐさま利害損得の生じるものではない。

また、感情に訴えることも大切であるが、基本的には理性に働きかけるべき活動である。

したがって、人格の周辺層への働きかけではなく、人格の尊厳に関連する活動である。要するに、人々の琴線に触れんとする教育活動なのである。その為には、粘り強く時間をかけて効果を待つ態度が望まれる。

（3）受け手について

一つの例で説明する。

教師は授業にあたって、一人ひとりに理解させるように最大限の努力を続ける。

しかし、能力差の大きい学級の場合、時間が経つにつれて児童生徒間の理解度に大きな偏りが生じてくる。

あるレベル以下の内容の場合には、理解度の低い児童生徒でも補習等で時間をかければ追いつくことは可能である。

しかし、極度に困難な課題では、時間をかけても理解しえない場合もある。

現実に行われている一斉授業によって生じるこの理想と現実のギャップは容易に解消しえない課題である。

この問題に対して、どのような学習指導が、どのような学習者に対して適切であるか、を考えながら、つまり、最適な学習効果をあげるための指導方法は、学習者の能力の型によって異なるという現象への注目である。

学習者の受け止め方の差異を仮定し、それを分析抽出して、それに最も適切な指導方法を実施する考え方である。

審議会としては、この考え方を啓発活動にも応用すべきであるとする。

市民誰もが、部落問題に対して同一知識量、同一偏見量を所有している場合であれば、同一内容の情報を一斉に提示することが最も効果的である。しかし、これはあくまで理念型であって、現実には多種多様な人々が存在しているのである。それをある程度考慮した啓発活動を工夫し考えださなければならない。

5 受け手の態度変容の類型

(1) 覚醒化

啓発に接触するまで、この問題に無知だった為に結果として中立の立場に立っている人、あるいは、この問題の既知者ながらも、冷淡無関心ゆえに中立的立場にある人が、啓発情報に接触する事により、偏見・差別を否定する態度に移行する場合を覚醒化という。

すなわち、中立者が偏見・差別を否定する方向へ移行する態度変容のことである。

(2) 補強化

現在も反偏見・反差別の態度の持ち主ではあるが、その事に自信のない人には自信をつけるように、他者を説得する程の強さのない人には、説得できるだけの力をつけるように現在の態度を補強する態度変容を補強化という。

啓発情報は、現在の自分の態度と同じ方向にあるので、抵抗なく受け入れやすい。最も容易に成果の生じる作用である。また、補強化は既知者にのみ生じる作用である。

特定個人を補強化するだけでなく、一つの組織、一つの集団の全体の雰囲気も補強化することも、差別解消に大変有効である。

(3) 変革化

偏見・差別の持ち主が、自己のそれを反省して、偏見・差別を批判する方向へ180度転換する態度変容で、これを変革化という。

偏見・差別の度合はさまざまである。伝聞を信用している程度の弱い場合と確固たる妄信で説得をハネのける場合では大きな相違がある。前者に於いては、伝聞の誤りに気づけば、今まで伝聞を信用していたことを腹立たしいと思い、部落差別を早く消滅させなければいけないと理解するようになり、態度変容は容易に生じる。

しかし、年輩者で、一人よがりな後者の場合には、容易に態度変容は生じない。

今まで、市や民推協が関わった結婚差別や差別発言のために研修を受けた人たちの、相手への謝罪の文言は、変革化による態度変容を生じた例である。

本来的には、啓発活動の最も力を入れる変容ではあるが、自分の過ちを認める勇気を伴わないと生じないのである。

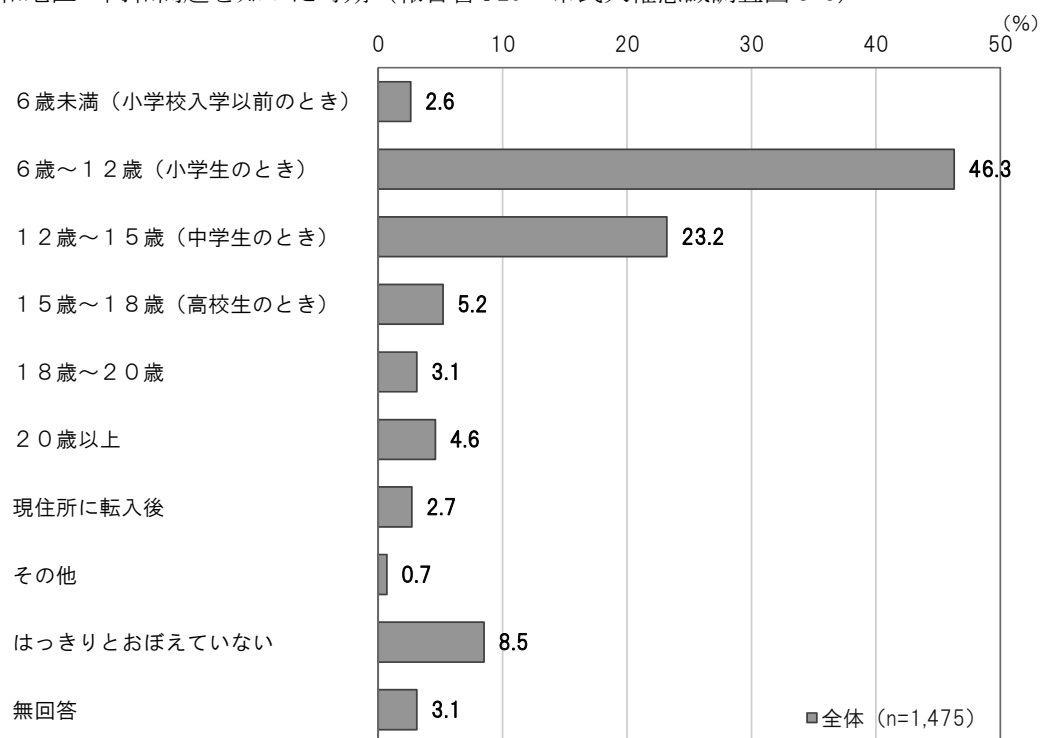
6 受け手の質的側面からの検討

(1) 同和問題を知った時期

先に受け手には、第一に偏見・差別の量及び方向に差異の大きいこと、第二にそこに生じる態度変容には基本的には、覚醒化・補強化・変革化に分類されることを述べた。

ここでは、さらに掘り下げて受け手の質的側面を検討する。啓発活動は、受け手の質的な特質に対応する手法を適用し、効率的に行わなければならないからである。白紙の状態で生まれる子どもの多くは、当然のことながら低学年のうちは同和問題を知らないでいる。いつ頃認知するようになるのだろうか。

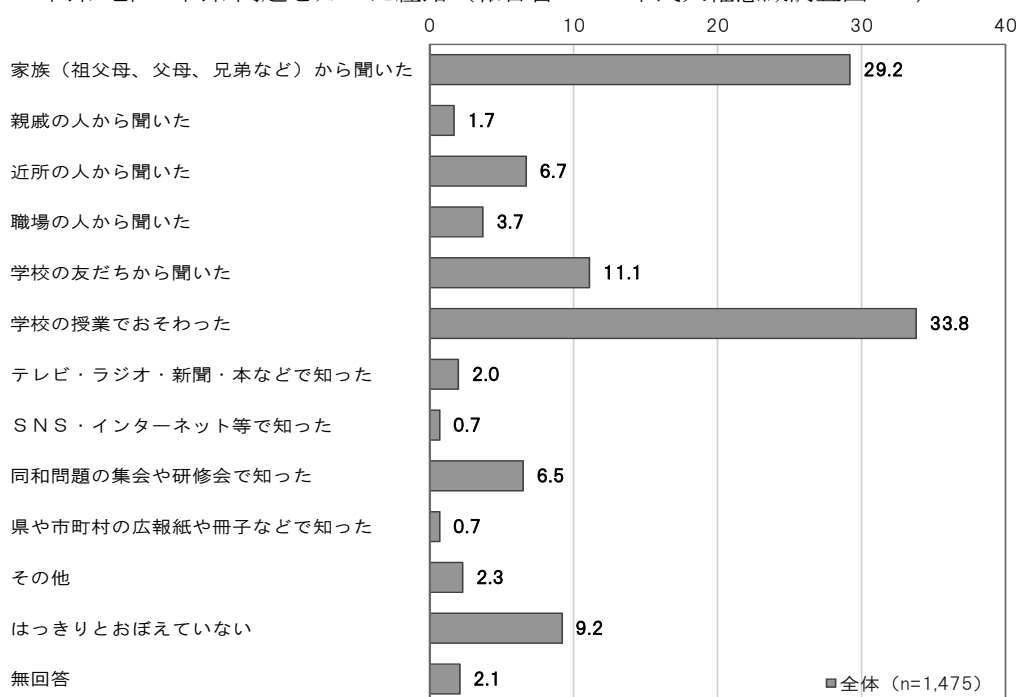
同和地区・同和問題を知った時期（報告書 P29 市民人権意識調査図 3-5）



96.9%の人が、部落問題のことを認知している状況である。しかも、義務教育終了時までに知る割合は、72.1%である。同様に同和地区住民も、義務教育終了時におけるこの事実の認知率は70.3%である。

（２）認知経路について

同和地区・同和問題を知った経路（報告書 P31 市民人権意識調査図 3-6）



学校の授業で知ったのが 33.8%で、家族が 29.2%、周囲から聞いたが 23.2%である。同様に同和地区住民も学校の授業で知ったが 31.0%、家族が 34.5%、周囲からが 22.1%である。

巷で述べられている「若い人の大部分は、この問題を知らない」との判断は誤りであることに気づくであろう。

未成年の未知者に対する情報の提供は、主として学校教育と家族である。成人未知者には、啓発活動や、職場の仲間、友人などである。

この場合の啓発活動は、最初に同和問題の存在を知らせなければならない。それを知った人の多くは、民主主義国日本に、このような事実がまだ存在していることを知り、戸惑うはずである。

戸惑いは、知的好奇心を掻きたて、積極的態度の確立に向かうという情報提供者（多くは教師）の意図した方向に導く場合のみではなく、ときには、同和地区に生まれなくて良かったとの感情や、同和地区の人との結婚を取りやめようとの結論や、あの人は同和地区の人ではないかとのかんぐりの会話等の無責任な差別的態度の育成に終わるという逆効果も考えられる。

従って、寝た子は、単に起こすのではなく、正しく起こすことが大切なゆえんである。

（３）未知者への教え方

① **第一に**、きちんとした情報（同和問題）を提示することが必要である。そして、科学的でなければならない。歴史的側面を強調する場合においても、現在の調査資料や教材を活用する場合にも、定説を見きわめることや、数値の差異を正確に伝える配慮は不可欠である。

② **第二に**、資料（教材）の選択及び提示の仕方において、いかなる苛酷な差別の事例を取り上げる場合にも、単なる同情心を喚起するだけではいけないであろう。やさしさや、思いやりだけで解決されるように勘違いさせてはならないだろう。

教材は、同和問題解決に前向きの動きを感じさせるものであることが望ましいのである。明るい未来の展望を開くものでなければならないのである。とくに、同和地区の子どもや青年の、認知契機となることを想像すれば、一層それは重要である。

具体的には、差別を受ける中から文化を維持し、創出した先人の努力、差別の中でも損なわれない人間性の美しさ、数は多くはないが、それを支えた周囲の一般住民の姿や共同で取り組んだ水害反対闘争や、事業などで

ある。

理解が自己のものとなるには、知的理解だけではなく、感性も動員された全人格的なものでなければならないのは、ここでも強調すべき態度変容の基礎である。

また、未知者に一度覚醒化が生じたら、次の段階においては補強化がなされなければならない。

- ③ 第三に、一般住民も同和地区住民もいずれに対しても、啓発内容は、「同和問題もまた、歴史的現象の一つ」であることの理解を求めることが先決である。歴史的現象であるとは、差別は消滅すること、我々の努力で一層早期にそれは可能になることを確信させることである。

歴史的現象を理解するためには、「同和地区住民は、異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族・日本国民である（同和対策審議会答申）」ことを知る必要がある。

そして、人種起源説、宗教起源説、職業起源説、貧困起源説の誤りを確認し、政治的起源説が正しいことを浸透させなければならない。

政治的起源説をとる人は、市民人権意識調査では、40.7%であるから残りの人への啓発の余地は大きいと考えるべきである。

対象地区住民人権意識調査にしても45.4%である。これでは、自信をもって差別の不当性を叫べない。また、同和地区住民は、身をもって棘^{いばら}の痛さを痕跡化しているから、僅少の差別解消の方向だけでは、完全解消を信じられないという（差別はなくならないということ）、おそらくそれを差別の潜在化ととらえる一部の人もいるのも事実である。

それゆえに、『同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において、発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代が来ようと、どのように社会が変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない。また、「寝た子を起こすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進出にともない、いつとはなく解消すると主張することにも同意できない。』（同和対策審議会答申）を徹底して同和地区住民にも理解してもらう努力が求められる。

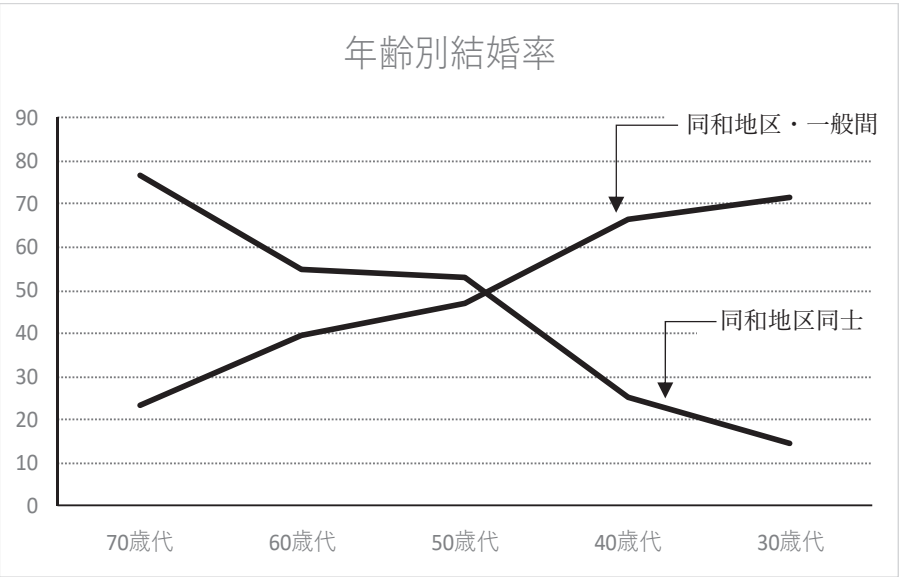
打ちひしがれて、現実から逃避する生き方からは同和地区住民の向上は遅れるだけである。隣保館を通じたりして、確実に差別は解消の方向にむかいつつあることを啓発していく必要がある。

第3章 同和地区住民の結婚をめぐる諸問題

1 結婚関係の変化

年齢別結婚率 (%)		
結婚形態 年齢	同和地区同士	同和地区・一般間
30歳代	14.3	71.4
40歳代	25.0	66.7
50歳代	53.1	46.9
60歳代	54.6	39.5
70歳代	76.9	23.1

(報告書 P209 対象地区住民生活実態調査)



この図でわかるとおり、同和地区・一般間の結婚の増加は、一般住民の偏見（差別意識）が薄らぎつつあることの表れと考えて良いと思う。

その背景には、同和対策事業と人権（同和）教育、人権啓発活動の進行に伴う種々の成果と同時に、日本の産業構造の変化に伴い同和地区内外青年間の交流が深まり、恋愛結婚の契機となりうるような機会が増えたことがある。また、周囲の偏見の減少が結果としてそれを支える土壌となってきたのであろう。

しかし、同和地区住民は国民の2%前後であるから、理論的には、98%前後の同和地区・一般間結婚を示さなければならないのである。もし、同和地区内外の人口規模が同一ならば、50%である。

同和地区・一般間の結婚は、この数値だけをもってして同和地区差別解消の指標とはしえないにしても、差別の解消に比例して増加すべき性質のものである。従って、現在の30歳代で約70%は過渡期の数値にすぎない。

2 周囲の強い反対

同和地区・一般間結婚の成立件数のうち、その3分の1に反対を伴っていることが、市民意識調査で判別できるが、このことは無視しえない事柄である。同和地区青年は同和地区・一般間結婚の場合には、相手側家族・親族の反対を受けるものと考えざるを得ない数値である。

(1) 結婚差別事象を分類すると

- ① 当初から同和地区の人達との結婚は拒否する。
- ② 結婚を前提として交際している期間中、当事者の一方が同和地区の出身であることを知ったがため、今まで円満に継続していた交際が一方的に破棄され、その結果、婚姻が成立しない場合
- ③ 交際期間中（結婚を前提とした場合を含む）当事者には何ら異存がないのに、当事者の一方の親兄弟、親戚縁者が同和地区であることを知って、当事者間には結婚の意思があるにもかかわらず、それらの者の反対によって、結婚ができなくなる場合
- ④ 当事者はもちろん、親兄弟、親戚縁者も婚約を祝福したにもかかわらず、その間に身元調査等の報告(書)やネット情報により、同和地区出身者であることがわかり、婚約が破棄される場合

特に、①～④については「差別による人権侵犯」として、人権擁護の法的措置が一応講ぜられたとしても、この種の差別を有効適切に処置する法的手段は乏しいのが現実である。

これに加えて、同和地区住民の立場にたって考えてみると

① 結婚差別事象の発生を恐れて、当初より一般青年への恋愛感情の発生を意図的に抑えてしまう場合である。発生をもたらすような職場を回避する場合もある。

② 極少数であるが、恋愛感情の発生自体を恐れて、それを抑圧してしまうケースもある。

(2) 同和地区青年の親の心

同和地区青年の親たちは、強い不安を感じ「子どもに申し訳ない」と心の中で謝罪するのである。恐らく長い養育中にも何らかの影響を与えざるを得なかったと思われる。

同和地区青年の親世代の結婚は見合結婚も数多い時代であった。同和地区・一般間結婚はほぼ100%恋愛結婚であった。同和地区青年であることを知りながら、青年を異性に紹介する事例はあまりない時代であった。紹介は同和地区同士の場合のみであった。青年に異性を紹介するのは身近な年長者のごく自然な配慮であって、集団の和を尊ぶ日本では高い評価を受ける行為にもかかわらず、同和地区青年にとって、自分だけ除外されていることを不快に感じながらも黙認しなければならなかった経験をもっている。それだからこそ、同和地区青年の親は子どもの結婚に対して、内心穏やかでないのである。

3 人々の拒否的態度

結婚一般についての人々の意識の高さは、市民意識調査（P8）でもとらえられているところである。93%の人が、「当人同士の合意が尊重されるべきである」と回答している。

しかし、これが一旦、同和地区との結婚となると躊躇^{ちゅうちょ}しはじめるのである。まず、意識調査の結果を見てみよう

第1表 同和地区の人との結婚に対する態度

報告書 P87 市民人権意識調査

問 かりにあなたのお子さんが、同和地区の人と結婚する場合、あなたは
どうすると思いますか。

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | 子どもの意思を尊重すると思う | (38.2%) |
| 2 | 子どもの意思が強ければ仕方ないと判断すると思う | (28.0%) |
| 3 | 家族のものや親戚の反対があれば、結婚させないと思う | (3.7%) |
| 4 | 絶対に結婚させないと思う | (2.8%) |
| 5 | その他 | (1.4%) |
| 6 | わからない | (7.7%) |
| | 無回答 | (18.1%) |

子どもの意思を十分に尊重する人は、38%にすぎず半数に満たない。残り62%には、反対の意志が存在するのである。

それでも、子どもの意志さえ強ければ（選択肢1+2）、66%の親は同和地区住民との結婚は認めるであろう。

反対に強い拒否の回答（選択肢3+4）は7%もある。14人に1人の親は、同和地区青年との結婚を望まないものである。

ためらいが認められる（選択肢5+6）は、26%である。従って、当事者の意思が強ければ、同和地区・一般間の結婚は成立するが、62%の親に拒否態度が予想されるので、青年の意志に動揺の見られる場合には、不成立に終わる可能性がある。その典型的な悲劇は、S結婚差別事件であろう。

次に未婚者にも同じ内容の質問に当事者の立場で回答を求めたところ、あくまで自分の意志を貫いて結婚する人は29%、親の説得に全力を傾けたのちに自分の意志を貫いて表明した人は34%であるから、両者を合わせても63%にすぎず、既婚者よりも後向きの態度を示しているのである。

反対に、拒否的態度の持ち主は12%にもなり、既婚者よりも多い。自分自身の結婚を想定しての回答と考えられるから、現状に近い数値と思われる。

第2表 同和地区外の人との結婚

報告書 P188 対象地区住民人権意識調査

問 かりに、あなたのお子さんが、同和地区外の人と結婚する場合、相手の親の態度はどうかと思いますか。

- | | | |
|---|--------------------------|---------|
| 1 | 子どもの意志を尊重すると思う | (38.3%) |
| 2 | 子どもの意志が強ければしかたないと判断すると思う | (23.1%) |
| 3 | 家族のものや親戚の反対があれば結婚させないと思う | (4.9%) |
| 4 | 絶対に結婚させないと思う | (0.2%) |
| 5 | その他 | (0.9%) |
| 6 | わからない | (8.4%) |
| | 無回答 | (24.2%) |

結婚問題以外の調査においては、同和地区内外の意識のズレが大きいですが、結婚に対する態度においては、一般住民の考え方と同和地区住民の認知はほぼ一致しており、日常多く見られる同和地区・一般間結婚のさまざまな経緯や姿を肌で感じとっているからこそ、正確にとらえているのであろう。

4 結婚差別をなくすための重点方策

同和地区・一般間結婚の増加を、部落差別解消の進展ととらえながら、とりあえず、同和地区の孤立的閉鎖性がとれて、同和地区内外の社会的交流が可能になれば、結婚率95%相当への増加は今後の取り組みによっては見込まれるはずであって一応の評価をするべきである。

(1) 正しい知識の周知徹底——部落の起源をめぐって

偏見の最たるものの一つに、部落の異人種起源説と職業起源説、宗教起源説などがある。異人種起源説には帰化人子孫説、秀吉の朝鮮侵略捕虜説等、朝鮮人蔑視と結びついた誤った考え方である。

この誤った考え方は今回調査で4.4%あり、日常感覚（インターネット）ではこの数値以上に強く浸透しているように思われる。

たとえば、同和地区住民でさえこの考え方を受け入れている（2.8%）こと、一般住民が同和地区住民の噂話をする際には語られやすいこと、在日朝鮮人問題・日韓関係に関連して波及効果の大きい考え方であること等、多くの問題点を抱えている。そして何よりも、同和地区との社会的交流、とくに同和地区・一般間結婚を妨害する要因としての影響が大きい。職業起源説、宗教起源説しかりである。

これら諸起源説の誤りについては、P121で詳しく説明する。

(2) 実態的差別の解消

実態的差別とは格差の差別であり、心理的差別は侮辱と排除の差別のことである。

同和地区住民は、一般住民と比べて経済的格差、社会的地位の格差、教育の格差、文化的格差等多くの格差が現存している。従って、経済の安定基盤を確立しつつ、社会的文化的諸側面で一般住民と対等の立場を確立することが結婚差別解消のために必要である。

(3) 当人同士の努力

同和地区・一般間結婚を2人が決意したとき、諸要因の重みは個人差も生じるであろうが、双方とも個人的努力により改善しうるものについては努力することが大事である。その上で、なお解決が難しいとき、力を借りたいときには、市や隣保館等相談体制が整っているところに助成を求めるべきである。そのためにも、市や隣保館は体制を整えておくことが重要である。

(4) 社会的交流を促進すること

社会的交流の最も効果的なあり方については、今日まで、市や民推協において様々の議論がなされている。

偶然の接触や職業上の接触はもとより、地域における文化交流やかつて同和对策事業を通じた共通目標の追求を図る、対等の関係における接触は偏見を減少させることに効果的であることは証明されている。従って、単なる接触より、真のコミュニケーションの成立の方の効果が高い。

例えば、かつて同和对策事業を進める中で、同和地区内の道路の開通によって交流が生まれたとか、周辺地域と一緒になって水害をなくしたり、ほ場整備を行ったり、農業協同をしたり、ため池を造ったり、隣保館や集会所施設の共同利用をしたり又、人権交流促進事業による子どもの自然発生的な交流の促進を図る等の工夫がなされてきた。

個性をもつ人間同士の相互理解を図るためには、真の知りあい関係を長く続ける必要がある。

市や民推協、学校や社会教育施設、隣保館、集会所などが同和地区住民との十分な人権交流のさらなる促進をはかるべく工夫して取り組む必要がある。

(5) 人権教育・人権啓発の徹底化

同和地区住民との結婚を考える際には、いわゆる「世間体」の圧力を考慮する必要がある。「世間体」とは曖昧ゆえに威力の大きな社会統制機能（社会意識）

のことである。とくに部落差別解消推進法やたつの市部落差別解消推進条例にもとづく社会全体を包含した啓発活動の根拠は、「世間」の方向を修正することに見いだされるべきである。

つまり、偏見（部落差別意識）を支持する社会規範の変更は、個々人の意識の変革こそが前提条件になるからである。

第4章 同和地区住民の抱いている意識の内容

1 同和地区住民の苦痛と苦悩を理解するために

人間誰しも不幸にはなりたくないし、幸せな人生を^{まっとう}したいと願っている。しかし、同和地区の人たちには、部落差別が結婚や生活を圧迫し続ける。

一般的に、人は誰でも気がつく、この世に生を受けている。そこに生れたいと望んだわけではない。生れていたのである。

だが、一般の人は気がつく、ある地域のある家に生まれたことを受け入れている。受け入れることによって、その家の人間であることに幸せを感じるのである。

では、同和地区の人はどうであろうか。自分が差別をされる同和地区に生れたことを心から受け入れられるだろうか。受け入れることができなかったなら、その子は出自という不幸を背負うことになるだろう。いつも、同和地区に生れたという不満とともに生きていかなければならないという不幸を。

この不満という得体の知れないものが、簡単に言えば、同和地区に生れてしまったという社会的劣等感と表裏一体のものなのである。

そこで、人権啓発にあたっては、同和問題の理解に通じる、同和地区の人々の苦痛と苦悩について、よくよく理解した上で進めるべきことが必要であると考えられる。

従って、あえて同和地区の人達が日頃抱いている意識について、同和問題の理解の一助とするために述べることにする。

2 同和地区住民のもつ社会的劣等感

同和地区住民は、人生の葛藤が生じるフラストレーション（社会的ストレス）反応の根底には自分が同和地区に生まれたという「劣等感」が存在している。

他者と比較して自分の劣位性や弱点に強い引け目の感情が生じる場合を広く劣等感と呼ぶ。これを意識レベルで生じる場合を劣等感情、無意識のレベルで抑圧されている場合を劣等コンプレックスと呼ぶことが多い。

いずれにしても、劣等感は人をして過度な場合は不安全感（自分は不完全であるという感情）、無力感、罪悪感などを生じさせ、人の行動を不自然に歪めやすい。

（1）一般的な劣等感の仕組み

- ① 劣等感の主観的なものであり、その人自身の要求水準の高低に左右される。
- ② 自尊心を傷つけられる領域にのみ生じる。

- ③ 自我意識のめざめる青年期に深刻である。特に気の弱い人や内向的な人に深刻である。
- ④ 立身出世主義の競争をする場合に起こりやすい。
- ⑤ 適度の劣等感は人間を向上させ、進歩させるバネの役割を果たす。

以上に従って、同和地区住民の心の中を覗いてみることにする。

同和地区住民の劣等感、社会的序列において、劣等な地位に対して不満が生じたときに顕在化する、いわゆる「社会的劣等感」である。つまり、自分が差別する側の一般人ではなく「差別される側の同和地区出身者」であることへの不満が、差別劣等感を生む。

偏見の対象になっている自分、差別されている自分たちがもつ、いわば社会から強制された劣等感である。これを社会的劣等感と呼ぶ。

同和地区住民は、自分の出自の序列の低さに苦悩する社会的劣等感に日々、計り知れないほどのストレスを感じながら生き抜いているのである。

3 具体的な劣等感情、劣等コンプレックス

同和地区の人には、一般的に少数のグループの人がいただく基本的な感情である「不安感」が強くのしかかり、行動の基底に横たわる。同和地区の人は、何とかしてそれを意識の世界から押さえつけて取り除こうとするが、劣等コンプレックスとしていよいよ無意識の層に沈着するばかりである。

不安感、恐怖のように明白な対象をもたない。また、恐怖のように急性な性質をもたず、時間をかけて周囲からしめつけられている感じがする性質のものである。ぼんやりとした「不安」というか、「虫の知らせ」とも言える漠然とした不安を感じるのである。

4 同和地区の人の苦悩

この絶え間ない不安が同和地区の人の心理を不安定にするのである。例えば、結婚の時、恋人が出来た時、友達が出来た時などに顕著に表れるのである。

その結果、同和地区の人は自分の周囲に対する警戒心（自分の出自がバレないように）が高まってくる。他人の言動が疑わしくなり、それが身の素性の暴露につながるのではないかと必要以上に心配になったり過敏になり、気づかいは異状に高まり、思いすごしは自分を苦しめるようになってくるのである。

結婚の時などにこの状況が一番表れやすく、同和地区の人なら誰もが通る青年期の症状である。

このように、居ても立っても居られない気分を特徴とする不安症状は、動悸、目まい、吐き気、頭痛などの自律神経機能の異状を伴い、慢性化してくると、不眠、食欲不振など身体的症状をも示すようになるのである。

また、些細なことについて不快感や嫌な考えがつきまとい（この結婚がうまくいくだろうかと…）、自分でもそれが事実にとぐわないとわかっているのに意識から去らない。それどころか、忘れようとすればするほどかえって強く意識されるといふ強迫観念も顕著になってくるのである。

かつて、市内小学校勤務同和地区出身女性教師の結婚の場合でも先に述べた症状の上に、不眠、食欲不振は肉体に表れ、不安、神経衰弱、強迫観念は教師の出勤を不可能にし、被害妄想を形づくるまでに到ってしまった。彼女の抑うつ状態は、死か断念かの二者択一の選択をせざるを得ないところまで追いつめられていった。自殺は決意しなかったが、急性の心因反応に気づいた同校の教師仲間が一丸となって彼女を支え、結婚に到った。

その他劣等感の反応として、一般的には一方では弱性の反応としての意欲の低下、否定的自己像の形成等の消極的、自己否定的反応がみられる。

他方では、強性の反応としての同じ仲間への同情心、いきどおり（憤り）、励みの高揚等の積極的自己肯定的反応がみられる。

一方で、将来への希望を持たず、満足したふりをしながら人目を避けて暮らす生き方を選ぶ人も多い。

また、同和地区の人で同和地区外に居住した人によくみられる生き方は、抑圧する側の価値や態度をとり入れて、抑圧集団の一員であるかのようにふるまうタイプで、多くは自分の所属している集団を隠したり、同和地区を避けるのである。

また、否定的な「自己像」を形成すると自己嫌悪が高まり、自らが抑圧（差別）される立場にあるのに抑圧する側の眼で、自己及び自己の集団を眺めようとする態度であって、その人自身の一貫性、安定性は高まるが、自己解放への取り組みは遠のいていく。

同和地区の人同士が持つ同情心は、差別され、抑圧される立場であるからこそ理解できる仲間へのいたわりであり、お互いの運命への愛情である。

しかし、今、求められているのは、より積極的な不合理なものとの闘いへの参加を前提とする憤りや、時間はかかるが、特別の努力によって抑圧（差別）する側との平等な関係を築こうとする努力の姿勢である。

5 先人たちの生き方

同和地区に生れたという「負の出来事」や、それによって生起してくる「負の

感情」について、いやおうなく向き合わせざるをえない運命を背負うことになる。成長に従って、結婚や就職に当たり、差別体験という望んでいたわけではないアクシデントやハプニングがまま起るものである。人生には不条理や不合理だと思えることが起こってくる。

そこで、多くの先人たちは、それを乗り越えるための「逆境に強い生き方」というものをあみ出した。「逆境に強いひと」は、人の弱さやはかなさをよく知り、それをしっかり受け止めながらも、それに押しつぶされ^{きょうじん}ない強靱な信念や柔軟性をもって生き通した。「逆境に強いひと」は「自己回復力」をもつよう心がけていた。また、「逆境に強いひと」は「負の感情」に対するつきあい方がうまい生き方をした。それはまず、その感情から逃げずに見つめることができなければならない。人は見たくないものをある程度見ないですむようにすることもできる。心の奥底にしまい込むこともできる。むりやり忘れることもできる。封印することもできる。

それに対して、負の感情を封印するのではなく、むしろそれをばねにして飛躍する。跳ね返すのではなく、それを糧にしてたくましく生きることができるよう「負の感情」も「逆境」もひとつの力にしていく生き方もある。

6 出自の運命を背負う

同和地区に生を受けた者は、同和地区の構成員として育てられる。それは、その者が如何なる努力をしようとも、そこから逃れることのできない運命的に定められた社会的地位をまとうことになる。

同和地区青年は、自己の所属集団を小さいときには意識しないが、中学校を卒業する頃には意識するようになる。そして、「同和地区」などには生まれてこなかった友達の身の上を羨^{うらや}んだり、なぜ、自分は「同和地区」に生まれてきたのかと人生の無慈悲と残酷さに嘆き悲しみ、「自分は一般住民に生まれて開かれた生活をしたいのに…なぜ…」と思い悩む。

人の一生は、生まれたときには家族が主たる所属集団であり、同時によりどころ集団でもある。社会化の担い手は親であり、親への同一視無くして社会化はスムーズに進行しないのである。

成長するにつれて、所属集団は変化し、いくつかの所属集団に同時に所属するようになるのが普通であるが、同和地区の人はこの所属集団に入ろうとするときに結婚や就職差別という形で排除されるのである。

明治維新後、封建体制（社会的身分）は、制度的には近代化の方向に改革されたとは言え、1968（昭和43）年まで一般住民と区別されて同和地区の人を「新平民」という呼称で戸籍に記載されつづけていた行政差別、及び人々の意識に残存

する封建的な差別意識は現代にもその影を落としつづけているように、人々は二つの集団を個別の集団と考え、数が多く権力も有する「一般住民」（抑圧集団）が、数も少なく権力もない「同和地区住民」（被抑圧集団）を差別するのは当然であるとみなし、また、「同和地区住民」の側でも「一般住民」を羨望^{せんぼう}することによって、一般住民の持つ差別意識を正そうとせず、結局一般住民の差別を間接的に支持してしまう結果をもたらしているのである。

このような、未だ封建社会の残存する閉鎖的社会において、部落差別の解消を成し遂げる方法は、「同和地区」「一般」という分裂した所属集団を合一し、一体化することである。一つの所属集団にまとめ上げることなのである。

それは、人間の自由と社会的平等を基盤にした真の民主主義社会の建設に意欲をもって取り組む中で成し遂げられなければならないのである。

第5章 誤った差別のとらえ方

1 自然解消論の誤り

昔に比べれば差別は消滅したのも同然ゆえ、一定の時が経てば、人々の記憶から抹消されるはずであるとする考え方である。

差別解消は、放っておいても直線的に進行するとの誤った仮定があるようである。あからさまな事象については、表面上少なくなっているが、匿名性を利用したインターネット上での差別書き込みは、量・質ともに拡大傾向にある。また、微妙な事象、すなわち、同和地区住民がいないことを確認したところで、それとなく差別発言をしたり、水面下で相手の出自を確かめたりするような微妙な事象は残念ながら直ちに減少するとは思われないのである。個人はどうあれ、社会が部落差別を記録し、保持しているから必要に応じて再生し、記憶となって定着し、忘却されないのである。

(1) なぜ忘却されないか

人間の社会は、言葉で伝達し、文字で記録されていく。そして、記憶と記録は保存され、次の世代に伝えられるのである。したがって、これら伝達・保存された記憶や記録が地上から抹殺されないかぎり人々の記憶から消失することは考えられない。

現に、記憶は同和地区住民にとっては、自分達の悲しい過去の記録であっても、一般住民にとっては歴史的記録としての記憶にしか過ぎない傾向が強いからである。

(2) 悪いイメージが消えない

同和地区は全国各地に作られ、一定規模の人数から成り立っていて、かつて、特定の職業を押し付けられたこと、その職業は農業という基幹産業ではなかったこと等の諸要因からも、同和地区は農民の欲求不満のしずめ石としての役割を負わされたことは明らかであって、それゆえにこそ広範囲の人々が同和地区について同一内容の悪いイメージを所有しているからである。

(3) 多数派と少数派

江戸時代から農民はじめ差別する側は 97%~98%、差別される部落側はわずか 2%~3%である。わずか 2%~3%の人々に対してのみ共通の優越感に浸れるから、近代国家成立後 150 年余の現代においても、ネット上に書き込まれたり、小さな声で語り続けられているという経過がある。

今でも、スケープ・ゴート（社会の犠牲）としての役割は一方的に^{にな}担わされる

のであって、経済構造内では、不況のしわ寄せを真っ先に受け、日常生活では不快な出来事の発生時には疑われたり、犯人扱いされたりするのである。

したがって、この問題を放置しておけば、いずれは人々の記憶から消滅するとの考えは、明らかに誤りなのである。

2 差別消滅論の誤り

差別は、既に消失したとか、消失したも同然であると断言する場合である。

彼らは身近に差別を見聞したことがないというのである。ひどい場合には、現代の民主主義社会に起こるはずはないとの観念論に執着する人もいる。

教員がこの考え方であれば、学校での人権教育は成立しない。教師は、全国人権教育研究協議会の統一テーマのように差別の現実に学ばなければならないのである。

高齢者の同和地区住民も、これを語る人が多い。彼らは述べる。昔は土間にも入ってもらえなかった、一緒に飲み食いができなかった、一般住民との結婚などは、はじめから考えられなかったことだ。それに比べれば、現在の状況は差別が消失したのも同然との結論を導き出すのである。

たしかに、一般住民との結婚率の高まり、あからさまな就職差別の減少等に表れる差別解消への方向はみられるものの、差別は現存するのである。

一般住民との結婚率は、全体で 38.3%、30 代でやっと 71.4% に上昇したとはいえ、同和地区住民の全人口に占める割合は、わずかに 2~3% に過ぎない小さな集団である。結婚率は 98% を超えないかぎり、差別の存在を否定することはできないのである。今でも、結婚時における親や親戚の強硬な反対や、その後も交際を断たれている夫婦の姿をみれば、差別の存在は一目瞭然である。

「全国部落調査」復刻版のネットへの公開行為や数々の差別発言・差別落書き、ネット上での無数の差別書き込み等を知るだけでも、それを補足するであろう。

環境改善は進んでも、同和地区の経済基盤はまだ強くなく、この安定化は、まだ今後に残されているのが現状である。

何よりも、同和地区住民が今は顕在化していなくても、何らかの機会に現れるかもしれない差別を恐れて暮らしている姿を洞察すべきである。

3 疑似同情論の誤り

一部の同和地区の人が、同和対策や啓発活動に反対していることを自然解消論の理由にする場合である。

反対する同和地区住民の投書が届くことがある。そのほとんどは、嫁入り間近の娘や働き者の嫁には長い間内密にしていたのに民推協の啓発によって、もし、同和地区住民であることが判明したら、大変な波風が立つとの訴えである。

確かに、経済的に余裕のある生活を続けていれば、波風を立てたくない気持ちも

理解できないこともない。

しかし、同和地区住民は心の奥底から人権教育や啓発活動反対の態度にあるのだろうか。

もし、教育や啓発が差別解消に確実に寄与するとの確信を得れば、その人達でも賛成することであろう。

同和地区住民は、啓発教育の対象者になること自体、過去のいまいましい差別の体験を思い出し不愉快なのである。その触れられたくない気持ちを一般住民は十分に理解しなければならないであろう。

私たち市民が教育や啓発の実績を作ることによって、同和地区住民の納得を得るより致し方ないのである。

以上のような背景を考えれば、自分の知り合いの数少ない同和地区住民の言葉を引用しつつ教育啓発に反対するのは誤りである。実は、同和地区住民を引き合いに出して、自己の意見を述べているのである。したがって、これは疑似同情であり立論は誤りである。

4 逆差別論（ねたみ差別）の誤り

同和地区の生活環境等の表面的な格差が目立たなくなってしまったと誤って判断してしまい腹立たしく思うといったような同和地区の低位性を当然と考えるものの見方、考え方のことである。

この差別意識の持ち主は同和地区の人との接触・交流において否定的側面に注目しやすいというこり固まった考え方をもち、並びに事象の判断基準は、差別されている同和地区の人の側に立つのではなく、差別する側の論理が優先してしまう歴史的社会的背景の影響等が強くある。これが解決策（人権教育や啓発活動）に対する敵意を含んだ消極的態度として表現されているのである。

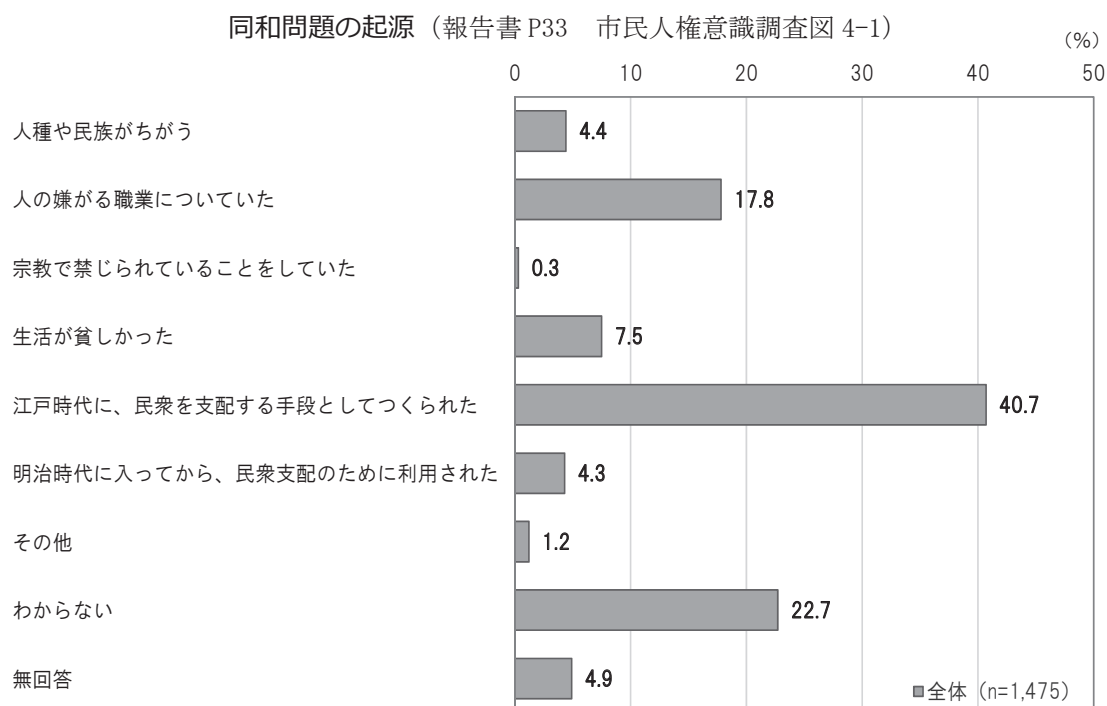
これは、人間に普遍的に存在する心の狭さ、近視眼的判断による結論の導き方に起因するのかもしれない。

以上、自然解消論、差別消滅論、疑似同情論、逆差別論のまちがいを述べてきたが、啓発活動の出発点は相手の考え方の誤りを指摘し、相手の論拠を崩さなければならないところから始まり、相手に納得してもらうことで成立するものである。ここにあらためて啓発活動は困難で地道な活動であることを認識せざるを得ない取り組みなのである。

第6章 いろいろな市民啓発の取り組みの結果と問題点

(1) 同和問題の起源についての認識

2019（令和元）年度にたつの市が市民を対象に行った「市民人権意識調査」によると、市民の同和問題の起源に関する認識は、次のとおりである。



- ① これによると、同和問題の起源について、「江戸時代に民衆を支配する手段として作られた」と正しく答えている人は、全体の 40.7%であり、その反面、「人種や民族がちがう」とか「人の嫌がる職業についていた」などという誤った考え方をしている人が、全体の 22.2%であるという結果が出ている。

- ② この調査の 40.7%は、これまでさまざまなかたちで進められてきた同和問題に関する市民啓発活動が、一定の効果があったものと考えられる。

しかし、いまだに誤った認識をしている人が、「その他（わからない・無回答など）」を含めて 59.3%もあり、現実にはいろいろな差別事件が起こっていることと考えあわせると、今後とも、正しい認識を広げるための啓発活動が大切である。

(2) 同和問題の学習の問題点

一方、市民を中心とする同和問題学習については、現在、次のような問題点がある。

- ① 同和問題を啓発するための体系的なテキストがない。何事も人権教育推進課の指導主事まかせで、各地域のリーダーが、市民を対象に啓発を行う時に必要なテキストや資料、プログラム、レジメ等の見本版がないので、同和問題啓発を体系的に行いにくかったきらいがある。

早急に、「同和問題に関する啓発指導者要綱」を作成して、各地のリーダーが活用しやすくする必要がある。

- ② 同和問題を他のあらゆる人権問題との関連において、学習する面が欠けていなかったか。

ア 近世封建社会に「身分」として政治的につくられ、現在まで残ってきた部落差別のみに焦点をあてて学習し、憲法で保障された基本的人権の尊重というあらゆる人間の権利との関連のなかで、学習する面が欠けていなかったか。

イ 人権尊重の認識が深まることが同和問題の解決と不即不離の関係にあることが、なおざりにされていなかったか。

- ③ 抽象的で、公式的・画一的になっていなかったか。

ア 同和問題を学ぶのは、部落差別をなくすためであり、自分とのかかわりが大切であることは言うまでもない。そのため、「同和問題と自分とのかかわりの自覚と実践」が常に強調されるのである。しかし、どうすれば問題を解決することができるのかの展望も示さずに、ただ、「部落差別は不当です。だから、問題解決のために努力しなさい。」というだけでは、現実はどうすればよいのかわからない。こういった抽象的で、公式的・画一的な学習になっていなかったか。

イ 学習の場で質問が出されても、的確で納得がいく説明がなされず、かえって不信感や不満をつのらせる結果となっていなかったか。

ウ 同和問題の学習が、抽象的な知識のみの理解を求めることに終わっていなかったか。客観的な資料や事実を提示し、さらに感性にも訴え、本当の納得にまで発展させていたかどうか。

エ 学習の企画・運営や学習方法に創意工夫がこらされていたかどうか。

④ わかりやすい、自由で率直な話し合いの場になっていたか。

ア 同和問題を考え、話し合う時は、当然部落差別のきびしい現実をふまえないといけない。しかし、同和対策審議会答申（1965 年、昭和 40 年）や教科書の中に使われている表現以外は使用しない。などといったように、学習内容が硬直化しては、自由な話し合いの雰囲気は生まれてこないし、本当の理解を得ることはできない。

イ 同和問題の学習に参加を呼びかけると、「自分とは関係ないもの」、「何かしんどいもの」、「毎回同じ話か」ということで、参加者が少ない現状がある。同和問題解決を真に願っている人でも、本当に納得し、主体的に考え、参加できる学習でなければ、積極的になれないのは当然である。

本当の意味での啓発の場ではなく、一方的に教え説かれる場となっていなかったか。

⑤ 同和地区の低位性のみを強調していなかったか、明るい展望に欠けていなかったか。

ア 歴史学習において、たしかに被差別身分の人たちは、きびしく苦しい生活を強いられてきたが、しかし、差別に負けず、労働に励み、人間としての誇りを失わず、社会の発展に努めた一面が見失われがちになっていなかったか。

イ 同和地区の生活諸状態の低位性を強調するあまり、同和地区に対する消極的な印象のみを固定させる一面がなかったか。同和地区の人々の努力と人権行政の推進によって、同和地区の実態も改善され、人権教育・人権啓発・人権交流などにより明るい展望が開けつつあるとともに、また、新たな課題も出てきており、こういった歴史的経過をふまえた現実在即した説明がおろそかにされていなかったか。

第7章 これからの市民啓発

1 基本指針

第1

「人権尊重の精神を普及高揚させ差別のない真の民主主義社会の確立をめざす啓発」でなければならない。

- (1) 人権に対する意識が稀薄であれば、他人の人権を尊重することはむずかしく、みずからの人権が侵害されることにも気づかない。

戦前において（明治憲法下）、私達の人権はどこまで保障されていたのか、そして、現在は（新憲法下）で完全に保障されているのか、といった問題意識を常にもって、日常生活を営む必要がある。

民主主義社会の基本は、お互いの人権を尊重することである。同和問題は人権問題であり、同和問題の解決のためには、人権意識を普及高揚させなければならない。

- (2) わが国には、部落差別をはじめ障害者差別、外国人差別（とりわけ在日韓国・朝鮮人差別）、女性差別、職業差別、母子家庭・父子家庭に対する差別、経済的に貧しい人たちへの差別など、さまざまな差別がある。なかでも、近世封建社会に政治的につくられた「身分」にもとづく部落差別は、特に根強く残存している。これの早急な解決は行政の責務であり、国民的課題である。

- (3) 私たちは、みんなかけがえのない存在である。幸せに生きたいと願っており、また、幸せに生きていく権利を持っている。その人に何の責任もないのに、幸せに生きたいという願いと権利が踏みにじられ、社会的に不利益を受け、人間としての誇りが傷つけられる、これが差別である。

- (4) 差別はそれ自体が重大な社会悪であり、日常生活や仕事のなかで、差別メールや差別的言動を見たり聞いたりした場合は、私たちは、率直にかつ勇気をもってお互いに注意し合い、みんなで憲法で保障されている人権を重んずることの尊さを徹底させていく必要がある。

- (5) 真の民主主義社会は、幸せに生きたいというすべての人の願いと権利をお互い認めあい、大切にしあい、その実現にみんなで努力する社会である。

人権が尊重される真の民主主義社会を確立しないかぎり、私たち一人ひとりの真の幸せはない。私たちは、ひとり残らず差別と無関係には生活してい

ない、ということを広く人権問題の学習を通して認識し、差別をなくす実践者を育てるための啓発をすすめていかなければならない。

第2

「明るく自由な話し合い学習」を通じて、「知的理解にとどまらず、感性をゆり動かして納得にまで発展させる啓発」でなければならない。

- (1) 自分の言葉がない、考え方がない、情熱がない、といった話からは感動が生じないのはいうまでもない。その学習内容が抽象的で、公式的・画一的では、心の奥底に巣くっている差別意識や偏見をうちこわすことは不可能である。

みずからが主体的に考え、参加できる学習でなければ、学習しようという積極的な意欲は生まれない。素朴な疑問、率直な意見を押しつづけては、前向きの学習態度を形成することはできない。

言うまでもなく人間は全知全能ではなく、疑問にすぐに答えられない場合も出てこよう。そのときは、率直にその旨を述べ、後日に必ず正しい説明を行う真摯さが、相互学習を真に高めていくことになる。このような率直で積極的な学習態度を通して、わかりやすい、明るく自由な学習の場になるよう努めなければならない。

もちろん、明るく自由な学習の場といっても、人が人を差別するということは、重大な社会悪であり、したがって、差別をあおりたてたり、同和問題をはじめ、人権問題の解決をめざす、積極的で建設的な方向性を欠くような学習の場であってはならないことは、言うまでもない。

- (2) 「わかった」というには2つの側面があり、「理論的にそうだ」というのと、「なるほど納得した」というのは、大きな違いがある。

納得とは、その人がかつて経験したこと、感性的に自分のものにしていいことをいい、それと理論が一致した時に「そうだったのか」と、うなずくことになる。

啓発は、単に知的理解にとどまらず、感性をゆり動かして納得にまで高めるものでなければならない。納得してこそ、人間ははじめて、将来展望をもって、主体的に行動するものである。

- (3) 同和問題学習では、ともすれば暗く、そして、重く語られ、一方的に教え説かれがちで、明るい展望に欠ける面があった。

たしかに、部落差別は、同和地区の人々の生命と生活にかかわる深刻な問題であるが、一方では同和地区の人々の力強い自立や地域の環境改善、さらには、国民全体の人権意識の浸透など明るい展望が開けてきていることも事実である。こうした明るい展望を背景にして、市民一人ひとりが、子育て

や日常生活・仕事を通じて、同和問題の解決をめざす行動をするようになる学習でなければならない。

「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。したがって、いかなる時代がこようと、どのような社会に変化しようと、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない。」（同和対策審議会答申）という観点を常におさえなければならない。

第3

「啓発」とは何かという基本認識を的確におさえる必要がある。そのうえで、市民一人ひとりが同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決する主体的態度を形成する啓発でなければならない。

- (1) 啓発とは、本来「手引きする」、「自力でさとり手口をひらく」という意味である。したがって、知っている人が教え、他が習うという性質のものではない。

したがって、同和問題をはじめとする人権問題に関する啓発は、市民一人ひとりが学習を通して、自らの意識を変革し、人権尊重の精神の大切さを自覚し、差別をなくす意識を高め、自ら主体的に問題解決のための実践に取り組むようになることをめざすものである。

しかし、現状においては、この「啓発」本来の意味を直ちに実現することは容易ではないが、人権尊重の輪を一つひとつ広げて、究極的には、市民一人ひとりが、同和問題をはじめ人権問題を自ら意欲的に自学自習するという「啓発」本来の目的を達成しなければならない。

- (2) 同和地区に対する誤ったイメージをもっている人は、調査結果から見ても依然として多い。

同和問題学習の効果をあげるためには、素直な気持ちで学ぶ態度が大事である。

子どもの頃に植えつけられた誤った印象や伝え聞きの生半可な知識によって、同和地区に対する偏見が心に奥深く巣くっているかぎり、単に講義を聞いたり、書物を読んだりしても、それは素直には受け入れられないし、同和問題の学習の効果をあげることはできない。

「憲法に書いてあるから、同和対策審議会の答申で国民的課題であると説明しているから、教科書に書いてあるから、理解しなさい、差別してはいけません。」というように、紋切り型に形式的にいくら説得しても、同和地区に対する誤ったイメージをうちこわすことはできない。この誤ったイメージを、まずはじめのうちにこわして、素直な態度を形成するための取り組みが第一であり、同和問題を学習するための動機づけに創意工夫をこらす努力が大切である。

- (3) 部落差別の歴史を学ぶのは、①部落差別をつくり、それを強化し、利用したねらいと仕組みを把握し、②明治の解放令のあとも、部落差別が存在し続けてきた理由を明らかにし、③部落解放運動や差別解消のための取り組みがどのように展開されてきたかを正しく理解するためであり、そのうえに、人権尊重

の精神を自覚して、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解決する主体的態度を形成するためである。

これが、部落差別の歴史を学ぶ目的であり、決して、部落史の「ものしり」になるためではない、という視点をきっちりとおさえることが大切である。

- (4) 人権問題学習の対象者は、年令、性別、職業、教養、人権意識など様々である。また、人権問題学習に何度も参加している人、はじめての人といったように多種多様である。

対象者が変わっているにもかかわらず、または人権問題学習にしばしば参加しているにもかかわらず、いつも同じ学習内容、同じプログラム、同じ学習方法で啓発を行ったのでは、学習の目的を達成することはできない。対象者に応じて、個性的な学習を常に展開することが必要である。

これはまさに、指導者の力量が問われるところであり、指導者の不断の研鑽と資質の向上が求められる。

資料編

資料編

(資料①)

たつの市人権尊重都市宣言

平成 18 年 12 月 26 日議決

人権は、近代社会の原理として、何人にも保障されている基本的な自由と権利であり、日本国憲法においても、人権の享有と平等をその基本理念とし、侵すことのできない永久の権利として保障されており、すべての人々に与えられたものである。

しかしながら、今日もなお同和問題をはじめ、さまざまな人権課題が存在している。

国際的には、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言が国連総会で採択され、その理念の具体化と発展のため「国際人権規約」をはじめとする数多くの宣言や条約が制定批准されているなど、近年、世界的に恒久平和への期待とともに自由、平等、人権の確立への動きが急速に高まっている。

よって、たつの市議会は、たつの市において、人権意識の普及高揚を図り、人権尊重のまちづくりをめざして、すべての市民の人権が尊重される明るく住みよい、たつの市づくりに取り組んでいくことを確認し、ここに、たつの市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

(資料②)

たつの市条例第 18 号

たつの市部落差別の解消の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法、部落差別のない社会の実現を目指す部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）及び人権尊重のまちづくりを提唱するたつの市人権尊重都市宣言（平成 18 年 12 月 26 日議決）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消する

ことが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のないたつの市を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する市民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のないたつの市を実現することを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第6条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、たつの市部落差別解消推進基本計画を策定するものとする。

2 市は、部落差別の解消に関する施策の実施及び前項の計画の策定のため、必要に応じて、部落差別の実態等に係る調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に関する各種団体との連携を深めるとともに、市の組織の整備又は充実に努めなければならない。

(審議会)

第8条 市は、部落差別の解消に関する施策を審議するため、たつの市部落差別解消推進審議会を置く。

2 前項の審議会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(資料③)

内閣同和対策審議会答申 第3部 同和対策の具体案より

5 人権問題に関する対策（抄）

(1) 基本的方針

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に関して」「結婚に際して」あるいは、「近所づきあい、または、学校を通じてのつきあいに関して」差別をうけた経験をもっていることが明らかにされた。しかも、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても、その道は十分に保障されていない。

もし、国家や公共団体が差別的な法令を制定し、あるいは差別的な行政措置をとった場合には、憲法14条違反として直ちに無効にされるであろう。しかし、私人については差別的行為があっても労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては、「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり、「差別」それ自体が重大な社会悪であることを看過する結果となっている。（中略）

(2) 具体的方策

①差別事件の実態をまず把握し、差別がゆるしがたい社会悪であることを明らかにすること。

②差別に対する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること。

③人権擁護機関の活動を促進するため、根本的には人権擁護機関の位置、組織、構成、人権擁護委員に関する事項等、国家として研究考慮し、新たに機構の再編成をこなすこと。しかし、現在の機関としても、次の対策を急がねばならない。（以下略）

(資料④)

内閣同和対策審議会答申の中での同和問題（部落問題）の定義

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としても差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混在するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

(資料⑤)

平成 29 年 1 月 5 日

一般社団法人電気通信事業者協会 御中
一般社団法人テレコムサービス協会 御中
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 御中
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 御中

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政第二課

インターネット上の部落差別を助長する情報の取扱いについて

平素より、情報通信行政に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 12 月 16 日に、部落差別の解消に向けた国及び地方公共団体の責務等を定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布され、同日から施行されました。

同法 1 条の目的規定においては、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ・・・部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」とされており、インターネット上の部落差別に関する情報の問題等を踏まえて、法整備がなされているところです。

つきましては、部落差別を助長するような情勢について、貴団体所属の電気通信事業者等に対して、表現の自由にも配慮しつつ、約款等に基づき適切な対応をおとりいただくよう御周知いただくとともに、貴団体においても必要な措置を講じていただけますようお願い申し上げます。

以上

(資料⑥)

国 土 動 指 第 35 号

平成 29 年 9 月 14 日

別紙業界団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について

平成 8 年 1 月 26 日付建設省経動初第 8 号「宅地建物取引業者の社会的責務に関する意識の向上について」、平成 13 年 1 月 6 日付国総動第 3 号「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」及び平成 25 年 7 月 23 日付国土動指第 26 号「不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について」において、宅地建物取引業をはじめとする不動産業に関わる事業者の社会的責務に関する意識の向上について通知を行ってきたところである。

また、平成 28 年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 26 年法律第 65 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、不動産業を含む国土交通省所管事業向けの対応指針を策定して、障害者差別の解消に向けた適切な対応を求めてきたところである。さらに、同年 6 月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組についての基本的施策等を定め推進することを目的とする、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消にむけた取組に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）、同年 12 月に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とする、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）が施行されたところである。

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に係る人権問題の最近の状況を見ると、不動産業界において人権問題に対する意識の向上に向けた各種の取組が行われる一方、未だ一部において人権の尊重の観点から不適切な事象が見受けられる。

不動産業は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っていること及び人権問題の早期解決は国民的課題であることから、基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育・啓発が重要であることにかんがみ、同和地区、在日外国人、障害者、高齢者等をめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため不動産業界として不断的努力が求められる。

このため、貴団体におかれては、不動産業に従事する者に対する講習等を通じて人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図るとともに、不動産業に関わる事業者に対する周知徹底及び指導を行う等継続的な取組をお願いする。

別紙

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長

公益社団法人全日本不動産協会理事長

一般社団法人不動産協会理事長

一般社団法人不動産流通経営協会理事長

一般社団法人全国住宅産業協会会長

一般社団法人マンション管理業協会理事長

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会会長

一般社団法人全国賃貸不動産管理業協会会長

(参考送付)

一般社団法人不動産適正取引推進機構理事長

公益財団法人不動産流通推進センター理事長

(資料⑦)

機密性 2 完全性 1 可用性 1

法 務 省 権 調 第 123 号

平成 30 年 12 月 27 日

法務局人権擁護部長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長

(公 印 省 略)

インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件
及び処理 について（依命通知）

今般、インターネット上の同和地区（被差別部落）（以下、単に「同
和地区」という。）に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理につい
ての考え方を下記のとおり整理しましたので、今後は、これに従って取
り扱い願います。

記

1 従前の取扱い

インターネット上で、特定の地域が同和地区である、又はあったと
指摘する情報については、「インターネット上の人権侵害情報による
人権侵犯事件に関する処理要領について」（平成 16 年 10 月 22 日付け
権調第 604 号法務局人権擁護部長、地方法務局長あて当職通知。以下
「平成 16 年当職通知」という。）に基づき、「不当な差別的取
扱いをすることを助長し、又は誘発する目的」（以下「助長誘発目的」
という。）が存する場合に削除要請等の措置の対象としているところ
である。

特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報の中には、
差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているものもあるところ、
従前、この種の情報については、助長誘発目的が必ずしも明らかでな
いとして、削除要請等の措置の対象としないことが多かったと思われる。

しかし、以下のとおり、部落差別の特殊性を踏まえると、このよう
な運用は、見直す必要があると考えられる。

2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の適示に関する考え方

- (1) 一般的に、「人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病又は性的指向」に関する識別情報を適示するだけでは、直ちに人権侵害のおそれがあるとまでは言い難く、表現の自由として許容される場合もあり得るところである。そこで、平成 16 年当職通知は、助長誘発目的を要件とし、識別情報の適示のうち人権侵害を助長・誘発するおそれが高い、すなわち違法性（注）のあるものを類型化し、そのような場合は特定人に対する人権侵害の発生の有無にかかわらず、削除要請等の措置の対象とするという方針を示したものである。

このように、助長誘発目的の要件は、識別情報の適示のうち、違法性のあるものを類型化する機能を有するものであるが、同和地区に関する識別情報の適示については、別段の考慮を要する。すなわち、部落差別は、その他の属性に基づく差別とは異なり、差別を行うこと自体を目的として政策的・人為的に創出したものであって、本来的にあるべからざる属性に基づく差別である。また、このような不当な差別の対象とされる人々が集住させられた地域であるかつての同和地区は、差別の対象を画定するための地域概念とされてきたものである。

このような地域概念と密接に結びついていた部落差別は、個人の尊厳や法の下の平等を基本的価値とする現行法秩序とおおよそ相容れないものである。それにもかかわらず、このような身分差別が廃止され、100 年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。

このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の物に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということが出来る。

このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘す

る情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の適示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。

各局においては、この種の情報について、上記の考え方にに基づき、適切に立件・処理されたい。

（注）ここにいる「違法性」は、行為自体の危険性に着目したものであり、特定人の権利・利益の侵害を要しない点において、民法第 709 条の不法行為責任が成立する場合におけるそれとは異なる。

- （２）もっとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報であっても例外的に削除要請等の措置を講じるのが相当でない場合も考えられないではない。例えば、学術、研究等の正当な目的による場合であって、かつ、個別具体的な事情のもとで、当該情報の適示方法等に人権侵害のおそれが認め難い場合や、社会通念上、当該情報を公表する合理的な理由が認められる場合等である。

このような例外に該当するか否かについては、個別の事案ごとに実質的に判断する必要があるので、各局においては、人権侵犯事件調査処理規定第 22 条に基づく報告を行うことはもとより、立件の可否について疑義がある場合には、事前に当課宛て照会されたい。

3 平成 16 年当職通知との関係

平成 16 年当職通知は、違法性のあるインターネット上の情報のうち典型的なものを例示するとともに、これらの事案の処理の統一を図るための指針を示したものに過ぎない。したがって、同通知に列举された以外のものであっても、違法性が認められるものについては、人権侵犯事件調査処理規定等に基づき、立件・処理すべきはもちろんである。

上記のような部落差別の歴史的本質を踏まえると、同和地区に関する識別情報の適示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものであるので、今後は、上記 2 に従って処理されたい。

(資料⑧)

第 198 回（常会）衆議院本会議での二階議員の質問と安倍総理大臣の回答

(2017 年 1 月 23 日)

二階俊博議員

先の国会で成立しました部落差別解消推進法は長年の悲願であり、ここに改めてご賛同をいただいた議員各位に深く感謝を申し上げます。部落差別解消推進にかかる総理の意気込みをお尋ねしておきたいと思います。

安倍内閣総理大臣

部落差別解消推進に向けた意気込みについてお尋ねがありました。部落差別のない社会を実現することは重要な課題であります。政府としても、これまで、教育、啓発活動など、様々な施策を講じてきたところでありますが、先の国会で成立した部落差別の解消の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、今後とも、差別の解消に向けてしっかりと対処してまいりたいと考えています。

(資料⑨)

第 335 回 兵庫県議会（本会議）代表者質問 答弁

- 1 質 問 日 2017 年 2 月 23 日(木)
- 2 質 問 者 岸本かずなお 議員（公明党・県民会議）
- 3 質 問 8 「部落差別解消推進法」に基づく県の取り組みについて
- 4 答 弁 者 井戸知事
- 5 答弁内容

これまで、本県では、いち早く同和対策や地域改善対策を県政の重要課題として位置づけ、市町と連携を図りながら取り組んできました。

その結果、生活環境等の実態面での格差は大きく改善されたと認識しております。しかし、差別意識については、啓発活動の推進により県民の理解と認識は深まり、着実に解消へ向かっているものの、いまだ十分とはいえない状況にあるといえます。

このため平成 14 年の同和問題に関する特別措置法の失効後も、県としては、いち早く「人権教育及び人権啓発に関する総合推進指針」を定めまして、引き続き、県、市町、県民、企業の参画と協働のもと、人権相談や各種研修、人権フェスティバルをはじめとする啓発など、様々な機会を通じて、全庁的に人権施策をおこなって参りました。

今回制定された「部落差別解消推進法」では、現在もなお部落差別が存在すること、インターネット等の発達により、誤った情報が安易に拡散していることが、法制定の根拠として指摘されています。

本県としては、法の理念踏まえ、新年度、新たに、まず県民の理解と認識を深めるためのリーフレット等の啓発資材の作成をおこない、強化いたします。

二つに、インターネットの人権侵害に対する相談の窓口を設置し、相談の強化に取り組むこと
といたしております。

今後とも引き続き、この総合推進指針に基づく取り組みを進めて参ります。

なお、従来から国に要請してきた人権救済の仕組みは、何度か法案が国会に提出されましたがいまだに制定に至っていません。

この人権救済に関する法整備に合わせて、それに基づく条例制定についても検討して参る所存でございます。

(資料⑩)

国連・人種差別撤廃委員会からの勧告（抜粋）2018年8月30日

部落民の状況

19. 委員会は、2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が同法及びその他においても存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住居、婚姻における部落差別が継続していることを懸念する。また、委員会は、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていることを懸念する。また、委員会は、同法を施行するために割かれたリソースに関する情報の欠如についても懸念する。（第5条）
20. 世系に関する一般的勧告29（2002年）第1条第1項に留意し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
- (a) 部落民と協議し、部落民の明確な定義を定めること
 - (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別であると認識すること
 - (c) 次回の定期報告において、部落差別の解消の推進に関する法律の施行のためにとられた措置及びその影響について更なる情報を提供すること
 - (d) 雇用、住居及び婚姻における部落の人々に対する差別の撤廃に向けた努力を強化すること
 - (e) 2002年の同和特別対策の終了以降の部落民の社会経済的な状況の改善のためにとられた措置に関する情報を提供すること
 - (f) 部落民の権利に影響する全ての施策及び措置について、部落の人々との協議を確保すること
 - (g) 部落民の戸籍情報の秘密が守られ、戸籍登録情報の濫用に関する事案が捜査、起訴され、加害者が制裁を科されることを確保すること
 - (h) 部落差別の解消の促進に関する法律の施行のための十分な予算措置をとること

次回の定期報告の準備

49. 委員会は、締約国に対し、第71会期で委員会が採択した特定文書のガイドライン（CERD/C/2007/1）及び今回の総括所見において提起された全ての点に対処し、2023年1月14日までに、一文書として第12回～第14回合同定期報告を提出することを勧告する。国連総会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に対し、定期報告に会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に対し、定期報告について21,200語の制限を守ることがを要請する。

(資料⑪)

オリンピック憲章が謳う人権の尊重（抄）

2020年の東京大会に向け、本誌はオリンピック・パラリンピックを人権の視点から見つめる連載を始めます。第1回となる今回は、オリンピックの根幹にある人権尊重の理念について、首都大学東京特任教授の榎本直文（ますもとなおふみ）さんにお話をうかがいました。

オリンピック憲章が謳う人権の尊重

オリンピック・パラリンピックは、4年に1度のスポーツの祭典として、多くの人が選手のメダル争いに注目します。しかし、オリンピックはもともと、スポーツを通じた教育や平和のための誕生した祭典で、人権と深い関わりがあるのです。

「近代オリンピックの父」と呼ばれるフランスの教育家、ピエール・ド・クーベルタン男爵は、スポーツは体を鍛えるだけでなく、心身の調和のとれた人間を育成し、フェアプレーの精神や友情、道徳、連帯感を育むことができると考えました。さらに、国際的な競技会で他国の選手と親しくなり、多様な文化や芸術に触れることで、平和な社会の実現につながると考えたクーベルタンはオリンピックのあるべき姿として、「オリンピズム（オリンピック精神）」を提唱しました。そして、1894年に国際オリンピック委員会（IOC）が設立され、古代ギリシャでおこなわれていたオリンピックは復興されました。

十九世紀末、ヨーロッパ列強による植民地争奪と勢力圏拡大が激しさを増していた時代に復興されたオリンピックは、こうしたクーベルタンの教育と平和の思想に基づいているのです。そして、1908年にはIOCにより「オリンピック憲章」が制定され、その後に定められた根本原則には、「人権の尊重」が謳われています。

オリンピック研究やスポーツ哲学が専門の首都大学東京特任教授、榎本直文さんは次のようにいいます。「人が平和に生きるには、人権が満たされていなければなりません。平和をめざすオリンピックの根幹に人権が位置づけられているのは理にかなったことです」。しかし、このような志を掲げながらも、オリンピックはさまざまな人権問題を抱えてきました。

オリンピズムの根本原則（抜粋）

2 オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指すし、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。

4 スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては、友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。

6 このオリンピック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

（日本オリンピック委員会「オリンピック憲章」2015年版・英和対訳より）

出典：TOKYO 人権 第71号（平成28年8月31日発行）

(資料⑫)

たつの市同和問題関係歴史事項

で き ご と	西暦	元号
明治維新 (解放令)	1871	明治 4
大日本帝国憲法が發布	1889	明治 22
市内同和地区児童が小学校に初めて就学	1897	明治 30
全国水平社創立 宣言	1922	大正 11
日本国憲法施行	1947	昭和 22
世界人権宣言採択	1948	昭和 23
揖西北小学校で県内初の同和教育研究大会	1950	昭和 25
揖西村同和教育綱領策定	〃	〃
龍野市が誕生 龍野市民主化特別委員会の設置	1951	昭和 26
揖龍同和教育研究協議会発足	1955	昭和 30
龍野市民主化特別委員会が龍野市民主事業協議会に改組	1957	昭和 32
龍野市が初の同和対策事業関係予算を計上	1958	昭和 33
内閣同和対策審議会の答申	1965	昭和 40
同和対策事業特別措置法 (同対法) の制定 施行	1969	昭和 44
S結婚差別自殺未遂事件	1970	昭和 45
M結婚差別自殺事件	1971	昭和 46
龍野市同和対策室設置	〃	〃
市内同和地区に市立の隣保館、集会所、公民館を建設	前後	昭 37～49
龍野市民主事業協議会が龍野市民主化推進協議会になる	1973	昭和 48
市内同和地区全てに部落解放同盟の支部結成	〃	〃
龍野市教育委員会に同和教育指導室設置	1974	昭和 49
龍野市差別行政反対闘争で約3000人が市役所に結集	1975	昭和 50

龍野市議会「同和対策事業特別措置法」強化延長を満場一致で可決。総理大臣、総務長官あてに意見書を提出	1978	昭和 53
同和対策事業特別措置法 3 年延長	1979	昭和 54
地域改善対策特別措置法（地対法）の制定	1982	昭和 57
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）の制定	1987	昭和 62
「龍野市部落差別解消宣言」を市議会で決議	1994	平成 6
龍野市で同和地区実態調査が行われる	〃	〃
龍野市 5 地区人権協議会結成	1996	平成 8
人権教育啓発法成立	2000	平成 12
同和対策に関する法律が失効	2002	平成 14
龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併「たつの市」となる	2005	平成 17
1 市 3 町合併により、たつの市人権協議会と改組	〃	〃
たつの市「人権尊重都市宣言」市議会で決議	2006	平成 18
1 市 3 町民推協、たつの市民主化推進協議会に合併	2007	平成 19
部落差別の解消の推進に関する法律 制定	2016	平成 28
全国初「たつの市部落差別の解消の推進に関する条例」制定 翌年 4 月施行	2017	平成 29
たつの市 部落差別解消推進審議会が発足	2019	令和元年
市民人権意識・生活実態調査を実施	〃	〃
NHK 「部落差別はいま～たつの市実態調査から～」を放送	2020	令和 2
たつの市部落差別解消推進審議会 「たつの市部落差別解消推進基本計画策定について」を答申	2021	令和 3
「たつの市部落差別解消推進基本計画」策定	2022	令和 4

たつの市部落差別解消推進基本計画

令和４（２０２２）年３月 発行

発 行 兵庫県たつの市・たつの市部落差別解消推進審議会

担当課 たつの市 市民生活部 人権推進課

〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

電話：0791-64-3151 FAX：0791-63-2594

